

平成21年9月宮崎県定例県議会

平成20年度決算特別委員会
総務政策分科会会議録

平成21年10月8日～9日・13日

場 所 第2委員会室

平成21年10月8日（木曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第28号 平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

出席委員（9人）

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 主 | 査 | 高橋 | 透 |
| 副主 | 査 | 河野 | 安幸 |
| 委員 | | 福田 | 作弥 |
| 委員 | | 井本 | 英雄 |
| 委員 | | 萩原 | 耕三 |
| 委員 | | 押川 | 修一郎 |
| 委員 | | 武井 | 俊輔 |
| 委員 | | 権藤 | 梅義 |
| 委員 | | 前屋敷 | 恵美 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

| | | |
|---------------------|----|-----|
| 県民政策部長 | 高山 | 幹男 |
| 県民政策部次長 （政策担当） | 日高 | 勝弘 |
| 県民政策部次長 （県民生活担当） | 高島 | 俊一 |
| 総合政策課長 | 永山 | 英也 |
| 秘書広報課長 | 亀田 | 博昭 |
| 統計調査課長 | 橋本 | 江里子 |
| 総合交通課長 | 長嶺 | 泰弘 |
| 生活・協働・男女参画課長 | 高原 | みゆき |
| 文化文教・国際課長 | 福村 | 英明 |
| 人権同和対策課長 | 酒井 | 勇 |

| | | |
|------------|----|----|
| 情報政策課長 | 金丸 | 裕一 |
| 中山間・地域対策室長 | 山内 | 武則 |
| 広報企画監 | 津曲 | 睦己 |
| 交通・地域安全対策監 | 黒木 | 典明 |

会計管理局

| | | |
|---------|----|----|
| 会計管理者 | 長友 | 秀隆 |
| 会計管理局次長 | 中西 | 秀徳 |
| 会計課長 | 井上 | 昌憲 |

人事委員会事務局

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 太田 | 英夫 |
| 総務課長 | 江藤 | 修一 |
| 職員課長 | 大野 | 保郎 |

監査事務局

| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 勝士 |
| 監査第一課長 | 川越 | 長敏 |
| 監査第二課長 | 道久 | 泰三 |

議会事務局

| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 濱砂 | 公一 |
| 事務局次長 | 岡田 | 英治 |
| 総務課長 | 渡邊 | 靖之 |
| 議事課長 | 富永 | 博章 |
| 政策調査課長 | 日高 | 正憲 |

事務局職員出席者

| | | |
|-------|----|----|
| 総務課主幹 | 黒田 | 渉 |
| 議事課主幹 | 壺岐 | 哲也 |

○高橋主査 ただいまから普通会計決算特別委員会・総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。分科会の日程については、お手元に配付の日程案

のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、昨日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、主査会において「他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けること」とする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、県民政策部のみ、課・室を5つと4つに分けて2班を編成し、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に、部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成20年度決算について部長の説明を求めます。

○高山県民政策部長 県民政策部でございます。

それでは、平成20年度の県民政策部の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

1ページから御説明させていただきたいと思っております。ここに、県民政策部の事業につきまして、新みやざき創造計画に基づく施策の体系表に沿ってまとめております。一番上の左のほうに「基本目標」とあります。中ほどに「施策の基本方向」とありますが、私からはこの施策の基本方向ごとに成果を御説明させていただきます。

まず、基本目標の未来の舞台で輝く人づくりでございます。安全で安心な魅力ある教育環境づくりといたしまして、高等教育整備促進事業として、大学連携コンソーシアムを支援いたしまして、魅力ある高等教育環境づくりを支援いたしますとともに、私立学校振興費補助によりまして、保護者の経済的負担の軽減とか、私立学校の経営基盤の安定等を図ったところがございます。

2つ目のNPO等との協働の推進とボランティア活動の促進であります。地域福祉等推進特別支援事業等によりまして、NPOやボランティア活動を促進いたしますとともに、NPOと行政との協働の推進を図ったところがございます。

次の人権意識の高揚と差別意識の解消であります。宮崎県人権啓発推進協議会への委託事業でありますとか、宮崎県人権啓発センターの運営等を通じまして、人権教育・啓発や同和対策の推進に努めたところがございます。

次の男女共同参画社会づくりの推進であります。男女共同参画地域リーダー人材育成事業や女性のチャレンジ支援事業等によりまして、女性の社会参画の促進と、男女平等意識の確立を図ったところがあります。

次の文化の振興であります。第13回宮崎国際音楽祭の開催やミュージックランドみやざき

推進事業、さらには、日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業の実施などを通じまして、県民の多様な文化活動の促進と心豊かな県民生活の創造に努めたところでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。基本目標Ⅱのくらしの舞台づくりであります、地球温暖化防止に貢献する社会づくりといたしまして、サン・SUNみやざき体験情報発信事業によりまして、太陽光発電を初めとする新エネルギーについての普及啓発に努めました。

次の人にやさしいまちづくりにつきましては、啓発パンフレットの作成等によりまして、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めたところであります。

次の地域交通ネットワークづくりであります、地方バス路線等運行維持対策事業等によりまして、県民の日常生活に必要な公共交通機関の維持・充実に努めてまいりました。

次の情報通信環境の整備であります、ケーブルテレビ施設整備に対する支援や、移動通信用鉄塔施設整備事業によりまして、高度情報通信環境の整備充実、さらには情報通信格差の是正に取り組んだところであります。

次の安全で安心なまちづくりであります、犯罪のない安全で安心なまちづくりの強化に努めますとともに、交通安全対策の推進につきましては、若年者や高齢者などを対象としました世代間交流により、交通安全教育を実施いたしまして、交通事故防止に取り組んだところであります。

次に、安心できる消費生活の確保であります、消費者啓発の推進や消費生活相談員の設置などによりまして、消費者の自立を支援いたしますとともに、消費者被害の未然防止に努めたところであります。

次に、3ページをごらんいただきます。基本目標Ⅲの経済・交流の舞台づくりであります、広域交通ネットワークづくりにつきましては、鉄道活性化対策推進事業や「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業等によりまして、各公共交通機関の利用促進を図りますとともに、国や関係会社への要望活動を行うなど、陸・海・空の輸送機能の維持・充実に努めたところであります。

次に、個性を生かした地域づくりといたしまして、宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流や個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業等によりまして、活力のある地域づくりを推進してまいりました。

次の国際化の推進と多文化共生社会づくりでありますけれども、外国青年招致事業や多文化共生社会推進事業等によりまして、県民の国際理解の促進と外国人住民に対する支援等を行ったところであります。

最後に、その他でございますけれども、新みやざき創造戦略の展開や政策評価の実施などを通じまして、重要施策の総合企画と総合調整を行いましたほか、県民本位の県政の推進に向けて、県民フォーラム等の広聴活動、さらには住宅とか土地統計調査等の各種統計調査の実施を図ってまいりました。

次に、5ページをごらんいただきたいと思っております。以上のような事業を通じまして、平成20年度の決算の状況についてであります、県民政策部といたしましては、一般会計、特別会計を合わせまして、予算額が124億7,509万4,000円に対しまして、支出済額が123億2,602万1,869円、繰越額が8,343万1,000円、不用額が6,564万1,131円、執行率は98.8%となっております。

最後に、35ページをお開きいただきたいと思

います。平成20年度の監査結果報告書指摘事項等につきましては、1の指摘事項にありますように、総合政策課の宮崎大学連携コンソーシアム支援事業費補助金の支出事務について、1件の指摘をいただいております。

以上、概要につきまして御説明いたしましたけれども、詳細につきましては、各課長より御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○高橋主査 部長の説明が終了いたしました。

これより総合政策課、中山間・地域対策室、秘書広報課、統計調査課、総合交通課の審査を行います。平成20年度決算について各課の説明を求めます。なお、委員の質疑は4課1室の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。総合政策課の平成20年度予算に係る決算状況等について説明をさせていただきます。

初めに、お手元の平成20年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つの会計がございますが、まず、一般会計からでございます。総合政策課のところでございます。総合政策課と課内室であります中山間地域・対策室を合わせまして、予算額38億2,499万5,000円に対しまして、支出済額38億1,471万4,982円で、不用額は1,028万18円、執行率は99.7%となっております。次に、開発事業特別資金特別会計でございます。予算額4,366万7,000円に対しまして、支出済額4,363万8,790円で、不用額は2万8,210円、執行率は99.9%となっております。

次に、青いインデックス、総合政策課、7ページでございます。当課の決算事項別の明細は7ページから11ページとなっております。目の不

用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。(目)計画調査費でございます。不用額が880万6,041円となっております。この不用額の主なものは、負担金・補助及び交付金の589万8,179円でありまして、これは、元気のいい地域づくり総合支援事業の市町村事業における入札残等に伴う事業費の減による執行残や、個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業の市町村事業における事業計画の変更等による執行残などによるものであります。また、需用費の129万786円の執行残につきましては、事務費等の執行残によるものであります。

次に、9ページをお開きください。(目)社会福祉総務費でございます。執行率が89.9%となっております。この不用額は、部の連絡調整費、事務費等の執行残によるものであります。

次に、11ページをお開きください。開発事業特別資金特別会計であります。(目)運営費でございますが、執行率が73.1%となっております。この不用額の主なものは、宮崎県開発事業特別資金審議会開催に要する委員の報酬及び旅費の執行残によるものであります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、平成20年度の主要施策の成果について説明をいたします。なお、総合政策課分といたしまして、中山間・地域対策室が所管しております事業もあわせて記載しておりますので、私からは総合政策課分の所管事業について説明をさせていただきます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックスの9ページ、総合政策課でございます。まず、1)安全で安心な魅力ある教育環境づくりについてであります。中ほどの表の施策推進のための主な事業及び実績、さらにそ

の下の施策の成果等にありますように、県内すべての高等教育機関で構成される高等教育コンソーシアム宮崎が実施します単位互換や相互交流、インターンシップへの取り組み等の連携事業などに支援を行ったところであり、今後とも、県内高等教育機関の連携支援を行うことによりまして、高等教育環境の魅力向上や高等教育機関の有する知的財産の活用による地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、10ページをお開きください。1) 地球温暖化防止に貢献する社会づくりであります。施策推進のための主な事業及び実績にありますように、宮崎新エネルギーフェアにおいて普及啓発のための講座やイベントを開催し、太陽光発電を初めとする新エネルギーの意義や必要性等の情報発信を行ったところであり、今後とも、太陽光やバイオマスなど、本県の地域特性を生かした新エネルギーの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、11ページ、1) 人にやさしいまちづくりであります。県では、昨年3月にユニバーサルデザイン推進指針を策定しておりますが、県内における認知度・理解度を高めるために、県職員の研修や県民向けパンフレットの配布、講演会、小中学生を対象とするアイデアコンクールを実施したところであり、今後とも、こうした取り組みによりまして、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、15ページをお開きください。3) 県境を越えた交流・連携の推進についてであります。施策推進のための主な事業及び実績、施策の成果等にありますように、九州地方知事会議等におきまして、官民が一体となって九州独自の発展戦略や具体的な施策の検討、推進を行っ

ているところであり、今後とも、これらの会議を活用しながら九州各県との連携を深め、県境を越えた広域的な取り組みを推進していく必要があると考えております。

16ページをお開きください。1) 重要施策の総合企画と総合調整でございます。施策推進のための主な事業及び実績にありますように、県の総合計画において重点施策として掲げます新みやざき創造戦略を庁内の連携のもと、強力に推進していくための新みやざき創造戦略推進本部を開催いたしますとともに、戦略推進のための調査等を行ったところであり、また、創造戦略の推進状況について、客観的な評価・分析を行うため、新みやざき創造戦略評価委員会による外部評価を実施いたしました。今後とも、計画に掲げる基本目標の実現を目指しまして、引き続き計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成20年度の取り組みを対象とした新みやざき創造戦略の政策評価の結果につきまして、349ページから355ページに記載をいたしております。ただ、これは、先日の常任委員会での御説明と重複をいたしますので、ここでは説明は割愛させていただきます。

以上が総合政策課の主要施策の成果についてであります。

最後になりますが、監査における指摘事項についてであります。決算特別委員会資料に戻っていただきまして、35ページでございます。平成20年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書にも触れられておりますけれども、平成20年度の監査におきまして、1件の指摘事項がございました。指摘内容は、大学連携コンソーシアム宮崎の支援事業費補助金について、事業内容の変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていな

かったものであります。今回の指摘は、補助金交付要綱において、補助対象経費総額の20%を超える額の変更が生じた場合には、相手方から変更交付申請を提出させ、変更交付決定の手続を行うこととなっておりますが、その手続がなされず、実績報告に基づき補助金の額の確定を行っていたものであります。これに対する改善につきましては、補助金の事務執行に当たりまして、財務規則及び補助金交付要綱等を十分確認し、今後このようなことがないように適正な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

総合政策課は以上でございます。

○山内中山間・地域対策室長 中山間・地域対策室所管の事業について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックスの総合政策課の12ページをお願いします。1)個性を生かした地域づくりについてであります。表の最初の過疎地域自立促進計画推進であります。13ページの施策の成果等の①にありますように、これまでの過疎対策事業等の実施により、社会資本の整備は着実に進んできたところであります。しかしながら、過疎地域を取り巻く環境は厳しさを増しているところであります。今後とも、地域資源を生かした産業振興や交流人口拡大に取り組み、地域の活力を高めていく必要があると考えております。

再度、12ページをお願いします。㊟宮崎魅力再発見出会い・ふれあい交流であります。この事業は、西米良村、諸塚村において地域の魅力を活用した体験交流イベントを実施し、都市住民による外部の視点を活用した地域資源の再発見や地域情報の発信を行ったものであります。

次に、地域づくりネットワークであります。これにつきましては、地域づくり団体の自主的・

主体的な活動を促進するため、団体が加盟しております宮崎県地域づくりネットワーク協議会に助成を行い、情報提供を行うとともに、団体間の交流・連携を図ったところであります。昨年度末で158団体が加盟しているところであります。

次に、元気のいい地域づくり総合支援であります。市町村や地域住民による個性と魅力ある地域づくりの取り組みに対し、都城市ほか11件に支援を行ったところであります。

次に、13ページの㊟個性と工夫で頑張る地域づくり応援であります。新みやざき創造計画に基づく新しい県づくりを推進するため、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みに対し、西都市ほか10件に支援を行ったところであります。

元新みやざき県土利用計画策定であります。これは、第4次国土利用計画（全国計画）の策定に伴い、昨年10月に第4次宮崎県国土利用計画を策定したものであります。

説明は以上であります。

○亀田秘書広報課長 秘書広報課の平成20年決算の概要について御説明をさせていただきます。

決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。秘書広報課の一般会計の決算額は、予算額が4億2,647万6,000円に對しまして、支出済額が4億2,355万3,587円となっております、不用額が292万2,413円となりました。執行率は99.3%となっております。

次に、青いインデックスの秘書広報課と書いてあるところ、13ページをお願いいたします。当課の決算事項の明細は13ページから14ページにわたってということなのですが、このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明をいたしたいと思っております。14ページをお願いし

ます。(目) 広報費、不用額が252万656円となっております。これは、主に小学生向けに県政をわかりやすくしたパンフレットをつくっておりますけれども、その入札に伴う執行残、これが主なものとなっております。

次に、主要施策の成果についてでございます。主要施策の成果に関する報告書の青いインデックス、秘書広報課のところ、17ページをお願いいたします。情報通信環境の整備というタイトルでございますが、その施策推進のための主な事業及び実績という表の中にございます。主な事業として広報活動を行いまして、右のほうに主な実績内容を掲げてございます。まず、印刷広報事業といたしまして、「県広報みやざき」の発行を年6回、それから新聞広報事業といたしまして、これは県政のお知らせをいろいろ掲載したもの、これを「県政けいじばん」と称しておりますが、これを年24回、それからテレビ・ラジオ放送事業といたしまして、テレビで2局、ラジオで2局、県政番組をつくりまして放送いたしました。そしてまた、県ホームページ、これでいろいろな情報発信を行ったところがございます。

こうした取り組みによりまして、広く県民の皆様は県政情報の提供を行うことができたのではないかと考えておりまして、今後とも、県民の皆様の県政に対する理解を促進するために、積極的に広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、18ページをお願いいたします。県民本位の県政の推進というタイトルのところがございますが、同じく、主な事業及び実績の表にありますように、広聴活動といたしまして、主な実績内容としましては、1つ目には、県民総ブレイク事業、その下に3つ掲げておりますが、

その3つが内容になりますけれども、県民フォーラムを7回、県民ブレイク座談会を8回実施いたしました。これは、知事が県民の方から直接意見をお聞きしたり、意見交換会をしたりということでございますが、そういうものをやりまして、あと出前講座ということで、これを44回実施いたしました。これは、県職員が県民の方の要請に応じて、いろいろなテーマについて県政の報告、説明を行うというものでございます。また、県民の声事業といたしまして、電話とかメールとか、いろいろな方法で3,331件の意見をいただいたところがございます。こうした取り組みによりまして、県民の皆様のさまざまな意見を県政に反映するように努めたところでありまして、今後とも、広聴事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

秘書広報課は以上でございます。

○橋本統計調査課長 統計調査課の決算概要について御説明申し上げます。

お手元の平成20年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。統計調査課の予算額3億6,912万1,000円に対しまして、支出済額3億6,638万9,866円、不用額273万1,134円、執行率99.3%であります。なお、翌年度への繰り越しはございません。

目の執行率が90%を下回るものはございません。

不用額が100万円を超えるものにつきましては、16ページをお開きください。(目) 委託統計費、不用額244万7,064円です。執行残の主なものは、旅費42万5,597円、需用費55万1,204円、役務費65万3,121円であり、経費節減により

執行残となったものであります。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。主要施策の成果に関する報告書の19ページをお開きください。各種行政施策の実施及び計画立案等に必要な基礎資料を得るために、各種調査を行っております。表に主な事業を2つ掲げております。まず、1つ目の住宅・土地統計調査でございますが、この調査は、総務省の基幹統計として5年周期で実施されるもので、平成20年10月1日を調査日といたしまして、本県では、県内の3万3,563住戸・世帯を対象に実施いたしました。この調査により住宅の種類や数、土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態などを明らかにするとともに、行政施策の企画や立案のために必要な基礎資料を得ることができました。

次に、2008年漁業センサスでございます。この調査は、農林水産省の基幹統計として5年周期で実施されるもので、平成20年11月1日を調査日といたしまして、本県では、沿海地区11市町の1,402経営体を対象に実施いたしました。この調査によりまして漁業の生産構造や就業構造及びその背景を明らかにいたしますとともに、行政施策の企画や立案のために必要な基礎資料を得ることができました。

引き続き統計思想の普及啓発に取り組みますとともに、円滑な調査の実施、調査の精度向上に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果に関しましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、報告すべき事項はありません。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○長嶺総合交通課長 総合交通課の20年度決算の概要について御説明をいたします。

委員会資料の5ページをお開きください。総合交通課は一般会計のみでございまして、総合交通課のところをごらんいただきたいと存じます。まず、予算額7億1,703万円に対しまして、支出済額は7億1,117万6,625円、不用額は585万3,375円となっております、執行率は99.2%でございます。

続きまして、青いインデックスの総合交通課のところ、19ページをお開きください。当課の決算事項別の執行状況でございます。目の執行残が100万円以上のものは、(目)計画調査費の不用額585万1,566円がございまして、このうち主なものは、節の負担金・補助及び交付金の不用額529万3,725円でございますが、その主な発理由といたしましては、表の右の説明欄のところに事業名を掲げておりますけれども、地域バス再編支援事業におきまして、バスの燃油価格が年度後半下がったことによりまして、市町村への運行費補助の実績が見込みを下回ったこと、また、物流効率化推進事業のうち、関東航路利用促進補助事業におきまして、昨年秋以降の景気の悪化などによりまして、助成の対象となります運送事業者の利用率が見込みを下回ったことなどにより発生したものでございます。

なお、執行率が90%未満のものは該当はございません。

決算事項別の説明は以上でございます。

続きまして、20年度の主要施策の成果について御説明をいたします。お手元の成果報告書の総合交通課のインデックス、20ページをお開きください。まず、2)地域交通ネットワークづくりについてであります。地方バス路線等運行維持対策についてであります。表の右側に主な実績内容を掲げておりますが、生活交通路線38系統の運行費の補助や、生活交通路線で使用い

たします車両5台の購入費補助を国と協調してバス事業者に実施をいたしました。また、バス事業者が路線を廃止した後に市町村が代替バス等を運行する場合の運行費補助を、宮崎市ほか23市町村に対して行いました。これらにより地域の重要なバス路線の維持確保を図ったところがあります。

次に、地域バス再編支援でございますが、これは、廃止路線代替バスの運行形態を見直しまして、地域の実情に応じたコミュニティバスへの再編を図る市町村に対しまして、18年度から、新システム導入時の車両購入費や運行経費などについて助成を行っているところでございますが、20年度は、実績内容欄にありますように、日南市ほか5市町村に対しまして車両購入費の補助を、また、同じく日南市ほか10市町村に対しまして運行費補助を実施したところであります。この事業を活用いたしまして、平成20年度までに11市町村がコミュニティバスの運行を開始しております。今後は、これらの再編を行った市町村の取り組みが軌道に乗るよう、支援をしていきたいと考えております。

次に、21ページをごらんください。1) 広域交通ネットワークづくりについてであります。鉄道活性化対策推進であります。実績欄にございますように、国やJR九州に対しまして、日豊線の高速化や車両の更新、利便性の向上など、本県の鉄道が抱えます課題について、機会あるごとに陳情・要望等を行いました。その結果、特急列車の増便とか、日南線観光列車「海幸山幸」の運行開始の決定など、一定の成果が得られたところでございます。今後とも、利用促進を図りながら、粘り強く要望活動を続けていくこととしております。

次に、海上輸送網整備でございますが、海上

輸送網の維持整備のため、海運事業者との協議・調整及び荷主・物流事業者等からの情報収集を行ったところであります。

次に、物流効率化推進についてでございます。まず、昨年7月に知事を本部長として設置いたしました宮崎県物流対策推進本部において、各部局が連携して物流効率化策の調査・検討のほか、荷主や運送事業者へのヒアリングなどを実施したところであります。また、平成19年度から運行を開始しましたローロー船の関東航路につきまして、新たに当該航路を利用することとなった荷主の貨物を輸送いたします運送事業者を対象に補助を実施いたしまして、航路の利用拡大を図ったところであります。このほか、モーダルシフトに関する講演会や意見交換会を開催いたしました。物流効率化につきましては、引き続き、船会社やJR貨物に対しまして、輸送力拡大の働きかけを行っていくとともに、今後はトラック輸送から海上・鉄道輸送への一層の移転を進めるために、利用促進策の強化を図るほか、物流対策本部におきまして、民間や各部局との連携をより一層深めて対応してまいりたいと考えております。

最後に、「みやざきの空」航空ネットワーク活性化についてでございます。宮崎空港発着の国内線・国際線の維持・充実を図るために、国や航空会社等への陳情・要望活動を行うとともに、利用促進に努めてきたところでございます。その結果、韓国との国際定期便につきましては、週3便の運航から平成20年の冬のダイヤルは週5便へ増便が計画されたところでございますが、御存じのとおり、昨年9月以降の世界的な景気の悪化や円高の影響で韓国からの需要が低迷をいたしまして、増便は20年12月2日から21年1月5日の約1カ月間にとどまったところでござ

います。また、長年の要望活動とチャーター便の積み重ねによりまして、昨年6月から宮崎—台北間に本県2路線目の国際定期便が就航をいたしました。しかし、景気悪化や円高、新型インフルエンザの影響などで需要が伸びずに、去る10月1日から運休となっているところでございます。台北線につきましては、早期に運航再開ができるよう、航空会社や関係機関に働きかけていきたいと考えております。今後とも、航空会社や旅行会社等と連携をいたしまして一層の利用促進を図り、宮崎空港の航空ネットワークの維持・充実に努めてまいりたいと思います。

以上が20年度の主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告する事項はございません。

総合交通課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋委員長 説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○武井委員 一通り質疑をしてまいりたいと思います。まず、9ページのコンソーシアムなのですが、以前、本会議でも質問させていただいたんですけれども、単位互換とかはわかるんですが、実際にこれが、大学生とか学校関係以外の一般の県民の皆様への還元みたいなものが、これは県費を使っているわけですから、どの程度図られたのか、お聞かせください。

○永山総合政策課長 この事業の主な目的としましては、宮崎県において、若年の人が少ない、流出してしまうということがあって、高等教育環境を整えることによって、県内に留保する、あるいは県外から若い人に来ていただくということが直接の目的でございます。したがって、基本的には、大学の活性化、あるいはそこに集う学生たちが充実感を味わうことを直接的には

目的にしているというふうに思っております。県民への還元ということと言えますと、地域社会との交流ということでもシンポジウムを開催したり、あるいは就職活動ということの支援を行っております。これについては、それぞれの親御さんにとっては意味のあることではないかなというふうに思っております。ただ、やっぱり目的として、県民の方々に高等教育機関の有益性あたりが十分理解されることが必要だろうというふうに思っておりますので、このあたりはコンソーシアムの事務局も認識をしております。社会貢献活動あたりにもう少し力を入れていきたいというふうな意見はいただいているところでございます。

○武井委員 今の答弁なんですが、そのとおりでと思うんですが、逆に、その中でもありましたことなんですが、実際にこういうことをやることによって宮崎に残ってもらうであるとか、県外から来た学生にそのままいてもらうとか、そういった若年層のいわゆる知識層を宮崎に残していくという趣旨というのは非常に大きいと思うんですが、では、実際にこれをやることによってそういった政策的な効果というものが、なかなか何人残ったとかいうところまでできるかわかりませんが、どの程度図られたのか、お聞かせください。

○永山総合政策課長 基本的に、魅力は大学みずからがつくるべきものだというふうに思っております。それぞれの大学も努力をいただいているとは思いますが、あくまでもこれは補完的なものとして、各大学が連携をして、例えば単位互換で、宮崎大学に入ってもほかの大学の講義が受けられるというふうな環境を整えていくことで、より魅力をアップしようということでございます。この事業によってどこまで効

果があったのかというのは、正直言って、はかることは難しいだろうというふうには思います。ただ、平成16年度にこのコンソーシアムをつくったんですけれども、それまではすべての事業がほぼ県におんぶにだっこでやってきました。当時の総合政策課が、インターンシップにしても、講演会にしても、すべて県がやるということでございましたが、現在、すべて独立をしてコンソーシアムの事務局がやっておりますし、これを契機として個別の大学間での連携ということも図られつつあるようですので、徐々にではありますけれども、そういう目的のためにつながりつつはあるのではないかなというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。主要施策15ページの総合企画調整なんです、これは確認なんです、知事会議とか、全国知事会、九州地方知事会、こういったようなものが決算されているんですが、これに係る旅費等については、総合政策課になるのか、秘書広報課になるのか、このために行くとかの滞在旅費について確認したいんですが。

○亀田秘書広報課長 知事の旅費という意味で私のほうからお答えさせていただきますと、知事の旅費は、秘書広報課の持っている旅費から出す分と、今おっしゃったように、全国知事会、九州知事会については、100%かどうか私もちょっと自信ないんですが、*総合政策課の計画調査のほうから出しているということのようでございます。

○武井委員 わかりました。その按分とかはケース・バイ・ケースという部分もあるかと思うんですが、知事の特にこの20年度というのは非常にテレビ出演なんかも多かったわけなんです、知事会で上京をする、その後に多分、テレビ出

演をする、個人として後援会活動をする、そういったこともあったかと思うんですが、そういったときの実際の旅費、その他経費の按分というのはどのようになっていったのか、お聞かせください。

○亀田秘書広報課長 公務で出張いたしまして、途中で政務が入って、例えば、1泊して、その後また公務が入って帰ってくるとか、そういう出張の場合ですけれども、公務と政務の仕分けもしっかりしていただいております、公務のほうは旅費で出す、政務で例えば宿泊した分は自腹で出してくださいということで、そこはしっかり区分けをしております。

○武井委員 その区分けの話なんです、その区分けというのが、知事会だけでも宮崎からの旅費、往復するわけですから、確かに、そういった意味でいえば、旅費というのは県費で持つというのはわからなくはないんですが、実際に2泊3日のボリュームの中で、公的なものが半分、私的なものが半分あるとするならば、旅費というの50%分というふうになってしかるべきではないのかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○亀田秘書広報課長 実は私も詳しい旅費の出し方は知らないんですが、基本的には、会計、総務事務センターのほうで細かく旅行日程を見て、行きの航空賃は公費だとか、このホテルに泊まったのは、政務で泊まっているから宿泊代は政務で知事自腹だとか、あるいはこの行き来は政務っぽいから自腹だとか、帰りはまた公務が入って帰るとすれば、帰りの航空賃は公務で出せるとか、そういう細かく見て計算をしております。

○武井委員 細かく見て計算をしているという

※45ページに訂正発言あり

ことであれば、本来であれば秘書広報課としてそれはどういう計算をした結果、今回は幾らであるとか、今回はどうだったというのは把握されていてしかるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○亀田秘書広報課長 私のところに旅行命令が回ってくるわけですが、その段階では、今申し上げましたように、ここは公務ですよ、ここは政務ですよと、別途支給と書いてありますが、旅行日程がそういうふうに区分けしてあります。それは実際、幾らになるかというのは私の段階では把握していないかもしれません。その時点で具体的な数字が、公務が幾ら、政務が幾ら、おっしゃったように、50%・50%と一律やっているわけじゃなくて、あるときは7割・3割とか、あるいは5・5になるときもありますし、詳しい数字がどうかと言われますと、そこについてはその時点では私は把握しておりません。

○武井委員 ということは、確認をしますと、それは会計課、すなわち会計管理局が何がしかの基準をもって決定をしているということになっているということによろしいんですか。

○亀田秘書広報課長 基本的に、旅行命令自体は、知事は知事自身になりますし、私のほうを通りますので、その時点でこれは公務だとか、これは政務だという判断は、秘書が書きますけれども、その時点で判断してしまして、それが旅費計算上幾らになるかというところは総務事務センター、会計課なり、そのあたりでチェックしていると理解しております。

○武井委員 アクターがいろいろ出てきてよくわからないんですが、またこれは主査にもお願いしたいと思うんですが、例えば公務と政務の判断はだれがして、その結果として経費の按分はだれがして、今、総務事務センターとか会計

管理局とか出てきたんですけれども、最終的にはどういうふうに決定されて、支給額がどうなるのかというのが、今のお話ですとわかりにくいんです。もちろん、ケース・バイ・ケースなんでしょうけれども、一つの事例として、いついつはこういう動きをしました、これについては、結果として、こういう動きだったのでこういう按分をして、最終的にはこういうふうになりましたとか。だれがどれをどういう判断をしてというようなことというのは、少し見える化していただきたいと思うんですけれども、資料を求めたいと思うんですが。

○亀田秘書広報課長 私も今、図式的なことをうまく説明できないものですから、それでは、意思決定過程といいますか、それと、こういった場合はこうなるというパターン、標準的パターンになると思いますが、そういったものを資料をつくりまして……。

○高橋主査 今、武井委員が質問しているのは、公務と政務をはっきりしているというふうに答弁されていますが、それはだれが判断するのか、それと、その後、今度は支給のお金の区分は、これもはっきり総務事務センターで区別して支給しているということの答弁をされていますが、だれがチェックするのか、そこを明確にしていただけであればいいんじゃないでしょうか。後ほど、また整理されて答弁をいただければいいです。

○武井委員 まさに今、おっしゃったとおりなんですが、一番わかりやすいのは、一つの具体的な事例、当然決算しているわけですから、例えば、それが2泊3日なり3泊4日の中でどういう動きがあって、その結果としてどういうふうになったとか、まず、どういう起案が上がってきて、だれがどういう割合だということを判断して、最終的にはどういう形で支給があった

みたいな、一つのフローチャートみたいなものでも、資料要求をお願いしたいと思います。

○**亀田秘書広報課長** それは資料でよろしいでしょうか。もう一度きれいにまとめて……。

○**高橋主査** 武井委員の資料については後ほどまた……。

○**亀田秘書広報課長** わかりました。

○**武井委員** では、その件は後にしまして、次に、秘書広報課の広報について御質問したいと思うんです。印刷、新聞、テレビとあるんですが、例えばテレビの視聴率並びにラジオの聴取率がどれぐらいだったのか、お聞かせください。

○**津曲広報企画監** テレビでございますが、MR TとUMKで視聴率を調査されています。20年度、MR Tが3.3%、UMKが3.7%が平均となっております。ラジオにつきましては、聴取率でございますが、MR Tが3.7、FM宮崎が3.5でございます。

○**武井委員** 宮崎は民放が2つしかない、テレビもケーブルとかもありますけれども、そういった選択肢のない中での、時間にもよるんでしょうけれども、決して高いとは言えないと思うんですが、こういった視聴率のアップのために、例えば今の時間でいいのかとか、そういったようなことも含めて、より県民の皆さんに見ていただけるような、内容は後にしますけれども、ハード面での時間とか、そういったものも含めて、改善をするといったようなことはなかったのか、お聞かせください。

○**津曲広報企画監** 聴取率のアップについては、私たちもテレビ局とよく相談をしています。まず、テレビの話をしていただきますと、今、15分間という番組、この15分を平日の夕方とか、一番皆さんが見ていらっしゃる時間にやるというのはなかなかできません。これは、テレビ局

が現在、東京からネットの本局とといいますか、そこから流れてくる番組を中継しているという場合がございます。それで、土曜日、日曜日というような日に、今、私たち、県政番組を放映させていただいているんですが、ある程度のまとまった時間、そして、よく見ていらっしゃるだろうとねらいをつけて今、やっているという状況です。例えば、県内47万世帯あるというふうに考えますと、聴取率3%でも1万4,000世帯、人口的には3万人余りが見ていらっしゃるんじゃないかなと考えています。それで、今度は番組の宣伝、実際、今、私たち、土曜日と日曜日に放送していますが、そのとき、こういう番組、こんなのでやりますよという番組の宣伝をそれぞれの局が一生懸命今、頑張っていると思います。あわせて、各テレビ局のホームページの中で、実際、日曜日や土曜日に見れなかった方、見逃した方もごらんいただきたいということで、現在、ホームページの中をごらんいただきますと、その番組をもう一回見ることができるというような格好でやっております。ですから、時間の問題はできないとか、放映日は変えられないとか、もっと見る方法はないのかということは、相当意見交換をしながらこの状況になっていると、御理解をいただきたいと思っています。

○**武井委員** 努力のことはよくわかります。今、出ましたアーカイブの話、MR TとかUMKのホームページで見ることができるという話なんです。土曜日の朝、私もよく見るようにしているんですが、内容的にはよく吟味されている内容であると思うんですが、これを逆に、版権なりを買って、県として二次利用できるような形、例えばDVDに焼いて学校で見るとか、そういったような形も含めた、つまりは二

次利用についての対策・対応というのは検討されなかったのか。より効率的にこの番組の素材を使うということについて検討はなかったのか、伺います。

○津曲広報企画監 これは、九州各県と申しますか、全国、県政番組を持っていらっしゃるところは共通の課題になっています。放送の二次利用というのは非常に厳しいものがございまして、その番組のその局だけがオーケーされても使えない。結局、MRTのホームページの中にあるわけですから、それを県庁のホームページの中に出せないのかという話をしたいんですけども、なかなか厳しい。著作権法だけでなく、彼らの製作をする権利の及ぶところ、これを一生懸命今から二次利用、三次利用というのが無料でできるのかということに、センシティブティーと申しますか、非常に感覚が厳しいところがございます。今のところ、DVDで回すぞということではできないような状況になっています。御理解をいただきたいと思っています。

○武井委員 わかりました。課題があるのは十分認識をしております。

最後に、広報はもう一点なんです、ラジオ番組なんかこういう形で出ているんですが、実際に聞いてみてもそうなんです。内容は非常によくても、年に1回しか出ないような方が物すごく緊張しながら読んでいたりするようなことで、つまり、内容がきっちり伝わっているのかということに非常に疑問があるんですが、そういった意味で広報担当者の訓練と申しますか、よりわかりやすく伝えるための、そういった出る人たちへのトレーニングみたいなものはなされてきたのかどうか、伺います。

○津曲広報企画監 ふなれだとか、棒読みじゃ

ないかというのがございます。私たち県庁職員一人一人が広報企画マンだということで各課にお願いをしているところです。それから、原稿の段階での訓練、チェックもやるんですが、本当に1年に1回という方もいらっしゃるかもしれません。しかし、どきどきしながら、何とかして自分の仕事をPRしたいというその誠意は十分伝わっていくんじゃないかなと考えています。以上です。

○武井委員 わかりました。

最後に、総合交通課への御質問をさせていただきます。航空ネットワーク事業なんです、台北線のことはことしのことですから申し上げませんが、実際に、ことし、このとき、台北線の定期便を就航させるために、イベント等も含めてですけれども、使った経費というのはどれぐらいあったのか、お聞かせください。

○長嶺総合交通課長 台北線就航に係る経費についてのお尋ねでございますが、20年度では、就航記念事業として400万円ほか、新聞広告等のPR経費等を含めまして約2,000万円程度の投入をしているところでございます。

○武井委員 わかりました。

最後に、鉄道活性化の件なんですけれども、観光特急とかのことはわかるんですが、JR日南線と吉都線の路線活性化の協議会があるかと思うんですが、これに対してはどの程度抛出をして、2つのローカル線とも非常に経営状況は厳しいわけなんです、実際にそれによつての施策効果というのがどの程度あったのか、お聞かせください。

○長嶺総合交通課長 まず、利用率の点で申し上げますと、県内に今、宮崎空港線まで含めまして4つほど路線がございます。今お尋ねの日南線、吉都線でございますが、平成19年度の1

日当たり乗車人員が日南線が2,201名、吉都線が1,720名でございまして、これは、ちなみに、平成8年が一応ピークということになっているんですけども、そのときに比べまして、日南線でマイナス36.8%、吉都線でマイナス32.9%ということで、乗車人員が減少をしております。県内の鉄道はいずれも厳しい状況がございまして、ちなみに、日豊線につきましても、平成8年と19年の対比ではマイナス16.9%になっておりまして、「乗って残そう」という言葉はあるんですけども、現実的には非常に厳しい状況がございまして。

日南線利用促進連絡協議会につきましては、225万円、吉都線につきましては、JR吉都線利用促進協議会、こちらに40万円の助成をしております。

○武井委員 日南線と吉都線で非常に金額の差があるのが若干気になるんですが、実際にやっている事業という、例えば、車内に書道を張るとか、そういったことをいろいろとやっているんですが、余りそれが実効性があるとは正直思えません。しかも、これだけ旅行客が減っているというのは、今、路線の存続にかかわるような現状があるのではないかなと思うんですが、そういった意味で、今度、観光特急なんかももちろんできたんで、それが好成果と言えるんでしょうけれども、もっとより抜本的に、直接的に運賃補助を含めて、そういったようなことというのは取り組まれたということはなかったのか。そういった話はなかったのかを含めてお聞かせください。

○長嶺総合交通課長 先ほど申し上げたのは、協議会に運営費として助成しているということではなくて、利用促進のためのチラシをつくったりとか、イベントの経費の一部助成をやった

りということを取り組んできたところでございますが、委員御指摘のとおり、なかなか実数としては非常に厳しい状況がございまして、今回の「海幸山幸」の導入等を契機として盛り上げていかなくちやいけないんじゃないかというふうに思っています。

済みません。先ほど、数字で225万と40万と申し上げましたが、これは事業費でございまして、県のほうからはその2分の1を助成するというふうな形にしております。

○榎藤委員 準備いただいた委員会資料の5ページの開発事業特別会計、これはもう説明はないんですね。内容の説明は終わったわけですね。大分前にこの協議をする委員会みたいなのに出たことがあるんですが、そのときに、電源開発か何かの果実で事業をやるということだったかと思うんです。例えば商工観光とかそういう分野にも幅を持たせて使ってもいいんじゃないかというような議論があったように記憶しているんですよ。残が小さいからいいという考え方もあるけれども、使用の内容について確認をしたいと思います。

○永山総合政策課長 開発事業特別資金特別会計でございまして、これは、九電の株の配当、それから積立金の利息の中から事業を行うということで、毎年度、おおむね3,000万円の事業を行っております。20年度につきましては、2つ事業を行っております。1つは環境保全の森整備事業ということで、一ツ瀬川及び小丸川の濁水対策という観点から、森林整備事業の支援でありますとか、崩壊地域の緑化事業、それから川の上下流の交流事業等に対する助成を行ったところでございます。それからもう一点は、河川パートナーシップ推進事業ということでございまして、これは、地域の自治会等が実施します

一定規模以上の河川の草刈り、あるいは堤防の管理、穴ぼこの補修とか、こういうものに対しての助成を行っているところでございます。

○**榎藤委員** 次、8ページの下から2番目の580万については、入札残、執行残というような説明があったかと思うんですが、何の入札で、どうなったということと執行残について。

○**永山総合政策課長** 8ページの計画調査費の負担金・補助及び交付金の執行残、不用額589万8,000円ですが、これは、補助金の残でございます。内容的には、元気のいい地域づくり総合支援事業、これは市町村に対する事業でございますが、これに対する補助残が132万3,000円、それから、個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業、これはやっぱり地域に対する支援でございますが、この分が321万1,000円、それから、先ほど監査の中で説明いたしましたけれども、コンソーシアム宮崎に対する助成が残った分として105万7,000円、これが主な不用の理由でございます。

○**榎藤委員** じゃ、入札残はないということですか。執行残ということですか。

○**永山総合政策課長** 執行残でございます。

○**榎藤委員** 同じところの需用費の中で事務費の執行残が出たということなんですが、これは何らかの事業があつて、そのしつぽの部分としての事務費という解釈でいくのか、そうじゃなくて、件名がいっぱいあつて、そういうとらえ方ができないというようなことなのか、頭があつてしつぽということであれば、頭の部分の説明をお願いします。

○**永山総合政策課長** 総合政策課の事業のほとんどは計画調査費のところと組んでおりますので、需用費というのは、例えばコピー代であるとか、さまざまな消耗品の購入であるとかとい

うことになるわけですが、どの事業で幾ら余ったのかというのは少し説明としては難しゅうございます。全体的な課の事業執行の中でこれだけ不用額が生じたということで御理解いただければというふうに思います。

○**榎藤委員** それから、14ページなんですが、需用費の160万については、教育委員会の小学校のパンフレットの入札というような説明があったかと思うんですが、これは、教育委員会として使う機材を、予算は県民政策部が持つという、そういう関係はどういうふうに仕分けたらいいんですか。

○**津曲広報企画監** この印刷物、小学生が県庁見学に参ります。県庁見学に来る小学生にお配りする小学生向けのパンフレットでございます。毎年、5,000部をつくっております。その入札が安くできたということでございます。

○**榎藤委員** 19ページなんですが、地方バス路線の運行費用……、529万については、内容をもう一回お聞きしたいんですが。

○**長嶺総合交通課長** 不用額529万3,725円の内訳でございますでしょうか。

○**榎藤委員** そうじゃなくて、要するに、地方バス路線の運行等が、過疎バスのものが何ぼとかという形で、例えば500万の残が出たのは路線をやめたりしたとか、そういうものがあるのかどうかということです。

○**長嶺総合交通課長** ここで不用額が生じている理由でございますけれども、地方バスの再編支援事業につきましては、市町村がコミュニティバスを導入いたしまして、運行をするときにかかった経費の収入から差し引いた運営経費というんですか、その2分の1について県のほうが補助をする形にしております。今回ここで不用額が出ましたのは、その収入と、幾らぐらい

かかるという支出の差につきまして、燃油価格が年度中途までかなり高騰をしておりました。恐らくこのぐらい経費としてかかるだろうという見込みを立てておりましたところ、年度末になってかなり燃油価格も落ち着いたということで、その収支差が出てきた関係で不用額が出てきたという形でございます。

○権藤委員 過疎バスとかの補助金は2分の1なのか。

○長嶺総合交通課長 過疎バスにつきましては、生活交通路線と私どもでは言うておりますけれども、それは国と県が協調して運行経費等の助成をやるわけですが、それについては国が2分の1、県が2分の1という形で助成をしているところでございます。地域バス再編支援事業といいますのは、国の制度とは外れて、市町村が独自に地域のバス路線を見直されまして、コミュニティバス等を導入されたというときに、県が導入当初の経費軽減を図るということで、車両購入費だとか運行経費の一部について助成する制度をつくってございまして、先ほど言いましたように、2分の1助成をするんですが、市町村がコミュニティバスを独自に運行される、そのときの県の市町村に対する支援ということでございます。

○権藤委員 そうすると、私の理解が不十分なんですけど、赤字路線の負担は4億8,000万の中に入っているんですか。入っていないんですか。今、説明された2分の1負担というもの、それが合算されているのであれば、別々に金額はどうなっているのかですか。

○長嶺総合交通課長 計画調査費の負担金・補助及び交付金の支出済額4億8,600万余の中には、今、権藤委員が言われました地方バス路線の維持対策に要する経費も含まれております。

それぞれに申し上げますと、生活交通路線運行補助が1億3,300万円余、廃止路線代替バスの運行等の助成額が1億6,400万余、地方バスの再編に係るものが6,800万円余含まれております。

○権藤委員 わかりました。

次に進みますが、その関連のところでバスを5台買ったという話もありましたね。これは1億6,400万の中で買ったのか、そこら辺がちょっと……。

○長嶺総合交通課長 バス5台の購入につきましては、先ほど御説明いたしました4億8,000万の中の一部の経費ということで含まれているところでございます。

○権藤委員 今、中身を3つ言われた、その中のどれで。

○長嶺総合交通課長 それでいきますと、生活交通路線運行経費の1億3,300万の中に*含まれております。

○権藤委員 わかりました。

それから、35ページの説明が行われたんですが、先ほどの説明を聞いていると、20%以上の変更の場合には変更手続が必要だと。これは、相手方からどうだこうだという話があったんだけど、私の理解するところは、やっぱり出す側が相手側にそういう内容を書いてもらったりするということはあるにしても、こっちから求めるべき書類であったというような理解になるかと思うんですが、そここのところを。

○永山総合政策課長 これは、補助要領上、20%以上の変更がある場合には変更の申請をなさいということが書いてあります。それに基づいて変更決定をするということになっているわけですから、当然、情報を仕入れて変更がないかどうかということは確認すべきであったとい

※24ページに訂正発言あり

うふうに思っております。この事案については、変更があり得ることを承知していながら、その指導が十分でなくて、4月の実績報告の段階でかなりの大きな変更があるということで精算手続を行ったということでございまして、十分に当課の職員がそこを熟知していなかったということでの事務ミスだというふうに思っております。

○権藤委員 それから、成果報告書になるのか、物流対策推進本部が知事が長になって立ち上がったという話なんです、これの20年度の活動内容とか、そういったこと等について、概略でいいですけども、お願いしたいんですが。

○長嶺総合交通課長 物流対策推進本部の20年度の活動概要でございますけれども、まず、20年7月8日に会議を開催しまして、この本部を立ち上げております。幹事会を2回、それから物流事業者等へのヒアリング等を行いまして、2回目の本部会議を20年12月に行っております。業界実態の把握とかをやった上で、本県物流の現状と課題を把握して今後の大まかな物流対策の展開ということについて、庁内の意思統一を図ったという活動内容になっております。

○権藤委員 そこで、役割はちょっとわからないんですが、問題意識の提起が宮日等に、旭化成の水永支社長が、全県で取り組んでいかないかんというような、何回かに分けて、意見を出したと思うんですが、そういう中で、現状認識を含めて、都城の農産物とかが大量に鹿児島ルートを利用するというのは、都城なりの判断で、それは歴史もあるだろうし、道路がもっとよくなればまだ鹿児島ルートが定着して、仕方がないということなのかもしれないけれども、それ以外で陸上を含めて、対象物、例えば自動車な

んかも細島じゃなくて鹿児島に着いたりする、それを宮崎に配送するとかという、そういうようなもの等について抜本的な議論をしていくということになると、鹿児島ルートはどうもならないということがあったとしても、何らかの責任者にテーブル等に書いてもらって、宮崎の議論の進展によっては、鹿児島ルートから、例えば宮崎港になるのか細島になるのかわからないけれども、そういうところからの海上とか、あるいは高速が抜けるまでは今のルート、西回りがやむを得ないのかもしれませんが、そういうものとかを議論していかないと、こっちの骨の細い部分だけで幾ら打ち上げても、余り変わらないんじゃないか、そういう問題を感じるんですよ。そういう意味では、都城の経済連とか、あるいはそれ以外にタイヤメーカーとか、ああいったところも含めて、地域としてどういうところがこのメンバーに呼びかけたり入ったりしているのか、それはどうなんでしょうか。

○長嶺総合交通課長 まず、物流対策本部につきましては、これは行政内部の組織ということで、メンバーとしては、知事をトップとしまして、各部の部長さんあたりが入っております。幹事会はその下の課長さん方という形で構成しております。先ほど、活動内容の中で、事業者からのヒアリング等を行いましたということをご報告申し上げましたけれども、幹事会を開いた中で、県工業会の水永支社長さんに説明していただいておりますけれども、そちらからも状況を聞かせていただいております。それから、本県農畜産業界の現状と課題ということで、JA宮崎経済連のほうからも来ていただいて、話を聞いております。それから、物流関係ということでは、宮崎カーフェリーの社長さんとかにも来ていただいておりますし、JR貨物の九州支社、

それから県のトラック協会といった各物流関係の業界・団体、主な事業者のほうから意見を聞いて取り組みをさせていただいているところがあります。

○榎藤委員 私の本当の問題意識は、都城の農産物は鹿児島ルートが歴史的にも今後もどうもならないかもしれないけれども、それはそれなりに事情も聞いてほしいし、テーブルに着いての今後の議論に加わるのが、もう加わらなideいすわと言われればしょうがないけれども、そういうことが必要ではないかという問題認識ですので、今後の運用のときにそれをまた一考いただくということで、決算でもありますから議論はいたしません、そういう指摘ということで受けとめてもらえばいいです。以上です。

○福田委員 まず、県民フォーラムのあり方についてお聞きしてみたいんですが、私はずっと歴代の知事を、黒木知事から松形知事、安藤さんは私は知りませんが、見てきまして、それぞれスタイルがありますね。今回初めて私、東国原知事のフォーラムに興味がありましたから出席をしてみました。なるほど従前の知事のスタイルとは変わっておりまして、秘書課長、本当、奮闘されて、場を盛り上げておられましたが、そこで一つ気づいたのは、知事らしくないなと思ったんですが、フォーラムの参加者を限定されておりましたね。私は組織代表者なのか、地元の市町村行政と相談してセレクトされたのかなと思ったんですが、その辺はどういうスタイルでずっと7回やられたんですか。私が行ったところがたまたまそうだったのかもしれませんが。

○津曲広報企画監 県民フォーラムは、一番最初、始まったころといいますのは、広く公募で大きな会場でたくさん集まってもらって、どな

たでもというような格好のフォーラムをやらせていただきました。20年度と21年度は、地域の話題に限定したほうがよろしかろうということで、それぞれの地域の方と相談をしまして、役場なり市役所の支所なり、いろんな団体にお声がけして、2人とか1人とかという格好で集まっていたいております。

○福田委員 私が聞いた会場では、せっかくそういう幅広く意見の聴取をするというスタイルがちょっと壊れているなど。広報企画監が一生懸命やっておられたのですが、もちろん、意見交換の内容を絞り込むことも大事であります、特定組織代表、プラス一般枠を入れてやったほうがもう少しいいのかなと思いましたし、帰りしな、知事にも意見しましたが、知事の独演会です、知事と言ったけれども、これは私たちが批判するよりも、むしろ独演会が県民の皆さん方には非常に好評だったですね。知り合いがたくさん来ていましたから聞いてみたら。私は、せっかくこういうことをやられるのであれば、地域は絞り込んで県内巡回をやっていくのがいいのかなという感じを持ちましたが、出席者については、応募方式は問題が多いでしょうから、特定組織代表、プラス一般枠をある程度設けて、幅広く議論を聴取したほうがいいかなという気がいたしましたが、いろいろ過去3年間の経過を振り返っておやりになると思いますから、そういうふうを考えました。これからまた参考にしてください。

それから、総合交通関係、それぞれ意見が出ましたが、30年間同じような内容で、私に言わせると、以前の事業の焼き直し、そういう感じがするんです。私が県政に入って30年。途中で落選もありまして休んでおりましたが、ほとんど変わっていないんですね。本県の総合交通

関係は、陸・海・空を区分けしてみますと、空のほうはいろいろ問題はあっても私はかなり前進してきたなと思います。曲がりなりにも国際線も定着化しつつございます。

そこで、まず最初に、海上のほうですが、これは完全に弱体化しているんですね。当時の知事・黒木さんが、海上交通の強化を打ち出して、まずは農畜産物の専用船の実験輸送から始まって、その後、観光客をメインにしたフェリーを建造されて、一時はうまくいっていったんですが、やっぱり時の流れでしょうね。空が充実すれば充実するほど顧客が減少して、フェリーそのものが観光客をメインにしたつくりでありましたから、いわゆる貨物専用船にしては豪華過ぎ、あるいは運航コストのかかり過ぎ等で、実質的にはなくっている感じであります。その後、県も気づかれて、テクノスーパーライナーを一生懸命やられたんですね。県議会はテクノスーパーライナーの質問一色でした。それもこういう経済の大きな変化によってポシャってしまった。その後、取り組みが以前の焼き直しでは私はだめだと思うんですね。そろそろ県がこれで行くという絞り込みをされて、絞り込んだ案にまとめ上げていくことが必要な時期に来ているなと思います。もう長いことやっているんですから。以前の事業の焼き直しを何回も何回もやってきているわけですから。そういうふうに私は実感として持ちますね。毎年、成果報告の内容を見ましてですね。担当者は毎年毎年かわりますから、見ている私どもは同じ人間が見ているわけですから、どう感じられますか。

○長嶺総合交通課長 本県の物流効率化に向けての取り組みというお尋ねだろうと思います。福田委員おっしゃるとおり、海上交通、関東航路のフェリーがなくなったりとかしておりますし

て、本当に大変厳しい状況があるなというふうに考えております。そういう中で、今回、議会で御審議いただいて可決いただきましたフェリーの支援だとか、ローロー船に対する荷物の集荷に向けての支援とか、私どもでできることを今、やらせていただいているところでございますけれども、本県は大消費地から離れているということで、物流の効率化というのは非常に大切だという認識は常に持つておるんですけども、現状を調べてみますと、なかなかこれが、荷物を集めるというのがいかに大変かということも片や実感しているところでございまして、今回、昭和シェルが進出をされるというニュースもありまして、テレビの報道等を見ておりますと、細島港をぜひ使っていきたいというようなお話も社長さんがされておりましたので、宮崎県の物流が変わっていける一つのきっかけになるといいのかなと思ったりしているところでございます。

○福田委員 私は、問題点を過去ずっと関係してきて感じるんですが、権藤委員からもありましたね。まず港の絞り込みを行政がやれない。これは経済合理性から見て、いつの時点かは、県内が主と思いますが、その絞り込みをやることにはできないんですね。絞り込みの一つの基準は経済合理性だと思うんですね。いわゆる総合交通課長、大消費地という言葉を使われましたが、まさしくそのとおりですね。大消費地にどこの港からが一番最短距離で集まるか、しかも、物流の集まる港はどこかと。その港を中心とした荷物の存在地、それを的確に把握すれば、私はそんなに反対は出てこないと思いますね。

私は北海道の事例はまさしく宮崎県と一緒にしていると思うんですね。北海道も当時、テクノスーパー

ライナーを宮崎県、南九州と一緒に一生懸命だったんです。だめと気づいたら動きは速かったですね。貨物専用船を就航させて、大体北海道の距離から大消費地の東京、関東近県まで宮崎と同じぐらいですね。宮崎はちょっと長いぐらいですね。それを考えますと、私はやれないことはないと見ているんですね。それには隣県の協力も必要かもしれません。北海道、北海道と言いますが、宮崎県は北海道の農畜産物の、1兆を切っていますから3分の1強はあるんですよ。鹿児島、宮崎、熊本を合わせますと北海道を優に上回るんですよ。その辺もよく考えて、どこに物が存在しているか、ぜひ取り組んでほしいなど。もう課長はどういうことをやればいいのかということはおわかりになったと思います。貨物を運ぶための手段というのは、今のCO₂の削減から見まして、海上交通が一番いいということもお互い理解し合っているわけですから、ぜひ、30年間同じような取り組みでなくて、新しい取り組みをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、空の関係です。これは比較的小さい県にしてはうまくいっているなど思っていました。国際線の問題なんかもやってきまして。そこで、これも絞り込みですね。台湾が今回運休になったんですが、松形知事がよく本会議場で言うておられましたね。国際線の相手を選ぶ場合、まず巨大人口が背景にあるかどうか。巨大人口ということは、消費と観光ですね。その空港がハブ空港として世界に通用するかどうか。その辺をターゲットに、それはたくさんあった方がいいんですけども、100万ちょっとの人口の県で国際定期便が幾つもできるということは不可能と思うんです。かつて、先発しました日本海側の島根や鳥取の空港を見

ましたが、閉鎖になったり再開したりで、一緒ですね。熊本もそうですし、大分でもそうです。ですから、ここはぐっと絞り込んで、どこかの路線を、以前、国際定期便を就航させようとして、皆さん方が一生懸命努力されたその底力があるわけですから、一つだけは残すということで頑張ってもらいたいと思いますが、いかがでございますか。

○長嶺総合交通課長 国際線につきましては、今、本県では、定期路線としては2路線あるわけでございますが、残念ながら、台北線につきましては10月1日からの運休ということになっております。ソウル線につきましては、もう9年目を迎えたということで、これは地道な取り組みがここまで育ってきたんじゃないかというふうに思っております。そのもとには、いろいろな交流、観光交流だけじゃなくて、いろいろな人の交流を促していくような取り組み、こういったものがぜひ必要なんだろうというふうに思っております。台北線につきましても、そういう交流が進んでいくような形も見据えていながら、ぜひ、早期再開をできるように頑張りたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 一つは開発事業特別会計のことでお伺いをしたいんですが、先ほど御質問もありましたけれども、御説明の中で、支出済額が、監査委員会の中身については読ませていただいたんですけども、会計の繰出金という形で環境保全の森林整備事業と河川パートナーシップ推進事業に充てられたということなんですが、一つは特別会計の利用目的、権藤委員からお話もありましたけれども、普通、目的別にこういう特別会計がつけられるということで、中身についてなんですけれども、これまで利用の制限とございますか、どういう範囲で使われてきたの

か。これを見ると環境であったり、河川パートナーシップというのは県土整備部の関係かと思うんですが、その年にこういう事業をしたいということで各部から要請があつて計画をされるものなのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○永山総合政策課長 もともとは、これはダム、発電所の関連での株式の取得、そしてその配当ということでございますので、基本的には、環境に関連するものということでこれまで使ってきております。先ほどお話を申し上げました環境保全の森整備事業については、平成11年度以降、ずっと継続して実施をしています。単年度でやったからといって成果が上がる話ではございませんので、継続してやっていこうということでやっております。それから、河川パートナーシップについても同じで、地域における河川の管理を推進していこうという考え方ですから、一定程度の継続が必要であるということで、17年度から20年度まで実施をしたところでございます。

今年度につきましては、この環境保全の森整備事業と、少し広げましてソーラーフロンティア構想の推進ということで、メガソーラー関係の事業に充てることにしております。これについては審議会のほうで御議論をいただく必要があると思いますが、問題意識としましては、もう少し幅を広げていくべきではないかというふうなこともあります。特にCO₂の25%削減というふうなことがありますので、そういう目標に向かってどのような活用が必要なのかということは、今後、我々も内部的にも議論しますし、審議会の中でもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 わかりました。

続いて、同じく総合政策課で、主要施策の説明書の12ページですけれども、元気のいい地域づくり総合支援、それから13ページの㊦個性と工夫で頑張る地域づくり応援という事業ですけれども、地域に支援をして、地域の活性化を図るという点では大いに頑張っていただきたい事業だというふうに思うんですけれども、12ページのほうの元気のいい地域づくり総合支援は、前年度とすると予算も恐らく半分だろうと、決算がそういうふうになっておりますので。そして、新たに3,000万の予算で事業をしたということで、中身的に見ると、同じような取り組みの中身じゃないのかなというふうに思うんですけれども、前年度、20年度予算を減らして、新たに新規事業で立ち上げたという、この関連あたりを御説明いただければと思います。

○山内中山間・地域対策室長 元気のいい地域づくり総合支援事業と個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業の違いといいますか、まず、最初に、元気のいい地域づくり総合支援事業は、実は平成17年度から、市町村等が策定した地域づくりの計画に対して、最大3カ年継続して支援をしていくと。17、18、19と新規採択をおのおのやってきて、ずっと続いている。実は、その半減したところは、そういうことで20年度は新規採択、一応、17、18、19までだったものですから、20年度は新規採択がなくて、2カ年の事業ということになってしまったので、事業費が大きく下がったということです。

それから、個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業、これについては、まさしく目的としては同じような地域づくり事業なんですけど、成果報告書にも書いてございますけれども、新みやざき創造計画ということで、新みやざき創造戦略に基づいて、具体的にこの戦略ごとに従った

事業というものを市町村のほうでしていただいたということでございます。以上です。

○前屋敷委員 具体的にどういう事業があるのかというのを2～3教えてください。

○山内中山間・地域対策室長 具体的な事業内容のお尋ねでございます。まず最初に、元気のいい地域づくり総合支援事業の具体例でございますけれども、まず、都城市に対する支援内容は、18年1月に都城市が1市4町合併しまして、それを機に、都城総合文化ホールというのを新たに開館したところです。そこで、合併市町村も含めて地域から公募された一般市民も加えた実行委員会を整備して、どんな催しをしようか、オープニングセレモニー、1周年、2周年、そういうような取り組みを地域住民と一体となってやりたいというようなことで、それに対して支援を行ったのがまず1つあります。

それから、西米良村において、せんだって、「おがわ作小屋村」というのをオープンしたところなんですけれども、これについても、自力自走というような選択の中で、地域住民の方が以前、作小屋という文化を継続してやっていたというようなことで、かなりの回数でその検討会議を開催されて、地域住民の方が一体となって、どうやっていたか。もちろん整備費についても支援をして検討会議をしていたというのが具体例としてはあります。

それから、個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業の具体例、これも仕組みとしては同じでして、3カ年事業ということになっております。綾町において、照葉樹林ボランティアガイドなどを活用して新たな滞在型プログラムツアー、いろんなボランティアガイドとか農家、工芸家などと連携をしましてプログラムをつくって、そのツアーを実施したというようなところで

ございます。以上です。

○前屋敷委員 どの事業も一定の規模のものだなというふうに思うんですけども、取り組みの中身で助成額も変わるんじゃないかと思うんですが、上限あたりが決められて、細かな事業ではなかなか活用できないとか、一定のものではなかなかならなければいけないとか、そういう条件などがついているんですか。

○山内中山間・地域対策室長 まず、対象市町村が、基本的には過疎、中山間地域、ただ、合併市町村でありますとか広域連携でする場合には、その他の町村についても対象になります。それから、額については100万円台から2,000万、3,000万、いろいろございます。最初の元気のいい地域づくり総合支援事業のほうは、基本的にはハード・ソフト両方ともいいですということ。個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業については、ソフト中心で、必要に応じてハードもいいと。ですから限度額が少し下がっております。以上です。

○前屋敷委員 わかりました。

もう一つ秘書広報課でお願いをしたいんですが、広聴活動の中の出前講座、御説明をいただいて、県の職員が要請に応じて講師的な役割を果たして出かけていくということで、20年度は44回出前講座をしておられるんですが、どういう中身なのか。経費はすべて県が負担をするということなんだろうと思うんですけども、どういう要請に応じて出かけていく中身なのかを御説明ください。

○津曲広報企画監 出前講座は、平成20年度は、あらかじめ、私たちのほうで各課を通じてテーマをまず募集しまして、113のテーマをまず並べます。この中でどこかお願いしたいというところは御希望をお願いしますという格好でお願い

をしまして、例えば、男女共同参画社会の実現を目指してとか、公民館活動とか、防災対策とか、健康についてはメタボリックシンドロームとはとか、こういう非常にわかりやすい、県庁のいろんな課がいろんな事業をされていますので、その事業のPRも兼ねまして、そこの職員が出かけていきます。ただ、すべての経費といえますか、できたら地元の公民館とか、武道館の会議室とか、そういうところで、お集まりいただければ私どもがやってきて御説明しますよというような格好でやっています。実際、平成20年度が44回、参加人数で1,689名の方に御参加をいただいております。以上です。

○前屋敷委員 恐らくこれは例年同じような形でやられていると思うんですけども、自治体の皆さんとかが活用される、20年度は1,689名参加されておられますけれども、ちょっとさかのぼって、経緯を。

○津曲広報企画監 19年度の実績が、開催24回で延べ806名の参加でございます。それ以前のデータにつきましては、今、手元でございます。

○前屋敷委員 ありがとうございます。

では、もう一つ総合交通課でお願いしたいんですが、主要施策の説明の20ページ、今までの御説明の中で、地方バス路線等運行維持対策でここに3件挙げてありまして、生活交通路線運行補助費、この中には車両購入費補助も入って1億3,300万ということのように聞いたんですけども、それでよろしいんですか。

○長嶺総合交通課長 申し訳ございません。後で訂正させていただこうと思ったんですが、車両購入費は3,250万円で、下の行の5台分とは別でございます。先ほど言いました運行経費については、正確な数字で申し上げますと1億3,318

万円ということでございます。大変申しわけございません。

○前屋敷委員 この車両購入に関する補助は、国と半分ずつぐらいの補助率ですか。3,250万は県の持ち出しの分だけの金額ですね。

○長嶺総合交通課長 委員御指摘のとおりでございます。

○前屋敷委員 それと、地域バス再編支援ということで、ここにも車両の購入費であるとか、運行に関する助成があわせて行われるし、地方バス路線のほうも、廃止に係る代替バスの運行の助成もあるんですけども、廃止路線の代替バス運行費に対する補助、これが宮崎市ほか23市町村ということで、1億6,400万という御説明だったんですけども、地域バスの再編では、コミュニティバスが運行するということですが、代替バスのほうはコミュニティバスとは違うわけですね。関係はどんなですか。

○長嶺総合交通課長 今お尋ねの件でございますが、廃止路線代替バスといいますのは、宮崎で言うと宮交等とかあるんですけども、そこが営業路線で一応走っておられると。そのうちの一定国の要件を満たしている赤字路線、幹線的な赤字路線と言っていますけれども、そういうところを生活交通路線と言っております。そういったところがその要件もクリアしなくなった、乗車密度が低くなったとかいうことで路線を廃止された後に、バス事業者にかかわって市町村が廃止路線のバス運行をされる、その場合は実際は宮交等をお願いして運行をしていただくわけですので、外見的に見ると余り変わったようには思えないんですけども、そういう形で市町村が主体となって運行される、その経費の補助をする。

もう一つの地域バス再編事業と申しますのは、

廃止路線代替バスで単一市町村、一つの行政エリアの中を走っている分について、市町村がその運行形態を見直して、いわゆるコミュニティバス、住民の声を聞いて、もっと小回りのきくようなバスを運行される、そういう制度を取り入れたいというときに、県のほうが単独で市町村のそういう取り組みを支援するというものがございます。

○前屋敷委員 いずれも、各自治体、市町村が主体となって運行するということになろうかと思うんですけども、それぞれに県からの助成などがあるんですけども、市町村の運行にかかわって、今の経営の状況、負担がよっぽど及んできているとか、そういう状況はないのか、その辺もちゃんと県が把握をしておく必要があるかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○長嶺総合交通課長 今、委員御指摘の点でございますが、運行に要する経費として、国、県の補助と市町村独自の取り組みというようなのがあるということで御説明しましたが、20年度実績で申し上げますと、まず、生活交通路線に対する補助ということで1億3,300万余を国のほうがまず助成しておられます。そして、県がその2分の1、それから、先ほどの代替バスへの県の補助、それから地域再編バス、コミュニティバスへの補助とかいうことで、県のほうが市町村やバス事業者等に補助しているものが3億4,200万程度でございます。市町村のほうでございますけれども、さっき言いました廃止路線代替バスの運行が、20年度で大体100系統ぐらいあるんですが、それに要します市町村の経費として2億3,000万ぐらいございます。それから、コミュニティバスの市町村の負担が1億1,700万円程度ございまして、バス事業者が廃止路線とし

て選定された路線で、廃止されたところに市町村が単独で継ぎ足しをして運行を維持されているという路線もございまして、これに係るものが約1億円ぐらいございます。トータルとして、市町村の20年度における運行費の市町村負担というんですか、これは、今3つ申し上げましたのを足しますと4億4,000万ぐらいあるという実態になっております。県のほうの支出が3億4,000万ぐらい。これはバス事業者への負担も含めてですけれども、ございます。そして、国のほうが1億3,000万ぐらいの運行に要する経費をバス事業者に負担していく、そういう大まかな形になっております。

○前屋敷委員 やはり地域にとって、このバスの運行というのは大変重要な役割を果たしておりますし、特に、高齢化が進んできたり過疎化が進んできたりすると、どうしてもそういう交通機関に頼らざるを得ないという状況を外すことはできないものですから、そうやって実質、通常の路線が廃止になっていくと、どうしても今のお話もありますが、自治体が何とか住民の足を確保するという点では責任を負わなきゃなりませんので、そういった意味ではかなりの持ち出しもしながら確保するということになってくるわけで、その辺のところも県がしっかり受けとめて、営業されておられるバス会社も含めてなんですけれども、その辺の責任はしっかり担保していかなきゃならないと思いますので、その辺のところを十分加味していただければと思います。以上です。

○高橋委員長 午後1時再開とします。暫時休憩いたします。

午後0時休憩

午後0時59分再開

○高橋主査 それでは、分科会を再開いたします。引き続き質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○押川委員 説明では聞いたんですけども、確認をしたいと思います。開発事業特別資金特別会計の中で、河川のパートナーシップもこの中から出されているという話でしたので、金額と、恐らく4～5年前ぐらいから土木事務所が窓口としてこの事業をしていると思うんですけども、各土木事務所ごとに件数等がわかれば教えてください。

○永山総合政策課長 河川パートナーシップ推進事業につきましては、1,500万円を支出しております。件数につきましては、土木事務所ごとのものは私の手元にはございません。全体で言いますと、20年度においては139の河川における草刈りの実績がございます。これについては参加団体264団体で139ヘクタールの草刈りが行われたというふうな実績でございます。これについては総合政策課の予算を出しまして、実際には土木事務所のほうで執行していただいているということでございます。

○押川委員 この事業が始まって河川等の環境がよくなったし、河川地域がよくなったということでかなり評判がいいんです。今後の予算の持ち方ですけども、今後においても1,500万ぐらいのペースなのか、あるいはもう少し件数が多くなってくれば21年度もふやしていかれるのか、そこらあたりの考え方があれば聞かせてください。

○永山総合政策課長 今後の使い方につきましては、まだ審議会を開いておりませんので、これからということになりますけれども、先ほど少しお答えを申し上げたように、少し幅広に事業は考えていく必要があるのかなというふうに

思っております。それぞれの効果なり、新しさなり、そういうものも含めて全体的な中で判断をしたいというふうに思います。

○押川委員 ありがとうございます。中山間地も含む、特に今、高齢化の中で、こういう仕事を地域の中でみんながやるということに地域力というものが出てくるわけでありまして、以前は、土木事務所から業者さん委託で草刈り等々やっていたわけでありまして。この事業は5年ぐらいになるというふうに私は思っておりますけれども、できれば継続のような方向の中で、もちろん拡大をしていただくような方向であればありがたいなど。要望にしておきたいと思います。

あわせて、「自然と共生した環境にやさしい社会づくり」の中で、地球温暖化防止に貢献する社会づくりということで、サン・SUNみやざき体験情報発信ということで、講座とかミニソーラーカーの試乗等をやられておるわけでありまして。これはどういった方々を対象としての呼びかけなのか、どこらでやられたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○永山総合政策課長 新エネルギーフェアにつきましては、みやざきテクノフェアと同時開催イベントとして実施をしております。したがって、テクノフェアですから、その関係者の方々あるいは一般市民の方々が対象ということでございます。場所は、科学技術館等で実施をしたところでございます。

○押川委員 これは1回だけでしょうか。

○永山総合政策課長 これは1回のイベントでございます。

○押川委員 例えば小学校とか中学校の生徒さんあたりの参加状況、そういったものはどうなんでしょうか。呼びかけはされたのか、されないのか。

○永山総合政策課長 呼びかけを行いまして、この中のメニューでミニソーラーカーの試乗会、これは小学生以下で、大人は乗れませんので、ミニソーラーカーには158人の子供たちが来てくれたということでございます。あるいはロボットとかマイコンカーのラリー等も行いましたので、子供たちの参加もあったということでございます。

○押川委員 よく議会等でも出るわけでありませけれども、宮崎は、実業系の高等学校の生徒は優秀な子供たちが多くと。せつかくすばらしい能力を持ちながら働くところもないということで、県外に出られるというようなお話もよく聞きます。学生の時代からこういったもので環境問題についての体験なり、あるいはそういった仕組みを知るといことは大事なことだろうと思います。今後できれば、恐らく宮崎市中心だろうと思うんですけれども、限定でもいいから、各市町村あるわけですから、学校ごとにそういうことで呼びかけをしてもらって、何らかの形でそういうものの試乗なり体験ができればいいという感じがします。要望で結構でありますから、今後検討していただきたいと思えます。

それから、午前中も出たんですけれども、県民フォーラムとかブレーン座談会、県主催のイベント等もあるというふうに思うんです。県主催のイベント等で知事が出るものがあるのかなのか、20年度で知事が出られた県の行事がわかれば教えていただきたいと思えます。

○亀田秘書広報課長 県の行事で知事が出たものということでしょうか。そういう統計はちょっとわかりません。

○押川委員 実は、先週の金曜日と土曜日に畜産共進会が小林で行われたんですが、これは知

事表彰があるのに、残念なことに東国原知事は出席をしていらっしゃいません。恐らく県外のほうに出ていらっしゃったと思うんですが、公務、政務はどなたが判断されて、県の行事等々への参加・不参加、副知事代理は、どなたが最終的には決めていかれるんでしょうか。

○亀田秘書広報課長 今回の共進会の例で申し上げますと、私もちょっとお話を伺いましたが、実は、先にといたらあれですが、県外での講演会がその日に入っていたようでございます。その後、共進会の行事が入ってきたと。そういうことで、既に県外での講演会のほうが動きがとれない状態になっていて、副知事のほうに行事をお願いしたというような調整をしたところでございます。

○押川委員 共進会というのは県の行事でありまして、何週間か前に決まるわけでもないし、もちろんその講演会あたりもどのくらいの期間で決まっているかわかりませんが、おおむね県の行事というものはどのくらいで大体わかってくるわけなんでしょう。

○亀田秘書広報課長 県といいましても、各部各課が窓口になってやる行事ですから、秘書広報課としましても、例年の大きな行事は、大体このくらいにあるんだろうなという想定はできますが、具体的な行事調整に当たりましては、やはり各部各課との調整によってやっていくということになります。今の共進会もですが、実は、本当のところははっきりしませんけれども、講演会のほうが動かせない状態になってから判明したという事態がございまして、もちろん委員おっしゃるように、極めて重要な行事だということは意識しておりまして、調整ができる範囲内であれば、共進会を最優先すべきであったと、そのように今は感じております。

○押川委員 各部からのいろんな行事というのは、秘書広報課に来るのが早いものとか遅いものとかいろいろあるということでしょうけれども、調整として皆さん方が最終このぐらいまでできるというのは、例えばいろんな行事が各部各課で持たれて、県民政策部に来るのが早いとか遅いとかあるから、そういう判断がつかないところは出てくると思うんですけども、皆さん方の課としては、前向きに、いつぐらいにどういう行事がありますかという聞き取りというものは全然されないわけですか。来ることを待つて調整されるわけでしょうか。私もちょっとわからんとですけど。

○亀田秘書広報課長 実際は秘書のほうでやっているわけですが、秘書のほうでは、繰り返しになりますが、大きな行事については、これは知事が出るべきだというのはありますので、それについては、待ちの姿勢ではなくて事前にいつごろあるんだということがないと、年間の全体のスケジュールも組み立てられませんので、そういうことは受け身ではなくて積極的にやっているところでございます。

○押川委員 宮崎は農業県とこれだけ言われて、そして、畜産が55～56から60%を占める畜産県宮崎であって、さきの和牛共進会においても全国で7つも部門の優勝をとったと。畜産共進会は以前は毎年行われていたんですが、今は2年に1回なんです。これだけ大きい行事と、今、課長の話を受ければ私はそういうふうにとったわけです。大きい行事であれば知事が出るべきだということで先ほど言われましたので、講演会も大事かもしれませんが、これだけ皆さん方が言われるわけだから、大きな行事にやはり知事が出てもらおう。そして、知事が出ることにみんなが期待をするし、知事が来られたこ

とによって、また頑張っていかにやいかんということで、せっかくこういう行事があるわけですから、知事が出られて効果があれば、そのことを最大限にやられたほうがいいんじゃないかというふうに思いましたので、これ以上言いませんけれども、今後においてはそういうことも十分やりくりの中に入れていただいて、お願いをしておきたいというふうに思います。

○高橋主査 ほかに質疑はございませんか。

○井本委員 総合交通課の鉄道活性化対策推進ですが、陳情に行った、協議したというお話です。我々も県境議連というのをつくって毎年毎年それこそ行っているんです。この前行ったときも木で鼻をくくったような返答で、私も食ってかかって、ほかの人たちも食ってかかったんだけど、どんな話をしてくるのか。我々は鉄道を高速化してくれという話をするんです。高速化するのにどのくらいお金がかかるのかという話を、実際のことを言って私も代議士を通じて国土交通省のほうに聞いたことがあったわけだけど、それはそちらのほうでやってくれと逆に言われたんです。あなたたちも客観的な何かデータを持って頼んでいるのか。単に「高速化を頼みます」と、同じようなことを私が県会議員になったときからやっていますから、もう14～15年、恐らくその前からやっているんでしょうね。十年一日のごとくこんなことをやっても前に進まんと思います。何か具体的な提案を持って行っているんですか。どんなことを言っているんでしょうか。

○長嶺総合交通課長 今、委員御指摘の点ですが、この間、観光ホテルでありました宮鉄協の総会の際にも御質問いただいて、会長知事のほうからお答えさせていただいたところです。具体的な陳情の中身というふうなお話

ですけれども、私どもも、高速化とか複線化というような項目で要望はさせていただいているんですけれども、具体的な金額というところまでをお示ししてというような形での要望は現在のところは行っておりません。

○井本委員 実際、複線化、高速化にどのくらい金がかかるのか、その辺の腹づもりも何もないわけでしょう。あるんですか。

○長嶺総合交通課長 これは以前の話でございますけれども、日豊線の高速化ということで、宮崎一延岡間は高速化が済んでおりますので、要は、延岡から佐伯間の問題が一つと、宮崎から鹿児島までの部分というのがあるわけでございます。鹿児島との分につきましては、以前、鹿児島県と合同で調査をしたものがございます。平成11年から12年にかけて調査したものでちょっと古いんですけれども、そのときに、現行85キロから100キロのところを、毎時120キロというスピードアップを図るということで、改良構造の内容として、曲線を真っすぐしたり、駅内の改良をしたり、そういうことを仮にやっただとしたときに約14分程度短縮をされますと。そのときに工事費として約52億円くらいかかるという一つのデータがございます。もう一つの県境の佐伯一延岡間につきましては、地形も宗太郎を含めて非常に厳しいということで、ここについては具体的な数字を上げて試算というところまではしていないところでございます。

○井本委員 宗太郎峠がやっぱり問題なんですね。あそこのトンネルは数えてみると100何ぼあります。小さいトンネルまで入れると。あれを一々大きくしていたら恐らく何百億という金がかかるんだろうと思うんです。それで計算ができんだろうという気がするんですけど、しかし、いつまでたってもそんな抽象的な、お金も

幾らかかるかわかりません、頼みますわじゃ、何十年、何百年言うても話が前に進むもんじゃないと思います。やっぱりある程度、このぐらいかかるんじゃないでしょうかぐらい言って、県からもこのぐらい何とか出そうと思っていませんぐらい言わんと、あの宗太郎峠は短い距離だけど、宮崎から延岡と同じぐらいの時間がかかりますね、佐伯と延岡の間は。何とかあそこをやらんと高速化ということはとてもじゃないけど考えられませんよね。もうちょっと具体的な数字を出すように、精密なお金といたら、恐らく精査したらそれに金がかかるでしょうからまた大変なんだろうけど、ある程度、金はこのぐらにかかります、宮崎県もこのぐらい負担したいと思いますぐらい言わんと、前に進む話じゃないと思うんですが、どうですか。

○長嶺総合交通課長 委員御指摘の部分については、私も常日ごろ考えているんですけれども、事業費の試算になりますといろいろ条件がありまして、その辺の条件のとり方、またルートのとり方によってもかなり違ってくるということで、非常に難しい部分があるのかなと。いずれにしても、JR九州さんが乗ってきていただかないといけないという部分がどうしてもあります。それと、施設整備についての国の支援制度あたりも、JRさんが投資をしやすいような形に持っていけるような制度改正も一緒にやっていかないとなかなか厳しいんだろうということで、国に対してはそういう支援制度の改善要望をしておりますし、JRさんに対しては、ぜひ意欲を持ってほしいということで、我々としても利用を促進しながら御要望をさせていただきますというような形でさせていただいているところです。そういうこともあって、一つには、成果報告の中で申し上げましたけれども、延岡

一宮崎間の電車がふえたとか、これは高速化ではございませんけれども、JRさんとしても少しずつは日豊線の改善、ダイヤの改正をされたり、今回の「海幸山幸」のような投資もしていただいておりますので、ぜひこれらを活用していきながら、この問題は、宮崎県にとって非常に大きい問題だと思っておりますので、何とか打開していけるといいのかなというふうに思っております。

○高橋主査 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、以上をもちまして、総合政策課ほか4課1室の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時22分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和对策課、情報政策課の審査を行います。平成20年度決算について各課の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高原生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の「平成20年度決算特別委員会資料」の5ページをお開きください。中ほどでございます生活・協働・男女参画課のところでございます。予算額6億9,179万8,000円に対しまして、支出済額が6億8,939万8,285円、不用額が239万9,715円、執行率は99.7%となっております。

次に、青いインデックス、生活・協働・男女参画課の21ページをお開きください。当課の決

算事項別の明細は21ページから25ページとなっております。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、平成20年度の主要施策の成果について御説明いたします。お手元の「主要施策の成果に関する報告書」、青いインデックス、生活・協働・男女参画課の23ページをお開きください。

まず、2、一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らせる社会づくり、1) NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進についてであります。中ほどでございます主な事業及び実績にありますように、地域福祉等推進特別支援事業及びボランティアセンター整備促進事業でございますが、福祉教育推進指定地域での福祉教育の推進、NPO法人設立運営の相談の実施や講座の開催、ボランティアセンターの機能強化を図るための運営費補助等により、NPO、ボランティア活動の促進等に努めたところであります。

次の、㊦県とNPOとの協働推進事業でございますが、新みやざき創造戦略の複数分野に関連する事業についてNPOから提案を募集し、委託を行うことにより、県とNPOとの協働の推進に努めたところであります。今後とも、より県民の視点に立った公共サービスを提供するために、NPO等との協働を進めてまいりたいと考えております。

次に、24ページをお開きください。3) 男女共同参画社会づくりの推進についてであります。主な事業及び実績にありますように、啓発資料を作成・配布して県民の意識の啓発を図るとともに、男女共同参画地域リーダー人材育成事業において、県北地区の7町村を対象に講座を開催し、地域において男女共同参画の普及啓発を

進める新たなリーダーを養成したところであります。

次の女性のチャレンジ支援事業であります。女性の再就職や起業に関する情報の提供や、講座の開催、相談事業などにより、女性の新たなチャレンジへの支援を行ったところであります。なお、平成19年度までは内閣府の委託事業として実施いたしました。委託期間の終了に伴いまして、20年度は内容を一部見直し、県単独の改善事業として実施いたしました。

25ページをごらんください。男女共同参画センター管理運営委託事業であります。本県の男女共同参画の推進拠点である県男女共同参画センターにおいて、指定管理者である特定非営利活動法人・みやざき男女共同参画推進機構の管理運営のもと、県民への情報提供、講座開催等の啓発事業のほか、相談事業等を実施いたしました。なお、中ほどの施策の進捗状況に記載しておりますが、県の審議会等における女性委員の比率につきましては、前年度よりも1.2ポイント増加し、43%となったところでございますけれども、目標の46%には達しませんでした。今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、27ページをお開きください。3、安全で安心な暮らしの確保、1)安全で安心なまちづくりについてであります。主な事業及び実績にありますように、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業であります。地域安全活動リーダーを育成するための講習会の開催、地域安全活動を行う団体へのアドバイザー派遣、地域コミュニティ再生化モデル事業を実施いたしました。今後とも、地域住民と行政が一体となって、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづく

りに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、28ページをお開きください。2)交通安全対策の推進についてであります。主な事業及び実績にありますように、世代間交流による交通安全教育事業であります。高齢者、若者及び近い将来ドライバーとなる高校3年生等を対象に、交通安全のための知識及び技能を習得する講座を実施し、高齢者に対する保護意識の醸成を含めた交通事故防止対策を図ったところであります。今後とも、交通事故防止と交通安全意識の高揚を図るなど、県民総参加による交通安全対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、29ページをごらんください。3)安心できる消費生活の確保についてであります。主な事業及び実績にありますように、まず、消費者啓発推進事業及び消費生活啓発員設置事業であります。県消費生活センターにおいて、消費者啓発講座等の開催や、消費生活に係る情報の提供を行い、主体性のある自立した消費者の育成に努めたところであります。

次に、消費生活相談員等設置事業であります。県消費生活センターに11名の相談員を配置し、消費者からの各種の相談に応じたところでございます。

次に、くらしを守るウォッチャー設置事業であります。県内に商品表示ウォッチャーを80名配置し、不適正な景品提供や商品表示についての情報を収集することにより、商品表示等の適正化を推進したところであります。なお、昨年度は、県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等を図ることを目的に、宮崎県消費者行政活性化基金を設置したところでございます。今後とも、啓発や相談事業などを実施することで、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援に取

り組んでまいりたいと考えております。

以上が主要施策の成果についてでございます。

なお、最後になります。監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

生活・協働・男女参画課の説明は以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 それでは、続きまして、文化文教・国際課の平成20年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。文化文教・国際課の決算の状況につきましては、上から6段目の行にありますように、予算額49億3,567万3,000円に対しまして、支出済額は49億2,829万1,579円、不用額は738万1,421円、執行率は99.9%となっております。

次に、青いインデックス、文化文教・国際課の27ページをお開きください。当課の決算事項別明細は、27ページから29ページとなっているところであります。目の不用額が100万円以上のものについて御説明をいたします。

(目) 企画総務費でございますが、不用額が199万1,504円となっております。主な要因としましては、次のページ、28ページでございますが、上から2段目の需用費であります。これは県立芸術劇場の大規模改修事業における入札残に伴う減によるものであります。

また、同ページ中ほどにあります(目) 計画調査費でございますが、不用額が331万1,234円となっております。主なものとしましては、下から4段目の委託料であります。これは改善事業・東アジア民間交流促進事業のうち、韓国事業におきまして、2月末に予定していた韓国側団体代表者の受け入れが韓国側の都合により

実施できなかったことによる執行残等に伴う減によるものであります。

次に、29ページでございます。(目)の事務局費でございますが、不用額が204万5,451円となっております。主なものとしまして、下から3段目、負担金補助及び交付金ですが、これは私立学校耐震対策緊急支援事業におきます補助額の確定に伴う補助金の残等に伴う減によるものであります。なお、翌年度への繰り越しはありません。

次に、平成20年度の主要施策の成果について御説明いたします。「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」、文化文教・国際課のインデックス、31ページをお開きください。

まず、1) 安全で安心な魅力ある教育環境づくりについてであります。主な事業及び実績の私立学校振興費補助事業であります。右の欄の実績内容のとおり、私立の高等学校14校、中学校8校、小学校1校に対して補助を行うことによりまして、保護者の経済的負担の軽減を初め、特色ある私立学校づくりや教職員の資質向上など、私立学校の教育環境の充実に努めたところであります。

次に、32ページをお開きください。1) 文化の振興についてであります。主な事業及び実績の一番上の宮崎国際音楽祭開催事業は、20年度で第13回を数え、5月5日から5月24日にかけて開催しました。期間中の来場者数は1万1,893人を数えたところであり、各種プログラムのコンサートを楽しんでいただくとともに、本県から世界に向けた文化情報の発信の効果があつたものと考えているところであります。

下の県立芸術劇場事業では、18年度から財団法人宮崎県立芸術劇場に管理運営を委託しているところですが、平成20年度は、3つのホール、

10の練習室などで21万5,079人の年間利用者数があったところであります。

その下の大規模改修事業は、開館以来10数年が経過し、施設設備等が老朽化してきたことから、19年度から実施しております、20年度も、右の実績内容に掲げます補修等を実施いたしました。今後も、緊急性の高いものより順次改修し、県民サービスの向上を図りながら、県民にとってより身近な文化施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

一番下の県文化賞でございますが、平成20年度で第59回を数え、本県文化の向上に寄与しました右の4人の方を顕彰したところであります。

続きまして、33ページをごらんください。一番上ですが、若山牧水賞は平成20年度で13回を数え、日高堯子さんが受賞されましたが、回を重ねることによりまして、全国有数の短歌文学賞として高い評価をいただいていると考えているところでございます。

新規事業・ミュージックランドみやざき推進事業では、「いろいろな音楽を、いろいろな場所で、いろいろなスタイルで」というコンセプトのもと、ライトアップ県庁星空コンサート、街角コンサート、みやざきミュージック見本市の3つの事業を開催し、県民に気軽に楽しむ機会と発表の機会を提供したところでございます。

同じく新規事業、その下でございますが、日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業では、佐土原総合文化センターにおきまして、13団体によります郷土芸能の公演等を実施し、広く県民に鑑賞していただくとともに、担い手による座談会を実施し、伝統文化の保存伝承に努めたところであります。今後とも、これらの文化事業を推進することによりまして、県民の文化活動を支える環境の整備を行い、多くの県民がさまざま

な機会を通して文化に親しみ、心豊かな生活を送ることのできる社会の実現を図る必要があると考えております。

次に、35ページをお開きください。2) 国際課の推進と多文化共生社会づくりであります。主な事業及び実績であります。海外渡航事務では、既設の3カ所のパスポート窓口、新たに4カ所を県総合庁舎に設置しまして、7カ所の窓口においてパスポートの発給事務を行うこととし、県民の海外渡航の利便性を高め、県民サービスの向上を図ったところであります。

その下、外国青年招致事業であります。当課に、英語、韓国語、中国語に対応できる3名の国際交流員、国籍は、アメリカ、韓国、シンガポールであります。3人を配置しまして、通訳・翻訳業務を初め、県民の国際理解の増進に資する各種国際交流活動等、幅広い取り組みを行ったところであります。

次に、36ページをお開きください。多文化共生社会推進事業では、普及啓発事業としまして、広報誌等による情報提供や、多文化共生社会講座への講師の派遣、それから、外国人住民支援事業としまして、日本語講座や弁護士等による法律・生活相談会、体験型の防災講習会などを実施したところであります。

国際理解促進事業では、先ほど申しました当課の3名の国際交流員を講師として、県内の小・中・高校に派遣し、児童生徒にそれぞれの母国の地理・歴史や文化等を紹介するなどして、国際理解の促進を図ったところであります。

次に、37ページをごらんください。東アジア民間交流促進事業では、これまで実施してきた韓国に加え、20年度は新たに台湾も対象国として実施しました。この事業は、宮崎と台湾及び韓国の文化・スポーツ等の民間団体の国際交流

を促進するため、まず、それぞれの団体のリーダーに相互に相手国を訪問してもらい、現地で具体的交流実現に向けた協議をするというような機会を県が提供したものであります。

次のアンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業では、宮崎と韓国の小中学生の相互交流を通して児童生徒の国際理解を促進するとともに、国際感覚豊かな青少年の育成を図ったところであります。

次に、38ページをごらんください。海外技術研修員受入事業では、アジア地域の国々から4名の研修員を受け入れ、県内の大学などで研修を行い、途上国の発展に貢献できる人材を養成しますとともに、研修員と県民との国際交流を通じた県民の国際理解の促進を図ったところであります。

以上が、主な国際関係の事業の実施状況であります。今後とも、県国際交流協会や市町村、関係団体等と連携しながら、国際交流協力を推進しますとともに、多文化共生社会づくりのため、県民意識の啓発や外国人も安心して生活できる環境の整備を図っていく必要があるものと考えております。

なお、最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

文化文教・国際課からは以上でございます。

○酒井人権同和対策課長 人権同和対策課の平成20年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、「平成20年度決算特別委員会資料」の5ページをお開きください。上から7段目、人権同和対策課のところでありまして、予算額1億5,702万円に対しまして、支出済額1億5,627万1,669円で、不用額は74万8,331円、執行率

は99.5%となっております。

次に、青いインデックス、人権同和対策課の31ページをお開きください。当課の決算事項別の明細でございます。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、平成20年度の主要施策の成果について御説明申し上げます。お手元の「主要施策の成果に関する報告書」、青いインデックス、人権同和対策課の40ページをお開きください。

2) 人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。主な事業及び実績といたしまして、まず、一番上の宮崎県人権啓発推進協議会委託、並びにその下の、みんなが集う「思いやり交流プラザ」開催でございます。実績内容欄にございますように、8月の人権啓発強調月間や12月の人権週間における集中啓発などの、人権啓発イベントを初めとするさまざまな啓発事業を実施いたしまして、県民の人権意識の高揚と差別意識の解消に努めたところであります。

次に、一番下の宮崎県人権啓発センターであります。人権に関する各種の研修会やセミナーの開催、講師の派遣、研修用ビデオの貸し出しなどを行ったものであります。

次に、右側の41ページをごらんください。えせ同和行為対策であります。実績内容欄にございますように、アンケート調査やリーフレットの作成・配布、講習会の開催などにより、えせ同和行為を排除するための広報啓発に努めたところであります。

次に、施策の成果等であります。②のところでございますが、えせ同和行為等への対応につきましては、同じページの一番下に近年の状況を掲載しておりますように、応諾率、すなわち要求を受けた事業所のうち、要求に応じた者の

割合でございますけど、これはやや増加傾向にございます。今後とも、えせ同和行為は絶対に許さないという強い姿勢で啓発の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

人権同和対策課の説明は以上であります。

○金丸情報政策課長 情報政策課の平成20年度に係る決算状況等について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の5ページをお開きください。下から4段目、情報政策課のところであります。予算額13億931万4,000円、支出済額11億9,258万6,486円、翌年度繰越額8,343万1,000円、不用額3,329万6,514円、執行率は91.1%、翌年度繰越額を含めると97.5%となっております。

次に、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。青いインデックス、情報政策課、33ページをお開きください。(目)企画総務費であります。不用額が205万4,098円となっております。不用額の主な内容は、一番下の負担金補助及び交付金であります。電子申請に必要となります公的個人認証サービスを全都道府県が、財団法人自治体衛星通信機構に委託して実施しておりますが、その手数料が増加したことにより、各県の交付金が減額されたことによるものであります。

34ページをお開きください。(目)計画調査費であります。不用額が3,124万2,416円で、執行率が72.6%となっております。翌年度繰越額を含めると92.5%となります。不用額の主な内容は、一番下の負担金補助及び交付金であります。携帯電話のサービスエリア拡大のための移動通信用鉄塔施設整備事業における国庫

補助金の確定による執行残などです。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の「主要施策の成果に関する報告書」、青いインデックス、情報政策課、42ページをお開きください。

まず、ケーブルテレビ施設整備支援につきましては、県内のケーブルテレビ事業者等が新たな市町村にサービスエリアを拡大する際、国の交付金にあわせて補助するものであります。20年度は、綾町の中心部2,051世帯における施設整備を予定しておりましたが、国の交付決定が本年3月となったため、事業を繰り越しております。

次に、移動通信用鉄塔施設整備につきましては、採算性の問題等から携帯電話サービスの提供が見込めない地域において、施設整備を行う市町村に対して、国及び県が補助を行うものであります。20年度は、門川町の三ヶ瀬地区等の4地区、合計314世帯を対象に事業を実施いたしました。事業繰り越しとなりました木城町中之又地区等につきましても、本年5月までに事業を完了しております。

次に、情報セキュリティ監査推進につきましては、個人情報の保護など情報セキュリティ対策の強化を目的として監査や研修を大幅に拡充し、職員の意識向上を図るものであります。22年度までの3年間に全所属の監査を行うこととしておりますが、20年度は84所属に対してセキュリティ監査を実施するとともに、職員研修には3,045名が参加したところであります。

次に、宮崎情報ハイウェイ21管理運営につきましては、県内全市町村を高速大容量の光ファイバー網で結ぶ情報通信基盤であり、行政ネットワークとしてのみならず、ケーブルテレビや携帯電話などにも利用されておりますことから、

運営体制の強化を図ったところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

情報政策課は以上であります。

○高橋主査 説明が終了しました。委員の皆様からの質疑をお願いいたします。

○武井委員 質問を何点かさせていただきます。まず、生活・協働・男女参画課から伺います。主要施策のほうで伺っていきませんが、23ページ、NPOとの協働推進等がいろいろ書いてあるんですが、各市町村でも今こういった事業というのは盛んに取り組まれているかと思うんです。そういった意味で、市町村のやるものと県がやるものとの整合性といいますか、逆に言うとうちというものはどういうものがあるのか。重複している部分も一部にはあったのではないかと感じるんですが、そのあたりの違いをお教えてください。

○高原生活・協働・男女参画課長 市町村のほうもいろいろ実施していらっしゃいます。ただ、全部は承知しておりませんが、市町村は基本的に、自分のエリア、市町村のところで実施する事業を行っていただいております。かつ住民のニーズが一番近いところで行われているというふうに考えております。例えば本県の行いました協働推進につきましては、県の主要な施策に基づく複数の分野にまたがるような事業を大きな観点から実施するというので、実態上は地域限定のものがあっても、分野的に大きなものを県は実施したというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。引き続いてですが、NPOとの協働推進ということで、金額を見て

も委託事業が多くなっているわけです。委託先の選定、いろいろと見てみますと、何と申しますか、一つのNPO法人が複数受託をしたりというようなこともありまして、もちろんコンペですから、そういうことはあり得る話ではあるんですが、私は、県もNPOをこれだけ育てていくということを目的にしているのであれば、より幅広く、広く薄くというか、多くの団体に委託を広げていくということが非常に重要ではないかと考えているんです。そういった意味で、県の業務を複数以上受託しているNPOというのがどれくらいあるのか。全体でどれくらいの法人に委託をして、そのうちどれくらいが2つ以上受けているとか、そのあたりがわかればお聞かせください。

○高原生活・協働・男女参画課長 今、細かなデータは持っておりませんが、おっしゃいました特定のNPOが複数委託を受けているものに関しましては、例えば、みやざき男女共同参画センターの運営を行っている男女共同参画推進機構、ここは2つの委託を受けております。あるいは、件数として一番多いのは、宮崎のNPO法人宮崎文化本舗、これが各分野から9つの協働事業を受けているという状況でございますので、確かに特定のものが複数受けているというのがあります。でも、1件しか受けていないというのも結構ございまして、今、委員がおっしゃったように、あくまでも公募事業ということで、公募して、そして、その中からヒアリング等実施して選ばれた結果としてこういう状況であったということで、恣意的に選んでいるということではございません。

○武井委員 もちろん恣意的に選んでいるわけではないということはわかるんですが、例えば建設の総合評価なんかですと、過去に受けたと

ころはそれなりに点数を調整してというようなこともあるわけで、県からの委託事業は原則、年に幾つといった一つの基準みたいなものがなければ、やはり、どうしても特定のところに集中してしまうということが起こっていくのではないか。これは今後も含めてそういう懸念があるんですが、そういったことは今まで検討されなかったのかということを伺います。

○高原生活・協働・男女参画課長 今まで、特段規制をすると、契約件数を規制するということはしておりません。ただ、委員がおっしゃったように、一つのところに集中するというのはよろしくないというふうに考えております。ただ、現実的に見てみますと、1件だけの契約のところも結構多うございます。たまたま幾つかが複数持っておりまして、ほとんどのところは1つだけという状況でございます。今から協働を進めていくという中において、力のあるところが今とっている状況でございますけれども、今後できるだけいろんなところに参画いただけるように、企画力向上ということで、実は今年度でございますけれども、いろんなところでうまく企画をつくって県の応募にこたえられるようなものを研修事業として考えておりますので、今後はそういうところも力をつけていただいてどんどん応募していただくというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。次に移ります。

○井本委員 ちょっと関連で。武井さんが言っているのは、選ぶときにそういう基準があるのかと聞いているわけよ。そんな基準がなくて、あなたたちがこれがいいんじゃないかと選ぶのが恣意的なものになるんじゃないかと聞いている。その基準はあるんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 これは基準

はございません。

○井本委員 ないんでしょう。だから、そこははっきりせにやいかん。

○高原生活・協働・男女参画課長 申しわけございませんでした。基準はございません。

○武井委員 わかりました。このあたり、逆にこれから特に委託がふえていけばいくほど、一つの一定のルール化というのは必要ではないかと思っております。

続きまして、消費生活関係なんですけれども、消費生活センターなんかも、私も伺ったりしていろいろ活動もしているんですが、場所も含めて、NHKの横にありますけれども、どこにあるのか、どういう存在なのか、あそこの存在自体がなかなか知られていないような、人が普通に來るわけでもないところもあるんです。伺いますか、センターの存在自体をきちっと啓発して、もっと気軽に訪ねられるといったような形での啓発推進というのはなされたのか、伺います。

○高原生活・協働・男女参画課長 確かにまだまだ認知度が低い状況にあるという状況でございますので、昨年は、多重債務に絡めて、どんどん消費生活センターのほうに相談に来てくださいということで、宮崎のイオンですとか都城のイオン、そういったところでお買い物に來られている方にPR、キャンペーンを4回実施いたしました。それ以外にも、いろんなマスコミに取り上げられたときに消費生活センターの名前を出していただきましたり、あるいは消費生活センターで月に一遍ぐらい出しているんですけれども、こういう相談があつてこういうことですよという啓発をしておりますが、その中で消費生活センターのPRをしたり、あるいは当然ホームページのほうではしっかり場所等も書

いたPRはしております。今後とも、やはり皆さんに知ってもらわないといけない場所ですので、やっていきたいというふうに思っております。

○武井委員 関連で、今ちょうど課長からも出ましたが、多重債務の問題で、宮崎県の場合、自殺対策というのが非常に大きな課題であるわけですが、自殺の原因の3割程度はそういった多重債務の問題ということも言われておるわけです。去年から、これは部は違いますけれども、「青Tねっと」とかで自殺対策をしてきたわけなんですけど、自殺対策と多重債務の連携みたいなものは、どのようなことか図ってきたことがあるのかどうか、伺います。

○高原生活・協働・男女参画課長 実は、自殺対策行動計画、これは福祉のほうでつくられたんですけども、その中の原因別の対応というところで、多重債務のほうがおっしゃるように、やはり経済的な悩みから亡くなられる方も多いということで、その自殺行動計画の一部の中に多重債務対策をどうするかという項目を取り上げていただいております。そこの内容につきましては、多重債務対策協議会を開催して、一生懸命皆さんに協議していただいて記載したところでございます。それと、先ほど申しましたように、キャンペーン等も実施いたしましたし、パネル展示で、大学生、今から社会に出ていこうとする方々へのPR等も行ったところでございます。

○武井委員 わかりました。次に進みます。文化文教・国際課に進ませていただきます。音楽祭と芸術劇場の件ですが、これはまず確認なんですけれども、予算額と決算額が1億3,098万1,000円ということでぴったりになっているのは、指定管理料を定めた金額の1年分というよ

うな形で割った結果としてこういうふうになっているという理解でよろしいのか、確認です。

○福村文化文教・国際課長 18年度から指定管理で財団のほうに頼んでおりますので、この額は5年間同じ額でございます。

○武井委員 わかりました。続いて、芸術劇場の運営等について、これも同じように見てよいということであろうかと思えます。その下に大規模改修がありまして、改修に1億2,000万という形でつけているわけです。ただ、一方では、3億5,600万ですか、運営費という形でコストを支払っているわけですが、そういった改修の中の、いわゆる指定管理者が行うべきことと実際に県が行うべきことが峻別されているかと思うんですが、その峻別された結果として、県が支払うべきものとしてこの1億2,000万超という金額になったという理解でよろしいのかどうか、伺います。

○福村文化文教・国際課長 そのようなことでございます。

○武井委員 そうしたときに、この金額というのはこの決算で終わりですか。この決算で大規模改修というのは完結できるものなんですか。

○福村文化文教・国際課長 20年度にこれだけかかったということございまして、ことしもやっておりますが、22年度までほぼ計画は決まっております。全部で5億5,000万ぐらいというような感じになっております。

○武井委員 5億5,000万ということで4年ぐらいかけてなさるということで、今、開設して13年目ぐらいだということなんですけど、13年で5億円ぐらいかかったということは、これからもちろん建物はどんどん劣化していくわけなんですけれども、おおむね10年に1回ぐらいは5億円ぐらいかかるようなメンテナンスというものが今

後も発生する可能性のある建物であるという理解でよろしいということでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 この大規模改修というのは19年度からやっております、それまではこういう大がかりな手は入れなかったんですが、19年度あたりから老朽化が目立ってきて改修を始めたということでございます。必要なものは順次修理していかないとけないというような状況になっております。

○武井委員 わかりました。あと、きのう総括質疑の中で濱砂議員からあったかと思うんですが、私が見にいてもそうですけれども、中には、非常に高価な調度品みたいなもの、300万近い机があるみたいな話もありましたけれども、そういったようなものというのは、今の段階で売ってどうなるのかというのはわかりませんが、よりリーズナブルなものに変更していくというようなことは取り組まれたのか、取り組まれる意思はあったのか、伺います。

○福村文化文教・国際課長 今のところ、現在あるような備品を買いかえるというような話は聞いておりません。そういう計画も今持っておりません。

○武井委員 つまり必要性というものについては、きのうの議論も踏まえてですけれども、お感じになった部分はありますか。

○福村文化文教・国際課長 今、御指摘のそういうところも考えているところであります。

○武井委員 一たん導入したものですから、実際にどうなるかわかりませんが、またそのあたりは検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、最後にいたしますが、情報政策課に移らせていただきます。情報セキュリティ監査414万とあるんですが、本来ならば、専従の担当職員がいるのではないかと思うんですが、こ

れは外注しなければいけないものなのか。ないしは、内生しているけどこれぐらいかかっているのか、そのあたりをお聞かせください。

○金丸情報政策課長 通常の内部監査につきましては、うちの職員がやっておりますけれども、専従職員がいるというわけではございません。ただ、例えば、システムを所管しているところに対しては、わざと外部侵入の監査とか、不正な入り方をしてみるとか、あえてそういう負荷を与えた上でシステムがちゃんと動くかどうかということは外部に委託しておりますし、職員研修につきましても、外部講師を招いておりますので、こういう経費になっているということでございます。

○武井委員 わかりました。先日の一般質問でも、満行議員でしたか、ありましたけれども、情報政策課の中には当然そういうプロフェッショナルな方がいらっしゃるわけですが、例えばコンピューターの納入といったようなものないしはメンテナンス料の契約の中で、この価格が適正であるということについての調査とかそのあたりの指摘というのは、具体的に情報政策課のほうから、総務事務センターになるんだろうと思うんですが、そういうところに指摘をしたりというようなことはされたのかどうか、伺います。

○金丸情報政策課長 *平成16年度からIT調達標準化というのに取り組んでおまして、民間から任期つき職員を採用しております。1人目がことしで終わりますので、ことしは引き継ぎ期間ということで、現在2名の任期つき職員体制で運用しております。委託料で100万円以上のもの、賃借料で80万円以上のものについて、予算編成、予算執行の段階で情報政策課のほうに

※45ページに訂正発言あり

協議をするということになっておりまして、その審査結果を踏まえた調達を各課で行っているということでございます。ちなみに昨年度までの4年間で約20億5,000万ぐらいの経費節減効果を出しております。

○武井委員 その経費節減というのは、具体的にITの担当者の方が指摘をして、これは高いんじゃないか、これはもっとこうできるんじゃないかというような指摘をした結果として、それだけの金額が捻出されたという理解でよろしいでしょうか。

○金丸情報政策課長 担当課だけから聞くのではなくて、ベンダーから直接、どういう見積もりになっているのかといったところをヒアリングした上で、もともとIT関連の専門家で自分たちでもわかるわけですから、そこら辺を企業のほうといろいろ議論した上で、こういう価格でできるんじゃないかということで節減を図っていったということでございます。

○武井委員 わかりました。最後にしますが、宮崎情報ハイウェイ21（MJH21）について伺いますが、昨年度の切断の状況、つまり通信状況の不良とかそのあたりがどの程度あったのか、お聞かせください。

○金丸情報政策課長 切断事故が起きたのは20年2月ですから、19年度になるわけでございますけれども、すぐに連絡が来なかったということがございます。実質的に経済的な損失が出たということは聞いておりませんが、連絡体制がきちんとなっていなかったということで、20年度に連絡体制をきちんとやるということの対策を図ったところでございます。

○権藤委員 ケーブルテレビについてなんですけど、22年度の目標値を既に上回ったという評価結果であります。私がつわらないのは、効

率のいいところから事業着手して、周辺地域になると採算性は悪くなるんだろうというふうに思いますが、そういう中で、合併前の北浦町の先行投資というか、採算性からいくとちょっとというのを、合併して面倒を見てもらえると思ったからやったかどうかわかりませんが、合併後の延岡市としてはどうせやらないかんということになるのかもしれませんが。そういう面でエリアごとの採算性、それから、住民の側からいけば平等に情報を提供してほしいという要望があるわけです。22年度の目標を上回ったということですが、今後、決算ではありますけれども、継続という点から見ると、来年以降の考え方もたいなのはこのケーブルテレビについてはどういふふうになるんですか。

○金丸情報政策課長 確かに御指摘のような話がございます、ケーブルテレビ3社によってそれぞれ考え方が違うと。ある程度リスクがあってもどんどん出ていくケーブルテレビ会社もありますし、中心市街地ぐらいということもございます。23年7月の地上デジタルへの移行もありまして、先日も御説明いたしましたけれども、今年度、国の交付金を使いまして、中山間地域において、日之影や椎葉がケーブルテレビ網を整備する予定にしております。その辺を含めて、あと、今、地上デジタル対策で、ケーブルテレビでやるのか、共同受信施設をつくるのかということでやっております。3社とも県も出資している企業でございますので、その辺の公益性と収益性のバランスをうまく考慮してやっていただくようなことをお願いしていきたいと。ことしも、例えば都城におきましては、ビーティーヴィーが都城市の夏尾地区において独自の事業としてエリア拡大するという事業も入っております。以上です。

○**榎藤委員** 次に、携帯電話についてですが、この決算対象期間だけで見ますと、4億1,800万の予定額に対して、繰り越しが8,300万、不用額が3,100万、実施額は3億300万ということであり、これは複数の地域が合計されて4億というものがあるのかどうか。内容を含めてもうちょっと説明をお願いしたいと思います。

○**金丸情報政策課長** 携帯電話に関しましては、主要施策の成果の42ページにありますとおり、20年度の予算額につきましては2億円で、実施予定箇所が4地区でございます。木城町と日之影町が、事情があつてことしに繰り越して5月までかかったということございまして、3,000万の不用残が出ておりますので、実質1億7,000万円、4地区の整備、314世帯が終了したということでございます。

○**榎藤委員** わかりました。それから、後のほうの部分で、県単については国の補助が出るようになったから、20年以降は、県としては小規模市町村はやらなくていいということなんです、それは県としての把握というか、どういうところを小規模でやっているということはつかんでおられるのかどうか。

○**金丸情報政策課長** これまで携帯電話のエリア拡大については、国の事業は基本的に100世帯以上で、100世帯未満は補助率が低いということがありましたが、20年度からは100世帯未満についても同じような支援が受けられる。それに対して県は15分の2を上乗せで助成するということになりましたので、それまでの県単独事業を廃止したということでございます。

それから、携帯が通じないかということにつきましては、20年度末で約2,300世帯となっておりまして、先日の補正でお願いいたしましたけれども、これから市町村と協議しながら、きつ

ちり具体的にどこだとわかるような地図まで含めてやりたいということでございます。

○**高橋主査** ほかに質疑はございませんか。

○**福田委員** 消費者金融の関係でお尋ねしたいんですが、多重債務者対策というのは非常に大事な問題でございまして、一生懸命取り組んでいただいております、成果が上がりつつあると思うんです。その中で、相談員の方が5人、3人ですね。こういう方の経歴を教えてください。どういう方が相談に乗っておられるか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 宮崎の消費生活センターには5人おります。まず、その前に専門相談員の資格というのがございまして、その資格を持っている者が消費生活センターのほうに5人おります。その資格を持っている者につきましては、例えば社会福祉主事を持っている者ですとか、資格を持っていない方につきましても、簿記の資格を持っているというような状況です。都城につきましては、都城は3人おりますけれども、3人のうち2人が専門員の資格を持っております、学校の先生の資格ですとか簿記1級の資格を持っている。あるいは延岡のほうは、専門員の資格を1人持っておりますけれども、それ以外には、歯科衛生士の資格ですとか、あるいは簿記の資格、栄養士の資格といったことで、それぞれにいろんな資格を持っているという状況でございます。

○**福田委員** この消費生活相談の案件というのは、そういう資格を持った方々の相談が多いんですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 相談内容は非常に多岐にわたっております、生活関係一般、どちらかといえば、おっしゃるように消費者金融関係もございまして、契約関係のトラブル、そういったものも非常に多い状況でございます。

○**福田委員** 経歴の御紹介から見ると、おおよそ多重債務等についての基礎的な知識をお持ちではないような方もいらっしゃるようですね。これは私の思い過ごしかもしれません。そこで、多重債務問題の相談件数はどれくらいありましたか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 多重債務問題につきましては983件、全体の1割程度でございます。

○**福田委員** この中で、恐らく相談センターで自己完結ができるとは思いませんので、最終的にどういう完結ができるような指導をなされてきたんでしょうか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** まずはお話を伺いまして、中には自主的に交渉すればできるという方もいらっしゃいます。それが約半分ぐらいいらっしゃいまして、残りの半分ぐらいが非常に深刻な状況だということで、これにつきましては、弁護士会あるいは司法書士会といったところの窓口、あるいは法テラスの窓口で御紹介をするという状況でございます。

○**福田委員** そういう専門家を御紹介いただいて相談に行かせる。その結果についてのフォローはされておりますでしょうか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** そこにつきましては、なかなかフォローというのができていないのが実態でございます。

○**福田委員** と申しますのは、この消費者金融の問題は、一方では、貸し手である消費者金融の会社も、グレーゾーン金利の払い戻しで今、瀕死の状態になっていますね。倒産寸前の状態でありまして、そういう問題が社会的に認知をされてかなり進んでいると思うんです。そこで、行政としては、そこあたりまでしっかり相談に乗って、最終的な完結ができる社会情勢が整い

ましたから、やっていかせると。もちろん、グレーゾーン金利の払い戻しが可能であれば、ダメージはかなり回復すると思います。

それともう一つは、私も長い間にいろんな相談を受けてきました。私の場合は自己完結までさせてあげましたけど。こういう方々は繰り返す習性があるんですね。ここをどう防止するか。ぜひ相談でお願いしたいことは、これは比較的若い人が多いんです。年配の方もいらっしゃいますが、私が相談を受けたケースは若い人が多いんです。第1回は必ず親が代弁しているんです。2回、3回目で親も行き詰まるんです。でありますから、相談には恐らく、ある程度年齢がいても、二十歳を超えていても、親御さんの同席が必要かなという気がするんですが、その辺は、相談を受けられたいろんな過去の事例からしてどういうふうにお考えですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 詳細までは実はわからないんですが、相談の当事者の年代層を見ますと、やはり40代の方が一番多いという状況にございまして、うちのほうで受け付けている若い方というのは非常に少ない状況でございます。^{*}20名程度でございました。おっしゃるようにフォローが非常に大事だというふうに思っていて、今年度からは、そういうフォローができるように、ファイナンシャルプランナー協会との関係をつくっていかうというふうに考えているところでございます。

○**福田委員** 今の年齢を聞きましても、消費者金融の一番ターゲットになっている若年層の相談が少ないということは、この相談センターの機能が完全に生かされないと思うんです。せっかく行政がやっているんですから、消費者金融で一番行き詰まっている方々を、社会人として

※45ページに訂正発言あり

のスタート時点でそういうことをやっているわけですから、ターゲットにして相談をされるようお願いしたいと思います。本当に県の相談機能が発揮できるように。でないと、大きな金額を使って人を雇用してやっても、そう大きな効果は期待できないというふうに考えています。特に最近では、司法書士の若手あたりがその辺を一生懸命やっていますね。議会等にもいろんな請願が上がっています。ぜひお願いしたいと思います。通り一遍の相談機能では効果は少ないと思います。いかがですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、今のところ、啓発のほうにつきましては、一生懸命若年者に対しても行っております。その啓発の際に、こういう相談機能につきましてもちゃんと周知をしていきたいというふうに考えております。

○福田委員 次は、パスポート発行の問題です。これは、県も思い切って日向まで窓口を拡大されまして、私は大変よかったと思っているんです。半年のところもあります。宮崎、都城、延岡、日南、小林、高鍋、日向と来られまして、効果はどういうふうに出ていますか。

○福村文化文教・国際課長 各出先のほうにそういう窓口を開設したことによりまして、本課のほうの受け付けがその分少なくなったと。私どもは、より県民に近いところで開設して、そこで交付が受け取れるということで、効果はあったというふうに思っております。

○福田委員 ちなみに、各窓口の発行の割合はどうなっていますでしょうか。宮崎から日向まで。日向は半年ですけど。

○福村文化文教・国際課長 20年度の申請と交付実績というのがあるんですが、全部で3万7,300件ほどあります。そのうち、宮崎が2

万1,184、都城が5,446、延岡が5,960、日南が1,327、小林が1,273、日向が646、高鍋が1,488。これは申請と交付を合わせた件数です。

○福田委員 2分の1が発行数ですね。効果が出ているようですが、なぜ私が質問するかといいますと、午前中終わりました国際線の定着化の問題に非常に大きく関係しますね。パスポートを持っているがゆえに、海外に行ってみようか、こういう気持ちが起こるわけでありますから、私は以前、本会議でもかなりこの問題をお勧めしたことがございましたが、ぜひお願いしたいと思いますし、これからもパスポートの県民所持をさらに推し進めていただきたい。ひいては国際線の定着化に努めていただきたい、このように要望しておきたいと思います。以上です

○高橋主査 ほかに質疑はございませんか。

○前屋敷委員 男女共同参画でお願いをいたします。24ページの主要施策の報告のほうですが、県北地域でリーダー養成講座を開催されたということで、3回で15名の受講者数ということですが、県としては受講の目標はどのくらいに置いておられたのか。

○高原生活・協働・男女参画課長 これは3回で15人というより、15人の方に3回実施したということでございまして、こちらの目標としては20名程度を募集したつもりでございましたが、5人ほど少ない15名であったという状況でございます。

○前屋敷委員 受講された方々の男女比はどのくらいですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 男性が一人、14人が女性ということでございました。

○前屋敷委員 ぜひ私、男性の比率も高めてほしいなというふうに。やはり一緒に認識を変え

ていかないと、女性はいろんなハードルといただきますか、条件がついて、なかなか活動に参加できにくいということもあるので、やはり男女ともにそういった意識を高めていくことが一番かなと思っていますので、そういうリーダー養成のところは、特に男性の方々にも参加を促していただくという方向で進めていただきたいというふうに思います。ちょっと方向性を。

○高原生活・協働・男女参画課長 このときも一生懸命、男性もということを探したり、市町村にお願いして呼びかけ等していただいたんですけども、なかなかお集まりにならなかったという状況でございます。ただ、今年度も実施しますので、一生懸命努力をしてみたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 よろしく申し上げます。もう一つ、県の審議会等における女性委員の比率の御説明もあって、目標には若干届いていないという状況なんですけど、人数でいきますと何名になるんですか、この43%は。

○高原生活・協働・男女参画課長 数字は今持ち合わせておりません。

○前屋敷委員 後で結構です。あわせて、県庁職員における女性の幹部職員の登用も今、状況がわかっておられれば。目標も定めておられると思うんですけど、そことの関係もあわせて教えてください。

○高原生活・協働・男女参画課長 県職員につきましては、目標というのは定めておりません。21年度の状況を申しますと、知事部局で次長が1人、課長級が7名ということで8名でございます。これが全体の約3%という状況で、全国的に見るとかなり低いほうの状況であるということでございます。

先ほどの女性の登用の部分でございますけれ

ども、1,196名中女性が514名という状況でございます。

○前屋敷委員 県職員の管理職の登用ですけど、さっきもお話ししましたが、いろんな条件を整えないと、幹部職員の地位を責任持って受けられるという状況もなかなか難しいのは承知しているところですから、そういうこともいろいろかんがみて、ぜひやはり女性の皆さん方の能力を大いに発揮していただくためにも、そういうところに力も注いでいただきたいというふうに思います。

芸術劇場のところで、34ページで、劇場の利用者数が20年は少なくなっているんです。さまざまな企画も催しながら事業は進めておられると思うんですけども、やはりもっともっと利用者もふやして、生の文化・芸術にもふれていただくという機会をふやすということも大事なことなんですけど、県民の方々の自主企画あたりも会場を使われるんですけど、そういう事業との関係で利用客も減っているのかなと思うんです。そういう形で、劇場そのものを利用する、主催者として利用するというあたりのところはどんな状況なのか。単に鑑賞するだけで利用するというのとは別個に。

○福村文化文教・国際課長 ここに挙げております数字は、利用者といいますか、コンサートなんかの入場者もカウントしております。21万5,000というような数字が出ておるんですけど、20年度が減っておる理由は、20年度は、コンサートホールを3カ月ほど閉鎖してパイプオルガンの補修をやった関係もございまして、例年に比べて減る率が大きかったというふうに分析しております。年々ちょっと減ってきておりますけど、最近の文化を楽しむような経済環境といいますか、そこら辺が影響しているのかな

という感じはしております。

○前屋敷委員 やはり経済状況なども背景にあることは否めないところだというふうに思いますけれども、利用できる立派な施設もありますので、大いに啓発も含めて取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

もう一点ですが、38ページの海外技術研修員の受け入れで、4名受け入れていらっしゃいますけれども、どんな部門で受け入れていらっしゃるのか、職業といたしますか、部門を。

○福村文化文教・国際課長 インドネシアから来た方は、宮崎大学の工学部で、環境衛生の部門、水のことを研究したりしておりました。それから、モンゴルから来られた方は、都城工業高専で、環境微生物ということで学科を勉強されております。それから、ベトナムから来られた方は、宮大の農学部で、獣医病理学ということで鳥の肉なんかの分析をしておりました。それから、カンボジアから来た方は、宮崎市の図書館に行ってもらったんですけど、科目としては幼児教育分野ということで、図書の読み聞かせとかそういう分野で研究をしてもらいました。以上でございます。

○前屋敷委員 この方々は、期間は何年ぐらいなんですか。

○福村文化文教・国際課長 期間は、7月から3月までということではほぼ9カ月を予定しています。

○高原生活・協働・男女参画課長 済みません、発言の訂正をさせていただきます。福田委員からのお尋ねに対しまして、多重債務の相談者40代が多いと申しましたが、間違いで、30代から40代が多いということと、20代につきましては148名の相談がございました。失礼いたしました。

○金丸情報政策課長 私も発言の訂正をお願い

いたします。先ほど武井委員のIT調達支援に関する質問について、IT調達支援の開始年度を16年度と申し上げましたけれども、ことしが5年目ですので、17年度からの事業でございます。訂正させていただきます。

○高橋主査 それでは、以上をもって、生活・協働・男女参画課ほか3課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時37分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

総括質疑の前に、午前中に武井委員より要求のありました知事の旅費について、まず説明をお願いいたします。

○亀田秘書広報課長 まず、訂正をさせていただきますと思います。全国知事会の知事の旅費は、総合政策課の計画調査費から出ていますというふうに申し上げましたけれども、済みません、うちの課の旅費でございました。申しわけございませんでした。失礼いたしました。

それでは、知事の旅費について資料を作成いたしましたので、御説明をさせていただきます。

まず、1番でそもそもの話としまして、公務と政務の整理をどうしているのかということですが、テレビ出演とかマスコミの取材、講演会など、こういうものの依頼が来た場合には、知事と秘書広報課のほうで協議をいたしまして、これは公務だな、政務だなということで判断をまずいたしております。実際のところはほとんどが政務ということでございまして、例えばトップセールスに伴ってテレビに出る場合、あるいは県政に密接に関係するようなマスコミの取材の場合、そういうことが公務になるのかなとい

うふうに判断をいたしております。

そうした公務、政務の別の中で、2番が出張の例ですが、これは東京あたりをイメージしておりますが、公務の中に政務が混在した場合ということでございます。典型的な例で書いておりますが、1つは日帰り出張で泊まらない場合です。公務で出張いたしまして、空き時間を利用して政務が入った場合でございます。この場合は、往路と復路の航空機代、往復の航空機代は公費負担ということで旅費支給ということになります。そして、間に入りましたテレビ出演等の政務につきましても、タクシー代等の交通費については、旅費別途ということで自分で出すということになります。

2番目が1泊2日の出張という例ですが、公務で出張いたしまして、政務がちょっと入りまして、宿泊することになって明くる日帰ってくるという場合でございます。この場合も、往路と復路、往復の航空機代は公費負担ということで旅費が出るということです。テレビ出演等の政務に関しまして、タクシー代等の交通費あるいは宿泊代については自己負担ということになっております。

3番目は、旅行命令の決裁ルートということでございます。秘書広報課のほうでまず旅行命令を起案いたしまして、それには行程表があるわけですが、政務、公務の別がありまして、それを総務事務センターのほうで計算をいたしまして、決裁権者は自分になってしまうんですが、最終的に知事が決裁すると。副知事が代決する場合もございます。その後、支払い関係書類を総務事務センターのほうがつくりまして、最終的には、会計課がその行程等について審査、チェックして旅費を支給すると。そういうような流れになっております。以上でございます。

○武井委員 ありがとうございます。1点だけ確認しますが、2の日帰り出張の例で見ると、公務、政務、公務と書いてあるんですが、例えばこれが政務、政務、公務、政務みたいな、どちらかという、行って実際にやっている時間というものが、公務の時間というものは一部分であって、大部分が政務に充てられる時間であったとしても、公務に係るものが少しでもあれば、往復の旅費というのが県の負担になるということで、確認ですが。

○亀田秘書広報課長 そもそも公務出張というのが先に入ります。これが基本的なパターンで、政務で行って後で公務を入れるという場合はありません。ほとんどないと言っていいと思います。ですから、先にまず業務ありき、出張ありきで、その合間を利用して、時々夜にテレビ出演が入ったりということでございますので、典型例として、往復が公務ということで整理される場合が多いということでございます。

○高橋主査 それでは、引き続き、県民政策部の決算全般について質疑を求めたいと思います。

○武井委員 1点、部長にお伺いしたいと思うんですが、この決算の前までは総合政策本部だったわけで、20年度から県民政策部。部長はかわられましたけど、実際に新しい部になってから最初の決算という形になるかと思うんです。そういった組織改編を一通りしてくる中で、いろいろ業務の移行ということもあったかと思いませんし、国際課がなくなって文化文教・国際課になってとか、課の再編みたいなものもあったかと思うんです。そういった中で、一年、この決算の中で、業務の効率化といいますか、そもそも県民政策部を立ち上げた目的であるとか趣旨というものはどの程度達成されたのか、そのあたりの実感、感覚についてお伺いをしたいと思

ます。

○高山県民政策部長 総合政策本部がなくなりまして県民政策部ができたということなんですが、一番の趣旨というのが、私もその当時の経緯はよく知りませんが、行政改革があって部を減らすということも一つの大きな理由の中であったのかなと思っております。もう一つは、県民政策部というのが、県政の総合企画、全体的な業務の調整という業務がほとんど。秘書広報課と統計調査課はございましたけれども。それよりも、実際、具体的な県民生活に係る部分を一緒に所管したほうが、トータルとして調整する場合に役に立つんじゃないかと、その辺も恐らく発想の中にあつたというふうに思っております。そういった観点では、県全体にまたがる、いわゆる商工、農政、全部の分野にまたがる部分が入ったことによって、全体の企画とか総合調整とか、その辺のやり方はスムーズにいったのではないかとこのように考えております。

○武井委員 そういった意味で、実際に予算額といったものも大きく変わってきたかと思うんですが、そういった中で、逆に課題として感じられたこととかあればお聞かせください。

○高山県民政策部長 まことに申しわけないんですが、以前の仕事を体験しておりませんが、特に私が引き継ぎを受けました段階では、全体の総合調整をする中で、総合交通の分とか非常に大きな課題の部分が入ってくるよと。その辺はいろいろ大変だねというのを前の部長から引き継ぎを受けています。しかし、そういった懸念はあつたものの、全体的には、職員の皆さんの頑張りもありまして、スムーズに業務はいったのではないかとこのように思っております。

○権藤委員 先ほど井本委員から発言があつた鉄道の高速化ですね。7月には、知事が会長で総会をやるんですけど、今の現状としては、目標がなくて、ただそういう名前の期成同盟会を存続させるために中間でやっているみたいな感じが印象としてあるわけです。ほかに高速道とかあるからいいようなものの。今後のあり方としては、県庁内にも道州制の研究会を立ち上げたということがありますし、鹿児島まであと2年したら新幹線が抜けるというようなこと等もあるし、また、清武町が来年4月で宮崎市と合併すれば40万都市というようなこと等もあって、ここは単なる15分程度50億という次元の高速化でいいのかと。道州制を言ったのは、西側はもうあるわけですね。東側は今言う部分的な高速化さえちゃんと物が言えない。そういうようなことで、決算とは言いながら、今後、高速化に対するスタンスとしては、例えば、鹿児島、宮崎については、高規格であれ何であれ、お金は何千億かかるか知りませんが、そういう一つのテーマを掲げながらの期成同盟会でなければおかしいんじゃないかと。それはどこからやるかという話等を含めると、井本さんには悪いんですが、鹿児島まで新幹線が来て40万都市の宮崎市がどうなのか。つながるという理屈で言えばどっちからでもつながるわけです。南からでもつながる、北からでもつながる。そういうことも含めて、県庁内で情報を集めながら、私たちとしても、具体性を持った鉄道の期成同盟会であるような情報を集めて、そして、金額等についても精査したものではなくてもいいわけですが、そういうものが、例えば九州の知事会等で、議会で知事のしりをたたけるようなものじゃないと、空念仏という言葉もありますけど、それですと何年も来ているわけですが、それでい

いのかということがあると思うんです。今後のあり方として、決算ではありますけれども、そういうことをぜひ要望として申し上げておきたいというふうに思います。

○萩原委員 ちょっと民間的な発想で物を言いますけれども、この20年度は県民政策部では予算が124億ですね、そして不用額が6,564万。おおむね0.5%不用となったわけです。部長が、指名を受けて、県民政策部の課長の人たちを集めて話をするとき、「ひとつ2%節約に努めてくれんか。これだけの予算をもらっておるけど、2%の節約に努めてひとつ頑張ってくれんか」というのが民間なんです。最近はないと思うけれども、役所は、100%消化することで優秀な課長だったんですね。今は大分違って来たと思うんですけど、頭の切りかえは終わったですかね、皆さん。そうでないと、予算を編成するときに、「あんたのところは大変残ったから、今度は予算を削るよ」という予算査定にされるというのが、かつての官の考え方ですね。それも最近はなくなったと思うけど、やっぱり底流にその辺があるんじゃないですか。その辺はどうですか、実感として。

○高山県民政策部長 厳しい御指摘を受けまして、どうお答えしようかと思うんですが、基本的に私ども、この厳しい経済情勢、厳しい県の財政状況を考えますと、少なくとも予算を何とか使わなきゃいけないという発想は、まず99%ないんじゃないかと思っております。そして、実際、財政課とかそういった関係につきましても、全部使わなければ来年はつけないということも全くありませんし、その辺は従前とはさまざま変わりしているというふうに御理解いただければありがたいと思っております。

○萩原委員 これをずっと見ていると、入札残

とか執行残、これが一番大きなものですね。あとはおおむね、使い切ったとは言わんけれども、ぎりぎりのところで使っていらっしゃるところがあるものだから、まだまだ頭の切りかえが進んでいないのかなと思ったりするんです。まあ答弁しにくいだろうけれども、この課長は余力能力ないとか、この課長は能力はあるとか、そういう色眼鏡で見るようなことは。答弁しにくいな。

○高山県民政策部長 先ほど正確に言えばよかったです、最終で決算といいますか、12月ぐらいの段階におきまして、今年度実際に必要な額はこれだけあるという最終的な予想を立てまして、2月議会の段階でかなり補正減をさせていただいています。その結果、この不用残というのは、3月までの見込みから、2月の補正で一回調整した後、見込みで残ったものが不用額というふうになっておりますので、不用額以上に当初予算よりもかなり金額は減っているというものでございます。答えにくいんじゃないかということですが、職員は一生懸命頑張ってくれておりますので、それを私は信じてやっております。

○萩原委員 おおむねそうだろうとは思っています。思うんですけども、やっぱり民間的なことも言わにゃいかんし。例えば土木事業関係は年度末になると一斉に出てくるんです。最近は若干減ってきたかなと思うんですけども、前倒しで仕事を出さずにおって、余った金を年度末の2月から3月にかけて、ちょうど卒業式のときに道路工事であっちこっち掘り起こして、予算が残ったからあとやるんですよというところが往々にしてあったんです。まだそういう部分が残っている。まだそういう部分が残っているんです。必要なものはやらにゃいけないけれど

も。ですから、部長を拝命したときに、管理職の皆さんに、1%でも2%でもできるだけ節約しなさいよという訓辞というか達しというか、そういう話に一回立ち会ってみたいと思うんですけど。そういうことはないんですか。

○高山県民政策部長 年度当初異動がありました後に、全体の顔合わせ等で各課長を集めまして、今年度、私はこういった形で仕事をやりたいということは申し上げるんです。あわせまして、部局マニフェストがありますので、その中にも、業務の方針の関係では、こういうふうな目標を持ってやっているということではありますが、今御質問にございました減額と、予算はできるだけ節約しろということは、実は言ったことはないんですけれども、御指摘はよくわかります。節約というのは当然のことですので、その辺は意思統一していきたいというふうに思っております。

○井本委員 さっき武井委員が言っていた話ですけれども、何か課題はあるんじゃないかという話だったけど、我々が見ておると、財政課とのすったもんだが、前のときも何だかんだという話を聞いたことがあったんです。その辺はいかがですか。余り言えないですか。

○高山県民政策部長 私どもが県の重点施策を幾つか上げまして、それに基づいて各部各課においていろいろな事業をやっていただくということです。その間で、当然、財政課のスタンスというのは、重点目標というのは同じ意識でございますので、それに対する感覚は持っていますが、できるだけ少ない投資で最大限の効果を上げるような事業を練っていくのが財政課の立場ということでありまして。最終的に同じ目標は持っておりますけれども、予算をつける過程で、どの程度必要であると、最大限どれだけ必要か

という段階でいろいろな議論はいたします。そういう意味では、総務部と県民政策部の意識は同一方向を向いている。できるだけ経費を安くする方法、しかし実際成果は上がるということで徹底的な議論をやって、最終的な予算が組まれるということでございますので、そういった議論の過程を見ていただいて、うまくいっていないんじゃないかと言われる方もたまにあるんですけれども、そういうことはないというふうに思っております。

○井本委員 なかなか模範答案ですばらしいことですが、客観的に見ていると、本当は県民政策部の中に財政課なりがあったほうがいいんじゃないのかという感じは、私なんかしているんです。どちらかというとも総務部と一緒にしたほうがいいんじゃないか、そんな気が私なんかはしているんですけど、そんなことは言えませんわね。今、民主党さんが戦略何とか大臣というのをつくって、財務大臣とすったもんだやっていますけど、あそこと同じことをやっているとは私は見て思っているんです。あの辺は非常に大変なんだろうなという気がしていますが、一つの課題として将来考えにやいかんかもしれませんね。

○高橋主査 よろしいでしょうか。それでは、以上をもって県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時1分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成20年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いします。

○長友会計管理者 よろしくお願ひいたします。
それでは、会計管理局の平成20年度決算の概要について御説明を申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料をお開きいただき
きたいと思ひます。これに基づきまして御説明
をさせていただきます。お開きいただきまして、
一番上の（款）総務費の欄をごらんください。
予算額5億4,328万1,000円に對しまして、支出
済額は5億3,716万3,604円でございます。不用
額は611万7,396円となりまして、執行率は98.9
％となっております。

次に、目におきます予算の執行残額が100万円
以上のものとしたしましては、中ほどの（目）
会計管理費の不用額が609万7,638円となつてお
ります。これは節のうち下から3段目ござい
ますが、役務費の執行残が448万8,813円となつ
ておりまして、これは主に証紙の売りさばき手
数料の執行残であります。また、下から2番目
の委託料のところでございます。右のところ
に120万9,572円の執行残となっております。こ
れは財務会計オンラインシステムをいろいろい
じりますけれども、これの小規模改修にかかわ
る委託料の執行残でございます。

なお、執行率が90%未満のものはございませ
ん。

以上、会計管理局の決算の概要について御説
明申し上げましたけれども、主要施策の成果に
関する報告書の掲載、決算審査意見書に記載さ
れた審査意見及び監査につきましては、特に御
報告すべきものはございませぬ。

説明は以上でございます。よろしく御審議の
ほどをお願い申し上げます。

○高橋主査 説明が終了しました。委員の皆様
から質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、以上をもって会計管理
局を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さ
までした。

暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時5分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成20年度決算について執行部の
説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の
説明の後にお願ひいたします。

○太田人事委員会事務局長 人事委員会事務局
でございます。人事委員会事務局の平成20年度
決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元に配付しております決算特別委員会資
料に基づきまして御説明いたします。一番下の
合計の欄をごらんください。平成20年度の予算
総額1億5,090万6,000円に對しまして、支出済
額は1億5,011万6,463円でございます。繰り越
しはございません。この結果、不用額78万9,537
円、執行率99.5%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率
が90%未満のものはございませぬ。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲
載、決算審査意見書に記載された審査意見及び
監査における指摘事項はございませぬ。

以上でございます。よろしくお願ひいたしま
す。

○高橋主査 執行部の説明が終了しました。委
員の皆様は質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、以上をもって人事委員
会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御
苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 6 分休憩

午後 3 時 7 分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成20年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明の後にお願いいたします。

○佐藤監査事務局長 平成20年度の監査事務局の決算について御説明いたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思えます。この資料は、決算に関する調書の中から監査事務局の部分を抜粋したものでございます。

1 ページでございます。一番上の(款)総務費、監査事務局では、款はこの総務費だけでございます。そのうちの(項)総務管理費につきましては、右側の説明の欄に記載しておりますように、外部監査に要する経費でございます。次の

(項)監査委員費でございます。これは監査委員と事務局職員の人件費と運営費でございます。これらの執行状況としましては、一番下の合計の欄、予算額が2億2,260万5,000円、支出済額が2億2,161万9,759円で、繰越額はございません。不用額が98万5,241円で、執行率は99.6%でございます。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

主要施策の成果としては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様からの質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さ

までした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時10分休憩

午後 3 時11分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成20年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明の後にお願いいたします。

○濱砂議会事務局長 議会事務局でございます。よろしくお願ひいたします。平成20年度決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の2枚つづりの決算特別委員会資料をごらんください。1 ページでございます。一番上の段の(款)議会費でございます。予算額が11億9,311万8,000円に対しまして、支出済額が11億8,905万1,349円でありまして、その結果、不用額が406万6,651円で、執行率99.7%でございます。

次に、目における予算の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。なお、執行率が90%未満のものはございません。上から3段目の(目)議会費であります。不用額が306万9,901円でございます。執行率99.6%であります。不用額の主なものといたしましては、4つ下の段の旅費でございます。265万8,888円でございますが、これは、議会の会期日程の確定に伴う応召旅費や、正副議長の公務日程の確定に伴う旅費の執行残でございます。その下の交際費20万8,307円でございますが、正副議長の交際費の額の確定に伴う執行残でございます。その下の段の使用料及び賃借料20万52円でございますが、これは、各委員会の調査日程の確定等に伴うバス、タクシー等借り上げ料の執行残であります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書、監査委員の決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項等については、該当ございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○高橋主査 執行部の説明が終了しました。委員の皆様からの質疑はございませんか。

○武井委員 せっかくだので1点だけ。ちょっと教えていただきたいんですけど、委託料の3,048万というのはどういった中身になるのか、お聞かせください。

○渡邊総務課長 委託料の中には、速記反訳の委託料、議場放送設備の委託料、会議録検索システム等、そういうものの委託料が含まれます。

○高橋主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

あすの分科会は午前10時に再開し、総務部の審査を行うことといたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 以上をもって本日の分科会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後3時15分散会

平成21年10月9日（金曜日）

午前9時59分再開

出席委員（9人）

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 主 | 査 | 高橋 | 透 |
| 副主 | 査 | 河野 | 安幸 |
| 委 | 員 | 福田 | 作弥 |
| 委 | 員 | 井本 | 英雄 |
| 委 | 員 | 萩原 | 耕三 |
| 委 | 員 | 押川 | 修一郎 |
| 委 | 員 | 武井 | 俊輔 |
| 委 | 員 | 権藤 | 梅義 |
| 委 | 員 | 前屋敷 | 恵美 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

| | | |
|---------------------|----|----|
| 総務部長 | 山下 | 健次 |
| 総務部次長 （総務・職員担当） | 土持 | 正弘 |
| 総務部次長 （財務・市町村担当） | 萩原 | 俊元 |
| 危機管理局長 | 渋谷 | 弘二 |
| 部参事兼総務課長 | 堀野 | 誠 |
| 部参事兼人事課長 | 四本 | 孝 |
| 行政経営課長 | 桑山 | 秀彦 |
| 財政課長 | 西野 | 博之 |
| 税務課長 | 永田 | 裕志 |
| 市町村課長 | 田原 | 新一 |
| 市町村合併支援室長 | 茂 | 雄二 |
| 部参事兼総務事務センター課長 | 柄本 | 寛 |
| 危機管理課長 | 武田 | 久雄 |
| 消防保安課長 | 川野 | 直記 |

事務局職員出席者

| | | |
|-------|----|----|
| 総務課主幹 | 黒田 | 渉 |
| 議事課主幹 | 壺岐 | 哲也 |

○高橋主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成20年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山下総務部長 それでは、今回御審議いただきます平成20年度決算につきまして、お手元に配付いたしております主要施策の成果に関する報告書及び平成20年度決算特別委員会資料に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、平成20年度一般会計決算の概要についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の1ページをお開きください。平成20年度の決算額は、歳入5,783億8,608万円、歳出5,711億7,865万2,000円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、72億742万8,000円となっております。また、この形式収支から平成21年度へ繰り越すべき事業に充当する財源48億3,316万9,000円を差し引いた実質収支では、23億7,425万9,000円となっております。なお、前年度の実質収支との比較であります単年度収支につきましては、前年度の額が大きかったことから、1億949万4,000円のマイナスとなっております。

20年度決算の特徴としましては、表の下のように書いてありますとおり、1つ目としまして、決算規模が歳入歳出ともに前年度を上回ったこと、2つ目としまして、財源の確保に努める一方、徹底した経費の節減に努めたことなどにより、例年並みの実質収支を確保することができ

たこととございます。

次に、平成20年度決算特別委員会資料の8ページをごらんいただきたいと思いますが、総合計画に基づく総務部の施策体系表につきまして、概要を御説明いたします。

まず、危機管理体制の強化についてであります。

大規模化・多様化する災害に対応できる防災体制の強化を図るため、「宮崎県防災の日」推進では、5月の第4日曜日を「宮崎県防災の日」として県総合防災訓練を実施いたしますとともに、テレビCMあるいはポスターなどを活用して県民の防災意識の向上に努めたところであります。また、㊦地域防災力向上促進でございますが、自主防災組織の資機材整備に対し補助を行うなど、体制の整備を図ったところであります。さらに、危機管理総合調整推進につきましては、危機管理防災研修会を実施いたしますとともに、引き続き迅速な初動体制の確立を図ったところであります。航空消防防災管理運営でございますが、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航し、救急搬送や救助などの迅速な対応を図ったところであります。さらに、㊦消防広域化等体制強化促進につきましては、市町村に対して、耐震性貯水槽や消防用資機材等の整備を支援するとともに、消防非常備7町村に対して、常備化に向けた取り組みを促したところであります。

次の個性を生かした地域づくりについてであります。

市町村合併後の一体的なまちづくりを支援いたします市町村合併支援あるいは高金利地方債の繰り上げ償還を支援する新規事業として、合併関係市町村財政健全化支援を行いますとともに、災害・防災対策や行財政改革などに取り組む市町村に対して、元気市町村支援資金貸付を

実施したところであります。

9ページをごらんいただきたいと思いますが、総務部の20年度歳出決算の状況についてであります。

総務部全体では、表の一番下の計の欄でございますが、歳出予算額1,486億4,146万5,723円、支出済額1,480億1,663万4,465円、翌年度繰越額140万4,000円、不用額6億2,342万7,258円、執行率は99.6%となっております。なお、翌年度への繰り越し140万円余でございますが、これは、市町村課の定額給付金給付事務に係る事務費でございます。

次に、監査における指摘事項についてありますが、総務部関係はございません。

また、お手元の平成20年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書、これは後ほど説明いたしますので、御参照いただく必要はございませんが、1件、要望事項がございました。これについては、後ほど、関係課長から御説明いたします。

以上、概要を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、それぞれ関係課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

最後に、一昨日の台風第18号についてありますが、本県への直撃は避けられたこともございまして、人的被害、住家被害ともに報告は入っておりません。土木・農林水産関係等の被害につきましては、現在、所管部局において調査中でございます。

私からは以上でございます。

○西野財政課長 平成20年度の決算に概要について御説明いたします。

まず、お手元の平成20年度決算特別委員会資料の1ページをごらんください。一般会計歳入

決算の状況について、主なものについて御説明いたします。まず、県税の20年度決算額は、1,009億351万6,000円で、前年度に比べ5億円余、0.6%の増となっております。地方消費税清算金の決算額は、199億5,047万3,000円で、前年度に比べて11億円余、5.6%の減となっております。詳細につきましては、後ほど、税務課長から御説明いたします。

次に、2ページをお開きください。地方譲与税であります。決算額30億2,914万1,000円で、前年度に比べて2億円余、8.2%の減となっております。これは、国からの配分額の減によるものでございます。

地方特例交付金であります。決算額17億6,929万1,000円で、前年度に比べて9億円余、106.6%の増となっております。これは、平成20年度より減収補てん特例交付金等が交付されたことに伴うものでございます。

地方交付税であります。決算額1,890億1,235万3,000円で、前年度に比べて2億円余、0.1%の減となっております。このうち、特別交付税は1億円余の配分増となったものの、普通交付税が、臨時財政対策債への財源振替により3億円余減少したことによりまして、全体としては減となったものであります。

次に、3ページをごらんください。国庫支出金であります。決算額973億2,404万4,000円で、前年度に比べて133億円余、15.9%の増となっております。その内訳でございますが、国庫負担金と委託金につきましては、災害復旧費や選挙費の減により前年度を下回ったものの、国庫補助金が前年度に比べ192億円余ふえております。これは、国の生活対策や生活防衛のための緊急対策により交付された地域活性化・生活対策交付金等の受け入れによるものであります。

財産収入であります。決算額13億8,066万6,000円で、前年度に比べて5億円余、27.2%の減となっております。これは、県有財産の処分額の減によるものであります。

繰入金であります。決算額281億943万4,000円で、前年度に比べて98億円余、53.8%の増となっております。これは、経済・雇用緊急対策の実施に伴う財政調整積立金の取り崩し等によるものであります。

次に、4ページをお開きください。諸収入であります。決算額505億8,467万円で、前年度に比べて13億円余、2.6%の増となっております。これは、商工費貸付金の元利収入や土木受託事業収入の増等によるものであります。

次に、県債であります。決算額677億7,090万円で、前年度に比べて3億円余、0.5%の減となっております。これは、土木債、災害復旧債、借換債等の減によるものであります。

次に、5ページをごらんください。収入未済額の状況についてであります。

平成20年度の収入未済額は、県税や諸収入など、合計で34億2,975万1,000円となっており、調定額に対する割合は0.59%となっております。表の下、欄外にありますように、収入未済額は、昨年度と比べ、全体で1億7,472万9,000円増加しております。これは、景気低迷による県税の収入未済額の増加などが原因であります。未済額は年々増加傾向にありますことから、整理計画に基づき、積極的な収入の確保を図っていく必要があるものと考えております。

次に、6ページをお開きください。グラフを3つおつけしておりますが、そのうちの真ん中の棒グラフにありますとおり、県債残高は前年度よりわずかながら減少しまして、9,104億円余となりました。県債残高の減少は2年連続とな

ります。また、一番下の折れ線グラフにありますとおり、経常収支比率と公債費負担比率は、ともに悪化しており、財政運営の硬直化が一段と進んでいる状況にありますので、引き続き、財政改革の着実な推進に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、資料変わりました、平成20年度主要施策の成果に関する報告書をごらんください。2ページをお開きいただきまして、歳入決算の概要であります。これにつきましては、先ほど、資料により説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、3ページであります。歳出決算の概要についてであります。まず、款別についてであります。表の一番下の欄をごらんいただきますと、平成20年度の欄、歳出決算額は、5,711億7,865万2,000円、対前年度比3.5%の増となっております。次の対前年度増減欄をごらんください。先に前年度より増となったものについて御説明いたします。総務費から労働費までは、いずれも、国の臨時的な交付金をもとに、各種基金を積み立てたことによるものであります。商工費は、農商工連携のための貸付制度の創設や中小企業融資制度の貸付枠の拡大によるものであります。公債費は、一般単独事業債と臨時財政対策債に係る元利償還金の増加によるものであります。

次に、前年度より減となったもののうち、主なものについてであります。農林水産業費及び土木費は、公共事業費等の減によるものであります。なお、1月の臨時議会で議決していただきました経済・雇用緊急対策につきましては、そのほとんどを繰り越しましたことから、平成20年度の決算額にはその一部しか反映されておられませんので、申し添えさせていただきます。災

害復旧費は、公共土木災害復旧、林道災害復旧、耕地災害復旧等の減により、前年度比49%の減となっております。

次に、4ページをお開きください。歳出決算の性質別の状況であります。義務的経費は、そのうち、扶助費と公債費は前年度よりふえておりますが、人件費が退職手当の減等で前年度比2.9%の減となったことにより、全体でも前年度比1.3%の減となっております。

投資的経費は、普通建設事業費が前年度比4.8%の減となり、そのうち、補助事業費は6.2%、単独事業費は5.9%の減となっております。また、災害復旧事業費が前年度比49.0%の減となり、投資的経費全体で見ますと、前年度比8.6%の減となっております。

その他の経費につきましては、積立金が国の臨時的な交付金の基金積み立てによりまして、前年度比530.7%の大きな伸びとなったほか、貸付制度の創設等による貸付金の増等によりまして、全体でも前年度比20.0%の増となっております。

次に、資料が変わりました、平成21年9月定例県議会提出報告書であります。タイトルの下に「地方公共団体財政健全化法に基づく報告」と書かれた資料であります。3ページをお開きください。平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率であります。これにつきましては、先日、9月28日の常任委員会におきまして御説明いたしました各比率の確定値であります。各指標の数値や内容に変更はありませんので、前回御説明いたしましたとおり、いずれも、早期健全化基準や財政再生基準に達しておりません。

決算の概要については、以上でございます。
○永田税務課長 県税及び地方消費税清算金決

算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の7ページをお開きください。平成20年度の県税歳入決算は、表の一番上の県税計の欄にありますように、最終予算額1,007億2,300万円に対しまして、調定額が1,037億1,672万4,000円、収入済額が1,009億351万6,000円となっております。収入済額の前年度比は100.6%となっており、最終予算額に対しまして、1億8,051万6,000円の増となりました。不納欠損額が2億562万3,000円、還付未済額が60万1,000円ありました結果、収入未済額が26億818万6,000円、徴収率は97.3%となりました。

昨年度と比較した歳入の増減につきましては、1ページをお開きください。主な税目で御説明いたします。まず、県民税のうち個人県民税につきましては、9億6,161万6,000円の増となっております。これは、税源移譲の平年度化の影響等によるものであります。

次に、法人県民税と法人事業税についてありますが、法人県民税が2億7,055万6,000円の減、法人事業税が26億9,007万4,000円の増となっております。これは、急速な景気悪化により、全体的には企業収益が悪化したことにより法人県民税が減となる一方で、電気供給業を含む特定企業の申告納付が大幅にふえたことにより、法人事業税については増となったものであります。

次に、不動産取得税につきましては、3億9,784万2,000円の減となっております。これは、前の年度に比べて1,000万円を超える大規模建築等の新規取得分が減ったことによるものであります。

自動車税につきましては、4億9,098万円の減となっております。これは、自動車登録台数の減少に伴う課税台数の減によるものであります。

自動車取得税につきましても、3億350万1,000円の減となっております。これは、新規登録台数の減少に加え、昨年4月1カ月間の暫定税率廃止の影響によるものであります。

最後に、軽油引取税につきましては、14億3,734万3,000円の減となっております。これも、販売数量の減少と暫定税率廃止の影響によるものであります。

この結果、表の中ほどの増減の欄にありますように、県税全体としまして、19年度に比べ5億5,782万円の増収、率にして0.6%の増となっております。

最後に、地方消費税清算金についてであります。これは、全国の都道府県で徴収された地方消費税を、一定の指標によって各都道府県間で清算を行うものでありますが、平成20年度の清算金収入は199億5,047万3,000円と、19年度に比べ、金額にして11億9,214万3,000円の減収、率にして5.6%の減となっております。全国の地方消費税収入の減に伴いまして、清算金収入が減収となったことによるものであります。以上でございます。

○堀野総務課長 総務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページ、平成20年度歳出決算課別集計表をごらんください。総務課の欄でございます。予算額、18億5,668万8,000円、支出済額18億4,393万7,700円、不用額1,275万300円で、執行率は99.3%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。11ページをごらんください。(目)財産管理費の不用額、953万4,952円でございます。その主なものとしたしましては、需用費の不用額124万4,062円でございます。これは、本庁舎や総合庁舎の光熱水費など庁舎管理に要する経費など

の執行残でございます。次に、委託料の不用額702万3,563円でございます。これは、清掃や警備など、庁舎管理に要する委託料の執行残でございます。

次に、(目) 県有施設災害復旧費の不用額206万3,822円でございます。これは、災害により被災した県有施設の災害復旧に要する経費の執行残でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○四本人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページ、平成20年度歳出決算課別集計表をごらんください。人事課の計は、予算額59億6,951万8,000円、支出済額58億6,776万495円、不用額1億175万7,505円で、執行率は98.3%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。12ページをお開きください。(目) 一般管理費の不用額9,625万4,445円についてであります。その主なものといたしましては、節の職員手当等8,631万8,130円でございます。これは、各課で予算計上しております時間外勤務手当が、当該年度の業務の都合により、不足する事態となった場合の調整費を当課で計上し配分を行っているものであります。その執行残でございます。理由でございますが、鳥インフルエンザの防疫業務等の不測の事態が年度後半に発生した場合に備えて、多くの時間外勤務手当を予算措置しておりましたが、結果的にはそのような事態が発生しなかったため、不用額となったものでございます。

また、(目) 人事管理費の不用額550万3,060円についてであります。主なものとしましては、

節の委託料の不用額が439万1,897円でございます。これは、人事給与システムの運用経費等でございます。制度改正に伴う人事給与システムの改修経費の執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

また、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。

○桑山行政経営課長 行政経営課の歳出決算の状況について御説明いたします。

委員会資料の9ページ、平成20年度歳出決算課別集計表をごらんください。行政経営課の計は、予算額1億3,988万9,000円、支出済額1億3,906万6,057円、不用額82万2,943円となっております。執行率は99.4%でございます。

詳細につきましては、同じく、資料の13ページのほうに記載してございますが、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。

○西野財政課長 続きまして、財政課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページ、平成20年度歳出決算課別集計表をごらんください。財政課の計でございますが、予算額1,065億7,878万4,723円、支出済額1,061億6,728万5,019円、不用額4億1,149万9,704円、執行率は99.6%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。同じ資料の14ページをお開きください。(目) 一般管理費の不用額1億1,023万1,384円についてであります。一般管理費には各課の共通経費や財政課の事務費を計上しております。この共通経費は、例えば県税や補助金等、県で収納し

た歳入につきまして、還付が生じた場合など、各課ごとに執行額を組むことが困難な経費につきまして、財政課で予算を一括計上し、支出が必要になった都度、分任して対応することとしております。これらの費用につきましては、年度末までの所要額を見込むことが困難であり、また、不測の事態に備える必要があることから、年度末まで予算を計上してございましたため、結果として不用額が生じたものでございます。

次に、15ページの(目) 財政管理費の不用額についてであります。105万7,437円となっております。財政管理費につきましては、財政課の業務執行に係る事務費等を計上しておりますが、全国宝くじ事務協議会分担金につきまして不用額が生じたものでございます。

次に、(目) 利子の不用額は、2億8,250万5,741円となっております。これは、銀行等引受債について、金融機関との金利交渉により、利子支払いが少なくなったことから不用額が生じたものでございます。

次に、16ページをお開きください。(目) 予備費でございます。これは、年度途中における不測の事態により予算外の支出の必要が生じた場合などに対処する費用であります。当初予算額で1億円を計上しまして、このうち8,268万1,277円を充用いたしました。この結果、予算現額が1,731万8,723円となっており、充用した主な内訳は、右の説明欄に記載しておりますとおり、県有車両による交通事故などの損害賠償金、管理運営瑕疵事故等の損害賠償金、訴訟等に伴う弁護士に対する着手金及び謝金、その他行政運営経費等への充用でございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘事項、要望事項はございませんでした。以上でございます。

○永田税務課長 税務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページ、平成20年度歳出決算課別集計表をごらんください。税務課の計は、予算額268億9,625万2,000円、支出済額268億7,177万6,110円、不用額2,447万5,890円で、執行率は99.9%となっております。

このうち、目の執行率が90%未満のものはありませんが、目の不用額が100万円以上のものが2件ございます。それでは、各費目について御説明いたします。委員会資料の17ページをお開きください。(目) 賦課徴収費でございます。予算額33億2,155万2,000円、支出済額33億254万6,916円、不用額1,900万5,084円、執行率99.4%となっております。これは、個人県民税徴収取扱費交付金や納税通知書等の郵送料等が見込みを下回ったことによるもの、その他納税通知書等各種諸様式印刷費の執行残でございます。

次に、資料の18ページをお開きください。(目) ゴルフ場利用税交付金でございます。予算額4億5,750万1,000円、支出済額4億5,299万9,176円、不用額450万1,824円、執行率99.0%となっております。これは、ゴルフ場利用税の税収の70%を市町村に対し交付するものであります。ゴルフ場利用税の税収が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、歳入歳出決算審査意見書で審査意見がありましたので、御説明いたします。平成20年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きください。4、収入の確保についての(1) 県税収入の確保についてにありますとおり、個人県民税の収入未済額が増加していることから、賦課徴収を行う市町村とより一層連携を密にして、効果的な徴収対策を講じるよう要望すると御意見でありました。個人県民税につきまし

では、平成20年度決算における収入未済額が18億8,518万円余と、県税全体の収入未済額の7割を超える状況となっておりますことから、各県税・総務事務所におきましては、平成19年度から導入した併任人事交流制度による県税職員の市町村への派遣を強化するとともに、地方税法第48条に基づく徴収引き継ぎや、管内市町村との合同の徴収対策会議の開催、滞納整理のための実務研修、共同徴収、共同催告等を実施するなど、市町村と一体となった徴収体制の充実に努めているところであります。また、本庁税務課におきましても、担当職員3名を配置し、市町村に併任派遣をするとともに、県税職員と一体となって、徴収対策について市町村へ必要な助言を行うなど、収入未済額の圧縮対策に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村と連携を密にしながら、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○高橋主査 それでは、ここで一たん執行部の説明を終了しまして、委員の皆様からの質疑を求めたいと思います。質疑はございませんか。

○武井委員 質疑をさせていただきます。まず、決算特別委員会資料の1ページから伺いたいんですが、県税が0.6%増というふうになっているんですが、税源移譲があった結果かと思うんですが、仮に税源移譲がなかった、19年度並みということであったとすれば、実際のところはどうなのか。つまり、税源移譲された結果、プラスになっているのか、税源移譲がなければどうなったのか、お聞かせください。

○永田税務課長 個人県民税の税源移譲は平成19年度からありまして、その前の平成18年度に比べると約9割ほど個人県民税が増加しておりますので、その分が税源移譲がなかった場

合は減ということになるかと思えます。

○武井委員 ということは、この1ページでは0.6%の増となっているんですが、仮にその税源移譲がなかった場合、細かい金額まではいいんですけれども、例えばゼロを下回ったのか、減になったのかとか、そのあたりというのは大体どれぐらいになったのか。すなわち、0.6%プラスというのは、税源移譲の結果もたらされたものなのか、そうでないのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○永田税務課長 資料を確認したいと思いますので、お時間をいただきたいと思えます。

○武井委員 では、次に行きます。2ページ以降なんですが、地方譲与税、国からの配分額の減というのがずっとありまして、増というの、若干は特別交付税とかあるんですが、実際に19年度と比べて、さっきの話と裏返しになる部分もあるかと思うんですが、国からの配分額というのはどれぐらい減ったのかということ伺いたいと思います。

○西野財政課長 地方譲与税につきましては、本来、地方税として帰属すべきものを、徴収等の事務等の関係で、一たん国が雑収入として、それから都道府県なり地方に配分するというんですが、地方譲与税につきましては、いずれも国から配分を受けるものでありますので、国からの配分の影響額というのは、それぞれの増減額というところを見ていただければと思います。したがって、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、こういったものについては、すべて国から配分を受けて歳入とするということで御理解いただければと思います。

○武井委員 すなわち、この地方譲与税のパイ全体が減った結果として宮崎県に配分される額

も減ったのか、それとも、配分する計算式自体がそもそも変わってしまった結果減になったのか、その辺はいかがですか。

○西野財政課長 前者の国の譲与すべきパイ全体が減ったことだと思います。例えば、地方道路譲与税につきましては、収入の全額を地方に交付されることにしておりますが、100分の58については都道府県・政令指定都市に、残り100分の42につきましては市町村にということで、これにつきましては、基準が客観的に定められておりまして、一般国道、都道府県道の延長及び面積で按分して譲与されるということでございます。

○武井委員 わかりました。税関係はそういうことかなと思うんですが、交通安全対策特別交付金なんていうのは、これも5,895万減っていますね。こういったようなものも同じような考え方だということでしょうか。

○西野財政課長 同様の考え方と思いますが、交通安全対策特別交付金につきましては、その財源は道路交通法の規定による交通反則金収入額、そういったものから事務手数料等を控除したのになりますので、それだけ交通反則金収入というのが全国的になかったということではないかと考えております。

○永田税務課長 先ほどの税源移譲の影響額の件ですが、個人県民税の平成20年度と19年度と比較した場合の現年度課税分が約10億円ふえておりますので、これがすべて税源移譲とは言えないと思いますけれども、景気低迷等でこの中で調定額が減っている部分もあろうかと思えますけれども、約10億円と考えてもらってよろしいのではないかと考えております。

○武井委員 今のお話です。10億円ということは、実際これを見ますと5億5,782万円がプラス

になっているということは、実際は、10億円ということは、税源移譲がない場合であれば、むしろ、この0.6プラスというよりも0.4マイナスぐらいになったという理解でよろしいでしょうか。

○永田税務課長 個人県民税に関してはそうだと思います。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。3ページなんですけど、不動産売払収入の減について伺いますが、かなり減が出ているんですけども、これは、処分をしなかったのか、処分が思うように進まなかったということなのか、それとも処分をしたけれども思った以上に金額が出なかったということなのか、伺います。

○堀野総務課長 県有財産の処分状況なんですけれども、各課で所管する財産につきまして、それぞれ入札等を実施して売り払い先を探します。今回でいきますと、不落といたしますか、応募される方もいらっしゃいませんでしたし、なかなか落ちなかったということが一つあります。それは、背景といたしましては、やはり景気が低迷しておりますので、その分で不動産自体が動かなかつたのかなという感じがしております。以上です。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。収入未済のところなんですけれども、個人県民税とか自動車税についてはよく出てくるんですが、不動産取得税と法人事業税の未済が出ているんですが、特に不動産取得税の未納というのは、具体的にどういった対策をとっているのか、伺います。

○永田税務課長 特に不動産取得税だからということで対策をとるということはありませんけれども、県税が滞納になりました場合は、督

促状を発送するとともに、自主納付が認められないというような場合は、財産調査をしまして、例えば不動産取得税の場合は課税不動産がある場合が多いですから、課税不動産を差し押さえるとか、その他換価が容易な財産があれば、預金とか、給料とか、そういったことの差し押さえを行っていくというような取り組みをしております。

○武井委員 次に移ります。12ページ、人事課にお伺いをいたします。手当のところなのですが、20年度の宮崎県の残業代はトータルで幾らだったのか、お教えてください。

○四本人事課長 20年度の残業代といいますか、時間外勤務手当でございますが、合計で*3億8,439万5,000円ということでございます。

○武井委員 これ自体は先ほどの説明もありましたけれども、おおむね減少傾向にあると、もちろん、その時々業務の状況もあるかと思うんですが。

○四本人事課長 手元にあります数字で、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数というのがございますが、18年度が1人当たり、月平均で11.7時間だったものが、19年度には10.8時間、20年度は10.1時間ということで、最近の傾向としては減りつつあるということで考えております。

○武井委員 手当なんですけれども、手当の場合、ほぼ100%という感じなんですけれども、この中に入っていると思うんですが、20年度の中で見直した諸手当、廃止をしたものであるとか、そういったものが具体的にあれば、お聞かせください。

○四本人事課長 ちょっと確認をさせていただきます。

○武井委員 では、最後にしますが、財政課に

お伺いしますが、20年度、仕分け委員会をつくりまして、県はいろいろと事業仕分けをして、それを施策に反映させるということがあったかと思うんですが、実際にこの決算の中でその仕分け委員会の仕分けの業務というものは何がしか反映されたのか、そういったようなことについて、財政課として、予算組みその他を含めて、そういった指示を具体的にされた上で業務があつてこういう決算になったのか、伺いたいと思います。

○西野財政課長 事業仕分け委員会、19年度に行われまして、20年度当初予算への対応ということですがけれども、個別のものについては手元にありませんが、仕分け委員会からの御意見、御提言というのは一つの参考として対応させていただいております。結果、廃止であったり、やり方を変えるとといったものはあったかと思えます。個別の資料については、20年度当初予算の資料に幾つか計上があったかと思えますが、済みません、今、手元に資料がありませんので、後ほど、確認させていただきます。

○武井委員 そうだろうと思うんですが、何を申したいかという、財政課としてそれをしっかり尊重するなり配慮するなりということ、ちゃんと具体的にやる通達というか、指示を出された上で各課が対応したのかどうかということ、財政課としてなされたのかどうかということを伺います。

○西野財政課長 平成20年度当初予算編成に当たりまして、編成方針などでそういったことを伝えております。あくまでも、議会での審議、いろんな形で県民との意見交換というのがございますが、それらの意見と同じく、仕分け委員会についても一つの意見として参考にしよう

※63ページに訂正発言あり

にということ、各部局に周知しているところ
でございます。

○武井委員 わかりました。以上です。

○四本人事課長 手当の関係でございますが、20
年度は特に手当等の改正は行ってございません。
一部、給料表の改定というのはございますが、
手当については改正しておりません。

それから、先ほどお答えした時間外勤務手当
の支給実績でございますが、知事部局で11
億9,356万4,882円という数字に訂正をさせてい
ただきます。時間外手当につきましては、各部
各課で当初予算でそれぞれの必要額を見込みま
して予算措置をいたしますが、時間外支給対象
職員の給与総額の4%相当を各課で予算計上し
ておりますけれども、当然、災害でありますと
か、鳥インフルエンザでありますとかの不測の
事態が起こりますことを想定といたしますか、予
想しまして、今申し上げた給与総額の3%相当
分をまとめて人事課で予算計上しておきまして、
何か災害なり不測の事態があったときは、その
関係課に分任をするという仕組みになっており
ます。

○高橋主査 ほか、ございませんか。

○福田委員 ちょっと勉強のために教えてほし
いんですが、15ページ、財政課のところ、公債
費の関係ですが、先ほど、不用額の中で償還金・
利子及び割引料の説明をされました。本県の予
算編成の中で、県債の発行と、今度はまた支払
いの公債、これは非常に大きな項目になってき
ておるわけでありまして、財政課長はこれを見
られて、昨年は2億9,000万ぐらいの利息の見込
みといたしますか、多目に予算を計上されて、そ
れが不用になっているんですが、普通の民間企
業あたりではこれだけの利息の差違というのは
考えられないんですが、どういう予測のもとに

査定といたしますか、計上されるのか、専門的な
立場で聞いてみたいんですが。

○西野財政課長 公債費、元金、利子も含めて
ですけれども、あくまでも年度当初にかかるで
あろうという費用を見込んでいるものでありま
すが、その後、年間を通じて経費の節減努力と
か、そもそも発行を抑制する、そういう努力を
行っております。また、実際に発行に当たりま
しては、今、金融機関との交渉というふうに申
し上げましたが、銀行から証書という形で行う
もの、それと証券という形で発行するものがあ
りまして、利子分につきましては、証券で発行
しますと、その証券が引き受け機関から外に出
ることもあるものですが、そうしたものについ
ては、発行する際の費用として利子が多少かか
ってくるということで、そういった証券の発行
部分というのをできるだけ抑制して、金融機
関に証書として引き取ってもらう、そういった
経費がかからない方向で努力をさせていただ
いているということでございます。

○福田委員 県債を発行されて、比較的経費が
軽微で済む方向での、今、証書化とおっしゃる
のは、市場流通をする県債のことですか。

○西野財政課長 御指摘のとおりです。市中に
流通するものにつきましては、額面どおりに発
行した場合、最終的に償還する際に、その当時
の金利との関係で、最終的に投資家のほうに逆
ざやが生じるということで、その際に、県とし
てその発行機関にその部分の費用についてもあ
る程度支払うと。いわゆるキャピタルロスとい
うことでありますが、証券化についてはそういった
費用が生じると。一方で、金融機関の証書と
して引き取っていただく分については、その際
の区分についてはかからないということで、そ
ういった証書化についてできる発行をお願いし

て、経費の節減に努めているということでございます。

○福田委員 よくわからんのだけれども、発行時点での金利というのは、ある程度借り入れの金融機関との間で予測がつくわけですが、2億8,000万余という金額の差違というのは非常に大きいというふうに感じたんですが、比較的アバウトな予算計上とは違うんですか。

○西野財政課長 当初予算の段階で見込む発行額、償還費用、それらについては年度内に、例えば経費節減等によりまして発行額等を抑制している、そういうことと、先ほど申しました証券としての発行分を抑制するというので、当然、当初からその後のいろんな努力によってそれだけ節減努力を重ねた、その結果であるというふうに御理解いただければと思います。

○福田委員 まあ、それはいいでしょう。

それでは、県債の発行と、また今度は償還する金額があるんですが、毎年その繰り返しですが、本県の県債発行が大きくなってきた時点からずっと見まして、財政課長としては、県債の発行と県債の償還のバランスは、本県の場合、どうあるというふうにこの数字から見られるんですか。

○西野財政課長 県債残高につきましては、20年度決算では2年連続減少に転じさせるということで、これにつきましては、財政改革の一環で投資的費用、そういったものを抑えている、そういったものもあると思います。一方で、公債費につきましては、過去のいわゆる借金の返済に充てる費用ですけれども、これについては、発行を年々抑制していても、過去、例えばバブル崩壊後の経済対策、それに伴って公共事業をふやしてきた経緯がございますが、そういったものの償還等、これからも引き続き高い水準

でいくということでございます。その結果、公債費負担比率については、20%を超えると、かなり財政の硬直度が進んでいるというふうに評価されるということですが、20%を超えておりますし、約23%程度ということで、いろんな財政改革の努力はしているものの、公債費というのは高い水準にある。全国的に見ましたら極端に高いほうではありませんが、いずれにしましても、危険水準に達しているということはあると思いますので、引き続き、発行についても償還についても留意する必要があるというふうに考えております。

○権藤委員 1ページ目の法人県民税と法人事業税の関係、一度説明をしていただいたわけですが、26億9,000万の法人事業税については、電気事業を含む云々という説明だったと思うんですが、これは、企業名は出してもいいのかと思うんですが、九電とか、企業局とか、そういうところの利益がふえたという解釈でいいんでしょうか。

○永田税務課長 企業名を出すのはちょっとあれかもしれませんが、皆さん御存じのように、木城町の発電施設がふえたということで、法人事業税の分割基準が宮崎県の分が大きくふえたということで、ふえたということでございます。

○権藤委員 わかりました。

11ページの清掃・警備、こういったものに対して契約額が700万下回ったということですが、これについては、一つは決算で当該課がやるのか、あるいは契約担当がすべてを見回してやるのかという部分もあると思うんですが、従業員への給与等、そういうもの等が契約額が下がって非常に厳しいんじゃないかという意見があるんですが、それはお互いに契約の話で、相手を

信用しながらという話もありますけれども、一方では最低賃金の問題もあると思うんですね。そういうことで、何らかの検証というか、ちゃんと従業員には当たり前の給料を払って、過去からするとこの入札金額がずっと下がっているわけですが、そういうこと等の検証もしながらやるべきではないかと。要するに、従業員の給料が最低どれくらい払われているのかと。福祉を含めて、あると思うんですが、そういうものも見て契約をしないと、これは指定管理者の問題でもあるんですけれども、公の機関が安ければいいという、そういう気がするんですが、過去からはずっと下がっているんじゃないかと思うんですが、問題の認識はそこにあるんですけれども、そういう検証等はされていませんよね。

○堀野総務課長 庁舎関係の清掃・警備に関して申し上げますと、現在は条件付一般競争入札ということでやっております。その中で最低制限価格というのを導入いたしましたので、その中でそういった最低賃金の状況については十分勘案してやっているつもりでございます。さらに、毎月の報告をいただくんですけれども、その中で支払われる賃金額については報告をいただくようにしております。したがって、その賃金の実際の支給額が最低賃金に照らし合わせてどうなのかというチェックはその段階でできているというふうに思っております。また、最低制限価格というのを導入したのが最近でございますので、その落札率についても、反対に、若干改善した経緯もございますので、そのあたりはある程度できているんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

○榎藤委員 条件付一般競争入札ということでしたが、以前には県外から、要するに経費を稼げばいいと、そういう契約で地元の人が非常に

厳しい立場に置かれたというのがあるんですが、それはいつから、内容的には、例えば県外に本社を置くところ等が参入しにくい、そういう形の変更だと思うんですが、いつごろからどういう形に……。

○堀野総務課長 今年度からなんですけれども、平成21年度から県内に本店を有する事業者ということで条件をつけておりますので、県外の事業者が参入することは現時点ではございません。

○榎藤委員 先ほどの福田委員の質疑と重複するんですが、償還金・利子及び割引料については、私は、例えばの話ですが、こういうケースでやった場合にこれぐらいになりますよという予算のロジックはあると思うんですね。ただ、現実にやっていく場合には、それを小まめに運用していくとか、そういったことでこういう差が出るにして、一生懸命やれば、1,000人の人がそういう運用をすればその人にボーナスをやってもいいなというぐらいな重要なことだと思うんですが、予算の時点での見積もりの仕方と実際の運用の仕方と違うんじゃないかなと。固定化して引くという部分と、説明の中では漠然としたあれですが、銀行との交渉でと言われたんだけど、そんなに銀行も今、いい時代ではないわけで、そこら辺をもう一遍説明していただけないか。

○西野財政課長 予算の積算の仕方ではありますが、例えば発行額として410億を見込んでいたところでありまして、額面100円当たり0.7円、市場流通させるためには費用が生じるということで、それを単純に掛け合わせてその費用というのを積算して所要額としたところでありまして、発行額自体が410億であったところを、具体的に見ますと150億まで節減したといったところもございまして、それだけの差になっているという

ことで、いずれにしましても、発行額の抑制、それから市中に流通させるために生じる費用、それをできるだけ抑えるために証券でなく証書という形で、できるだけ金融機関と交渉を重ねて、県にとって有利な形で発行に努めているということでございます。

○**権藤委員** 時間の関係で多くは述べませんが、民間では予実算分析とか、利益が出たら出たでいいことなんですよ。これは利益と呼べるかどうか、コストを低減したということで、それはそれなりにかなりな金額ですから、皆さん方の予算で組んだときの方程式があるわけですから、それと現実との対比を何らかの形で項目を整理して、こういう要因で幾ら、こういう要因で幾らというのはできるんじゃないかということで、来年度以降については、特に運用面で、皆さんの点数を稼ぐわけですね、言葉は適切ではないけれども、努力をしたわけですから、そういうものを正しく我々に理解をしやすいようにしていただきたいということで、その点についてはとどめたいと思います。

次に行きますが、16ページについては、右側の説明欄の①、②についてはそのたびに各部署ごとに議会承認とか、常任委員会で承認したりとかやっているのでもいいのかなと思うんですが、④のその他の行政運営経費等3,700万というのをもう一回説明してください。

○**西野財政課長** その他の行政運営経費等として、予備費をどんな形で執行したかということですが、例えば、鳥インフルエンザ対策、昨年度は年度末に他県で発生したかと思いますが、その際に、国のほうから防疫用の消石灰を全額国庫で緊急配付をするというようなことでもございまして、それで1,000万円、それを国から受け入れてということだったんですけども、

その予算化もしていなかったことから、この予備費からとりあえず支出をさせていただいたということでございます。

○**権藤委員** それから、監査の指摘事項にもあります収入未済の圧縮についてなんですけど、わざわざ常任委員会資料としてつくっていただいた、30年間か40年間ぐらいの中でも、スタート時点の45年の大体10倍ぐらいになっている、そういうことで、それだけ住みにくい世の中になったのかなとも思いますし、皆さんの努力は評価をしておるところでありますけど、いま一度、県の県税としての督促体制というのがあると思うんですけど、例えば土木とか、福祉とか、育英資金とか、ほかにもあると思うんですけど、そういうものとの県としての連携とか、あるいは総務にはそういうのをチームとして指導していくとか、そういうようなことも立場上、必要性があるのではないかなと思うんですけど、同じところに行ったりすると思うんですけど、住宅の家賃の問題とか。そこら辺の県としての横の連携はどんなふうにとっておられるのか。

例えば、県税は専任の人が市町村と一緒にやっているんですけど、今、福祉事務所は福祉事務所ですよ、土木は土木ですよということで行っていると思うんです。それは個人情報等もあるかもしれないけれども、情報管理はしてもいいんじゃないかなとか思うし、そういったこと等について、同じ目的で行くのであれば、おたくは何と何と何が問題なんですよというような形のものではいいのかできないのか、やっているのかやっていないのか、そこらあたりを含めて、やっぱり総務はそういうところに行く人の教育とかレベルアップ等も、県税に限らず、指導的な立場にあるのではないかなというふうに思うんです。実情をまず聞きたいと思うんですけど。土

木は土木、福祉は福祉、県税は県税の実態。

○永田税務課長 県税部門につきましては、基本的には、税だけを取り扱っておるんですが、一部について、ほかのところでは差し押さえが可能な債権について県税のほうで差し押さえ、取り立てをしたというのがありますけれども、一般的には、通常、土木とか福祉関係の未収金について県税のほうで扱うということはありません。

○権藤委員 それはそうでしょう。私が最初から聞いているのは総務部長、答えてもらえますか。

○山下総務部長 今、税務課長が申しあげましたように、債権の種類がといますか、県税は言うなら強制債権で、他の法的手続を経ずに強制債権化できますけれども、その他の債権については、いわゆる民事上の債権的要素が強いというのと、福祉的な配慮というのも必要だという、そういったところもございまして、なかなか一体的に未済を取りまとめて徴収するというのは、状況的にはかなり厳しいのではないかと考えております。

○権藤委員 今はそういうことはなくて、各体制ともかなり綿密にやられていると思うんですが、報告書の中を見ると、電話・留守、電話・留守とか、これはどこでも、我々の選挙でも同じようなことがあるんですが、そういう形だけのものから、何時に帰ってこられますか、会ってくれますかというようなアポをとった形のようなものをやらないと、実際にはここは出ないわけですね。そういったものを現在は取り組みはされておると思いますが、みんながみんなじゃないと。だんだん事情が複雑になってきた場合はそうなるというようなことかなと思っておりますが、それと、私は税務課長が言われたよう

な、最後の手段ということ、これは専門的な話になってくるんですが、理解をすれば払ってくれるんじゃないかと。そういうものは行政として、払うようになっているから払えというんじゃないかと、ある程度ひざ詰めというか、会って話をすれば払いますという人が多いんじゃないかなと。確かに厳しい時代だからそういうのが払いにくく個人的にもなっているというのはわかるにしても、そういう努力をしてもらうということを私は求めているわけです。

そういう意味では、研修とかもされているし、職務を変更して市町村に派遣した人が何人かいるとかという話もさっきありましたけれども、そこには話術によってその人の心を動かすという部分が現にあるんですね。そういうものをそれぞれのところで、土木、福祉等でやっていくのがいいのか、あるいはまたその研修等と一緒にやるのがいいのか、議論して結論は出ないかもしれませんが、少なくとも、研修とか、そういうレベルアップのためには、総務がやるのか、各部がやるのかわかりませんが、目的は一緒だと思うし、ノウハウ的にも教育指導は一緒じゃないかなと思いますので、各部で独自にやりますという結論が出れば私はこだわりませんが、そういう意見が出たということでまた一考していただければというふうに思います。以上です。

○高橋主査 ほか、質疑はございませんか。

○前屋敷委員 臨時財政対策債についてですが、今、公債費の問題もかなり論議になりましたし、20年度も臨財債が234億7,300万円ですか、借金をするという中で、抑制はされてきたんですけれども、これまでの県債が、先ほど御説明もありましたが、過去の経済対策などで県債をどんどんふやしてきたという、その重荷がずっ

と背負わされているわけで、今、さらに臨時財政対策債で新たな県債を起こさないかんとこの運営は、県の財政にとってはなかなか厳しいですね。そういった中で今、公債費の返済の問題が出たんですけれども、この臨時財政対策債についての国の責任としての利子補給あたりのところは考えてあるんですか。

○西野財政課長 臨時財政対策債については、御承知のとおり、本来であれば地方交付税として国が現金で交付すべきところを、どうしても国の財源不足ということで、国、地方が折半する中で、地方において所要額を発行するという特例的な地方債ではありますが、これにつきましては、地方財政法等の法律によりまして、償還費用につきましては、全額、後年度、地方交付税の算定の中で、基準財政需要額等もございすが、それに全額算入するというのが法律上明記されておりまして、理論的に、例えば20年償還とか、そういう国のほうでの積算基準はありますが、結果的にすべて交付税措置されるということになっております。

○前屋敷委員 後年度に交付税措置されるということになっているという点ではお聞きをしているんですけれども、借金をした以上は、今、公債費の問題も出てきましたけれども、利子が増算されていくわけですね。本来ならば国がその分はしっかり交付税の中に措置して地方に戻すということがないとおかしい話なんですけれども、もし、そうでなければ、その辺のところは、各県そうでしょうけれども、要求をしていくということも、金額的には非常に大きな金額になりますので、そういうことも必要かと思うんですけれども、その辺についての考え方はどんなですか。

○西野財政課長 先ほど申しましたとおり、毎

年毎年の元利償還につきましては、しっかりと地方交付税の中に措置されているということでございます。

○前屋敷委員 わかりました。そういう考え方も含めて、やはり念頭に置いた形で運営をしていくことが必要だというふうに思いますので、お願いします。

それともう一点は、ちょっと細かいことなんですけれども、5ページの収入未済額の状況の中の諸収入というところで、ここには記載されていないんですけれども、意見書の21ページの諸収入のところで収入未済額の中に公営住宅使用料というのも未済としての項目が入っているんですけれども、本来、使用料・手数料の中の未済として公営住宅の使用料、入っているんですが、どういう部分のものが諸収入の中での収入未済として上げられているのかという区分の仕方というか、考え方あたりだと思うんですけれども、その辺のところを御説明ください。

○西野財政課長 ここに諸収入で上げておりますものについては、過年度収入として上げているものでございます。

○前屋敷委員 過年度分については、一般的な使用料・手数料の未済という形ではなくて、諸収入としての取り扱いをするというだけの話でしょうか。

○西野財政課長 非常に形式的でございますが、そのような形で整理させていただいています。

○高橋主査 ほかに質疑はございませんか。

○萩原委員 まず、税務課長、監査委員の報告の5ページ、先ほど説明ありました収入未済の状況の特別会計、小規模企業者等設備導入資金の未済は保証協会との関係はどうなるんですか。

○西野財政課長 申しわけありません。この特別会計につきましては、経営金融課ということ

で、詳細については商工建設の分科会のほうで精査されているというふうに思っています。

○萩原委員 これはあなたのところではできないわけですか。特別会計はそれぞれの所管が違ふんだらうけれども、例えば母子寡婦福祉資金、2億幾らで収入未済が25%だから、全体の8億4,000万～5,000万のうちのこれだけが残ったということですから、パーセンテージからいけば割と大きいものだから。小規模企業の場合は保証協会が保証してくれるのかなと思ったりして……。

それと、税務課長、いろいろ職員の皆さんは大変だろうと思うんですね。職員の中でノイローゼになったとか、うつになったとかいう職員はいないですか。

○永田税務課長 県税の現場ではもちろん、そういう職員も中にはいらっしゃいます。

○萩原委員 入院とか何とか、そういうところまではいっていない。

○永田税務課長 長期の休暇をされている方はおられたと思いますけれども、たしか、現時点で入院されてはいなかったんじゃないかなというふうに考えております。

○萩原委員 私、都城だけれども、市の職員はその担当をやっておる人がおるわけです。行くとやっぱり大変な仕事ですね。朝駆け夜駆けで行かないかん場合もあるし、場合によっては、体を張ってやらないかん場合が出てくるわけですね。ですから、現場の皆さんの頭になる人たちは、あるときは励まし、やっていらっしゃるだろうと思うけれども、職員の皆さんの労を大事にしながらやっていただきたいなど、決算には関係ないけれども、せっかくですから、お話をしました。

それから、公有財産収入の減、売却可能な公

有財産はあとどの程度あるんだというのは把握していらっしゃるんですか。

○堀野総務課長 行政財産について用途廃止をして、各部局で使わないといったものの数字なんですけれども、これが21年3月31日現在で29件、面積にいたしまして4万1,061平米というのを確認しております。

○萩原委員 金額的にはアバウトで出ないですか。

○堀野総務課長 金額については、それぞれ鑑定評価というのが必要になりますので、そういった分については売却する際にやっていきますので、新たに発生したものとか、そういったことも含まれておりますので、最終的な金額というのは、この数値については申し上げられないと思っております。

○萩原委員 売却すると同時に、逆に今度は購入する場合がありますね。どうしても土地とか、敷地を広くせないかんとか、そういうときには、各所管から上がってきますね、ここがどうしても欲しいんですがというときは、全部、課長のところでやるわけですか。

○堀野総務課長 以前は土地開発基金というのを持っておりましたので、その分で行っている部分は確かに先行取得ということではあったと思うんですけれども、現時点では、それは廃止しましたので、各課のほうで予算措置をして購入するという形になろうかと思えます。

○萩原委員 2ページ、非常にむなしい質問ですけれども、もし、三位一体改悪がなかったら地方譲与税から地方特例交付金、地方交付税、おおむねどの程度の金額だったですか。

○西野財政課長 三位一体期間中、平成16年度からでございましたが、地方交付税を中心に大きな減収になったところでありますが、仮にそ

れがなければどうだということですが、16年から18年度3カ年に減少した分をトータルで考えますと、350億程度の減というものがございましたので、そういうものとして御理解いただければと思います。

○萩原委員 部長、この決算を見ながらいろいろと予算編成をしますね。テレビで出るんですけども、使い切り課長は優秀で、また、無駄をなくし、節約をして不用額がたくさん出たのは余り能力がないという、国家公務員ですよ、宮崎県はないと思いますけれども。そういう頭の切りかえは大体終わりましたか。予算編成に当たって、あなたは予算がたくさん残っておるがね、次は予算をもうちょっと削れるだろうがとか、そういう査定はしないですか。

○山下総務部長 私が直接、各課の各担当と議論をしたことはございませんけれども、今、委員がおっしゃったような形での使い切りをするのが善という世界はもうないんだろうと思います。ただ一方では、ちゃんと議会の議決をいただいた予算ですから、業務をきちんと執行するという観点からも予算執行というのは必要でございますので、一方では節約もきちんとしないといけない、一方ではきちんと事業も県民にお約束した分はしないといけない、その中で適正な予算執行ができるんだろうと思います。

○萩原委員 役所がどういう会議をしておるか知らんけれども、部長、言うならば各課、課長の指導監督をする立場ですね。部長就任になったときに、総務部長といたらかなめでしょうから、全体の部長連中にも、あるいは自分の課の課長クラスにも、予算査定はしっかりせないかんよ、いずれ議会の議決をもらうんだけど。しかし、なるだけ節約した課長なんかは優秀なんだよという、そういう檄を飛ばしたことはな

いですか。

○山下総務部長 私個人的には、きちんと効率ある予算執行をすることが、我々負託を受けて税金を執行している者の役目だと思っておりますので、そういうのは折に触れて課長なりに話をすることもございますし、当然、各部から話があったら、そこを基本に、しかし、それと政策目標をどこで折り合いをつけるかといいますか、そういうところはある意味私の仕事でございますので、常に心がけておるつもりでございます。

○萩原委員 失礼をいたしました。

○高橋主査 ほか、ございませんか。

○押川委員 県を動かす中で皆さんの部署というのが一番大事な歳入歳出とありますけれども、それぞれ出ましたから、大まかに質問させていただきたいと思いますが、その中で一番自主財源を上げるためのポイント、そして何が一番県の20年度の中で自主財源を確保するのに力を注がれたか、そして、今回、皆さん方の財政を含む中で各部にいろんな予算の配分あたりがあるわけでありまして、県民の皆さん方がやってもらう事業の中で、今、一番問題なのが、土木の入札の問題とかいろんな問題がありますし、県民の所得を上げるための方策の中で、予算の余った部分の中での余裕を回すような予算査定というのは、毎年いろんな予算を組む中でされるだろうと思うんですけども、今回も、宮崎県の中でも3つ知事がポイントとして挙げられて予算を組まれたわけでありまして。そういう中でこういういろんな金のやりくり等が出てきておるわけでありまして。そういう組み方、あるいは自主財源の上げ方、方法等々が何かあるのであれば、ポイントとしてやっておられるものを聞かせてほしいなというふうの一つ

考えておりますけれども。

○西野財政課長 自主財源の確保ということ是非常に大事なことであるということで、毎年、当初予算編成に当たりまして各部局に強くお願いしているところでありまして、例えば、監査の指摘にありましたような、収入未済とか、そういった取り扱いはもとよりですが、特に、20年度につきましては、県立芸術劇場にネーミングライツを導入するなど、歳入確保対策には積極的に取り組ませていただいたところでございます。予算につきましても、それぞれ各部局、必要な政策課題に対する対応というのを積極的に考えていただいておりますが、財政改革プログラムの中で所要のシーリングがございます。そういったものを踏まえて、要求額等に制限はございますが、できるだけその制約の範囲内で与えられた課題に効果的・効率的に対応していただける、そのような予算編成に努めているところでございます。

○押川委員 きょうの説明の中でも、法人県民税とかも減ってくるでしょうし、今回、法人税の中でも木城町の揚水発電所あたりの交付税はあったということでもありますけれども、こういったものがないときには、さらに県の予算というのは、自主財源はさらに落ち込んでくるわけで、既存の県内の農業を含む、地場の企業、ここあたりの育成等々をやっていかないと、なかなか厳しいんじゃないかなという考え方をしているんです。そういったことに対して、20年度を踏まえて、次年度予算等をやっつけていけるわけがありますけれども、そこらあたりでこういう地場の育成といいますか、あるいは先ほど言ったように、土木関係、こういうものも含んでどうされるのかなということを我々、一般質問とか代表質問、議会等々でもよく議論するんです。

そういった育成、見直しを今後やっていこうとかいうものが何かあれば、聞かせていただきたいと思います。

○西野財政課長 御指摘のとおり、厳しい経済・雇用情勢、そういったこともありますので、できる限り、今後、県が中長期的にも成長していけるというような展望というのは必要だと考えておりまして、今、県民政策部のほうで中長期的な課題についてはまとめさせていただいております。我々としては、方向性を一にしまして、経済対策の補正予算などを組ませていただきました。昨年来、農商工連携とか、そういったものを産業支援財団のほうにファンドとして設立したり、そういった流れで例えば農商工連携を充実強化しているところでもあります。来年度の当初予算編成に当たりましては、また、重点事業でありますとか、編成方針の具体的なことにつきましては、今後、検討して公表させていただくということになろうかと思っております。我々としても、県の極めて厳しい経済・雇用情勢、今後の中長期的な展望等、そういったものを共有しながら、編成に当たりたいというふうに考えております。

○高橋主査 ほか、ございませんか。

○井本委員 税金の徴収がなかなか大変なんです、ある県だったか、市町村だったかかもしれませんが、徴収を民間委託していい結果を出しているというのを何かで見たんですよ。そういう試みをやろうというようなことは考えていないんでしょうか。

○永田税務課長 徴収そのものを民間委託というのは聞いておりませんが、例えば、滞納になりまして、最初の電話催告とか、そういったものを民間に委託してというのは何か事例は聞いております。県のほうは滞納の中で一番大

きいのが自動車税なんですけれども、徴収の各担当者、一番数を多く抱えておりますので、これが一番問題ではあるんですけれども、今のところ、それを委託することによってどれだけの効果があるかというのがまだ見えていないものですから、具体的な検討にはまだ入っていない状況であります。

○高橋主査 それでは、一たんこれで質疑を終わります。引き続き、市町村課から消防保安課までの執行部の説明を求めます。

○田原市町村課長 市町村課の平成20年度決算の概要につきまして、御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会資料の9ページ、平成20年度歳出決算課別集計表をごらんください。市町村課の計は、予算額51億1,256万円、支出済額50億6,294万4,150円、翌年度繰越額140万4,000円、不用額4,821万1,850円で、執行率は99.0%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。19ページをお開きください。(目)市町村連絡調整費の不用額287万7,033円についてであります。これは、市町村課の事業運営に伴う需用費、旅費などの節約による執行残、並びに市町村合併支援事業における新聞広告料等の執行残であります。

次に、20ページをお開きください。(目)自治振興費の4,407万5,100円についてであります。これは、元気市町村支援資金貸付金が貸付見込みを下回ったことに伴う執行残であります。

次に、21ページをごらんください。(目)選挙啓発費の不用額59万7,059円、執行率82.4%についてであります。これは、若年者層の政治意識の向上を目的として開催いたしました「わけもんの主張」における報償費などの執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の平成20年度主要施策の成果に関する報告書の47ページをお開きください。1、活力ある地域づくり、1)個性を生かした地域づくりについてであります。主な事業としましては、まず、市町村合併支援事業であります。旧合併特例法のもとで合併した6市町に対しまして、5億2,140万円の市町村合併支援交付金を交付し、電算システムの統合や地域防災計画等各種計画の策定、小中学校施設の改修などに対する支援に努めたところであります。

次に、新市町村合併支援事業であります。講演会の開催や新聞広報等により、合併に関する情報を県民に広く提供し、合併機運の醸成を図るとともに、現行合併特例法のもとで合併した3市に対しまして、1億1,430万円の新市町村合併支援交付金を交付し、新たなまちづくりの支援を行ったところであります。さらに、合併協議会の補助といたしまして、8市町に補助金を交付し、協議会の円滑な運営に対する支援を行ったところであります。

次に、合併関係市町村財政健全化支援事業であります。合併市町のうち財政状況が特に厳しい6市町に対しまして、高金利地方債の繰り上げ償還を支援するため、52件、19億9,980万円の借りかえ資金について、無利子貸付を行ったところであります。

次に、元気市町村支援資金貸付であります。災害防災対策や行財政改革など、市町村の当面する課題の解決に向けた取り組みを支援するため、17市町に対し44件、10億600万円の無利子貸付を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

市町村課の説明は以上であります。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターの歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページでございます。平成20年度歳出決算課別集計表の中の総務事務センターの計は、予算額11億9,221万4,000円、支出済額11億8,599万8,383円、不用額621万5,617円、執行率は99.5%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。23ページのほうをお願いいたします。(目)財産管理費の不用額339万9,699円についてでございます。その主なものとしまして、節の備品購入費、執行残279万9,625円でございます。これは、主に1月補正予算において集中管理車を3台更新しました。その執行残でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○武田危機管理課長 危機管理課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページ、平成20年度歳出決算課別集計表をごらんください。危機管理課の計は、予算額3億5,830万4,000円、支出済額3億5,387万2,148円、不用額443万1,852円で、執行率は98.8%となっております。

次に、不用額について御説明いたします。24ページをお開きください。(目)防災総務費の不用額435万7,135円についてでございますけれども、その主なものとしましては、節の使用料及び賃借料の157万1,607円でございます。これは、防災対策本部設置時に機器リースの借用を行いますけれども、その執行残でございます。また、旅費の84万6,403円につきましては、防災士研修旅費等の執行残等でございます。

その他の目につきましては、不用額が100万円

以上のもの及び執行率が90%未満のものはございませんので、省略させていただきます。

次に、平成20年度の主要施策の成果について御説明いたします。報告書の49ページをお開きください。1、安全で安心な暮らしの確保、1)危機管理体制の強化についてであります。まず、施策の目標でございますが、県民の防災意識の高揚、自主防災組織、防災ボランティアの育成に取り組みますとともに、関係機関との連携強化などによりまして、自然災害を初めとする多様な危機事象に迅速に対応するため、危機管理体制の強化に努めたところでございます。

次に、施策推進のための主な事業及び実績であります。まず、自主防災組織活動強化事業であります。自主防止組織リーダー研修会を開催し、多くの地域防災リーダーを育成したところであります。

また、「宮崎県防災の日」の推進事業につきましては、昨年の5月25日、小林、えびの、高原町の2市1町におきまして、75機関、1,800人の参加で総合防災訓練を実施し、県民の防災意識の高揚を図ったところであります。

次に、㊦地域防災力向上促進事業につきましては、6市町・43組織に対しまして、自主防災組織の資機材整備に対し補助を行うなど、自主防災組織率の向上を図ったところであります。

次に、危機管理総合調整推進事業につきましては、ことしの2月12日に、約400人の防災機関関係者を集めまして、危機管理防災研修会を実施したところであります。また、県庁内におきましては、引き続き、24時間災害監視体制の確立を図ったところであります。

50ページをお開きください。国民保護推進事業につきましては、全国初の生物テロを想定しました図上訓練等々を政府とともに共同で実施

したところであります。

施策の成果等であります。①の自主防災組織強化事業につきましては、県が防災士研修機関として認定されましたことから、78人が防災士の資格取得をしたところでありまして、今後多くの防災士を育成し、地域の防災力を高めていく必要があるというふうに考えております。②の総合防災訓練及び③の「宮崎県防災の日」の推進につきましては、防災関係機関との一層の連携強化が図られたほか、各種広報媒体を活用いたしまして普及促進と防災意識の啓発に努めてまいりましたが、今後もさらに、自助・共助の重要性を県民に訴えて普及を進めていきたいというふうに考えております。④の地域防災力促進事業につきましては、今後も多くの市町村に働きかけまして、自主防災組織の育成、活性化を図ってまいりたいと考えております。また、⑤の国民保護推進事業につきましては、宮崎県国民保護計画の所要の改正を行うとともに、図上訓練や危機管理研修会を通じまして、関係職員相互の連携強化、その意識啓発が図られたところでございますが、引き続き、危機管理体制の強化につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項等はございません。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○川野消防保安課長 消防保安課の歳出決算の状況について御説明します。

まず、委員会資料の9ページをお開きください。消防保安課は、予算額5億3,725万6,000円、支出済額5億2,399万4,403円、不用額1,326万1,597円で、執行率は97.5%となっております。

次に、主な不用額について御説明します。消

防保安課は26ページでございます。まず、(目)防災総務費であります。不用額1,060万8,418円となっております。その主なものは、需用費135万638円と負担金・補助及び交付金の831万4,798円でございます。需用費につきましては、防災救急ヘリの燃料費に係る執行残と、負担金・補助及び交付金につきましては、防災救急ヘリコプター管理運営協議会の負担金の減額及び市町村に対する消防防災施設整備補助金の執行残等でございます。

次に、(目)消防連絡調整費の不用額が235万8,506円となっております。主なものは、委託料の54万4,239円でございます。危険物取扱者の免状交付に伴う執行残でございます。旅費や需用費等につきましては、節約に伴う執行残でございます。

他の目につきましては、不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、主要施策の成果に関する報告書、51ページをお開きください。1、安全で安心な暮らしの確保、1)危機管理体制の強化についてでございます。まず、施策の目標でございますが、消防対策の充実や産業保安の確保を図るとともに、防災情報の提供や防災関係機関との連携強化を図るなど、危機管理の強化に努めたところであります。

次に、施策推進のための主な事業及び実績でございます。主なものについて説明します。まず、総合情報ネットワーク設備更新であります。防災行政無線設備等のシステムを計画的に管理運営し、災害連絡体制の維持を図ったところであります。

次に、航空消防防災管理運営であります。防災救急ヘリ「あおぞら」を運航してありまして、

平成20年度中の緊急運航出動件数は74件でした。なお、出動回数のその他というのがございますが、これはいずれも、他県への応援出動であります。

次に、消防指導であります。消防団員の確保や活性化を図るため、ふるさと消防団パワフル21事業としまして、ラップ隊フェスティバルや消防団員意見発表等を内容とする消防大会や、県消防操法大会を開催しますとともに、新聞等を活用した県民への広報啓発を行ったところであります。また、救急業務の高度化や増大する救急需要に対応するため、救急救命士の養成に取り組んでおります。平成20年末現在における救急救命士の総数は226名となっております。

ページをめくっていただきまして、予防指導であります。火災による災害や危険物の事故の未然防止を図るため、消防設備士及び危険物取扱者に対しまして、新しい知識や技能の習得のための講習を行ったところでございます。

㊦消防広域化等体制強化促進事業につきましては、市町村が実施する消防資機材や小型動力ポンプ等の整備に対し補助を行いまして、消防力の強化に努めたところであります。特に、20年度からは消防非常備7町村の常備化に対する取り組みに対して助成を行い、常備化に向けて働きかけを行うとともに、大規模災害に出動する緊急消防援助隊の資機材の整備について補助したところであります。

次に、施策の成果等でございますが、①の総合情報ネットワーク設備更新につきましては、適正な管理を行い、通信体制の確保が図られたと考えております。②の防災救急ヘリにつきましては、より一層の利用増と運航の適正化を図り、危機管理体制の強化につながるよう、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

③の消防団につきましては、消防団の活性化を図るとともに、消防職員や消防団員の資質向上に向けて、さまざまな訓練や研修を実施してきたところであります。④の市町村消防防災施設等整備につきましては、引き続き資機材の整備を促進し、地域の防災体制の強化に努めますとともに、より一層非常備町村の常備化に向けて働きかけてまいりたいと考えております。右のページでございますが、⑤の高圧ガスの保安対策につきましては、県民の安全性の確保のために、今後とも、指導・監督、研修を通じて、産業保安の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。

消防保安課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋主査 執行部の説明が終了しましたけれども、説明に対する質疑は午後をしたいと思っております。午後は1時再開。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時58分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

執行部の説明に対する委員の皆様の質疑を求めます。

○武井委員 市町村課にお伺いをいたしますが、合併の関係なんですけれども、20年度は、最終的には野尻と合併になりましたが、高原町との合併が破たんをしたりとか、児湯郡のほうなんかでも20年度にフォーラムを開いたりとか、そういう形でいろいろと合併について取り組まれていたわけですが、結果としては、年度中というのは日南市の1市2町ということで終わった

わけなんですけれども、そういった意味での取り組みのあり方として、私はうまくいかなかったところがあるということは、課題も多々あったのではないかと感じるわけですが、非常に経費もかけて取り組んだ事業であるわけなんですけれども、市町村課としてどのような認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○茂市町村合併支援室長 今お話がございましたように、高原町のほうで合併寸前までこぎつけておったんですけれども、病院の問題とかがありまして、最後の最後でうまくいかなかったということについては非常に残念に思っております。その一方で、宮崎・清武、それから日南・北郷・南郷、そして小林・野尻、このあたりの合併協については、順調に、議論はできたのかなというふうに思っております。ただ、残念ながら、全体としては合併の議論がいま一つ低調ではなかったかなというふうに思っておりますし、反省を込めてそういうふうに考えているところでございます。

○武井委員 この20年度に、高鍋でフォーラムを開催してといったような事業もあったわけなんですけど、そういった意味で知事も行かれたりして、特に、東児湯については非常にそれに対して力を入れていっていたわけなんですけど、結果として、今、現状を見ると全く進捗していないように感じるわけなんですけれども、県として、そういった形でいろいろ力を入れてきたにもかかわらず、東児湯地域で合併の話が全く進まなかったということについて、どういったアプローチをなさったのか、そして、どういう経緯でこういう現状になっているのかをお聞かせください。

○茂市町村合併支援室長 昨年は6月27日に高鍋商工会議所の共催によりまして、杉本先生の

御講演をいただいたというところでございます。あわせて、自治公民館と連携をとりまして、同じく6月に黒木康夫さんという日南合併協議会の方をお招きいたしまして研修会を行うと、そういったようなことで、さらに我々、現地等に出向きまして、いろんな意見交換等を行ったわけですが、今、お話がございましたように、東児湯地域におきましては、なかなか合併の気運が盛り上がりなかつたというふうに思っております。それは私どもも非常に残念に思っております。いろいろ民間のほうでは動きもあったんですけれども、結果として、それが大きな動きにならなかつたというふうなことだと思っております。私どもとしましては、今後とも、十分議論を続けていただきたいというふうに思っているところでございます。

○武井委員 民間のほうで動きがあったとかいうのも知っているんですが、県がそういうふうな形でいろいろアプローチをしていったにもかかわらず成就しなかつたというのは、例えば地域性なのか、県としてはどういったことが阻害要因であって、どういったことが暗礁に乗り上げた結果として進捗をしなかつたという認識を持っていらっしゃるのかという点についてお伺いします。

○茂市町村合併支援室長 東児湯地域につきましては、ほかの地域に比べますと核となるような大きな市がなくて、本来であればそこがいろいろリーダーシップをとってやられれば進むというケースもあろうかと思うんですけれども、いま一つその力が働かなかつたというところは正直言ってあろうかと思えます。それとあわせて、東児湯は早い時期に役所の統一等をめぐりまして、うまくいかなかつたという経緯もございます。そのあたりのことがいろいろありまし

て、結果的にうまく進まなかったというふうなことだと思っております。以上でございます。

○武井委員 次に移ります。消防保安課の広域化体制強化推進について伺いますが、非常備の町村、西臼杵とか、そのあたりの対応ということもあるということで、コストも4,178万ですか、かけているわけなんですけど、実際に消防広域化の問題、なかんずく宮崎市を含めて反対をしているところも非常に強いという中で、実際に事業として広域化、資機材の整備というのはいくつか進んでいくんだらうと思うんですが、実際の政策として主眼とするところの消防広域化というのは進んでいくめどといたしますか、状況というのは、このコストをかけたことによって改善していったのかどうか、お伺いをいたします。

○川野消防保安課長 消防広域化等体制強化促進事業についてのお尋ねでございます。消防の広域化については、大きくいうと広域化と非常備町村の常備化、この2点の観点から取り組んでおります。この強化促進事業につきましては、非常備町村の常備化推進に対する補助という形で、1町村100万円ほど補助させてもらっているところでございます。その中で、私も何回か7町村に参りまして、それぞれの首長さん等と協議させていただきましたが、西臼杵地区では、昨年の12月に首長を委員長とする協議会が設置されまして、具体的な検討段階に入ったところでございます。入郷地区3町村につきましても、協議会をつくるまではいいないんですが、3町村合同で日向市消防本部等と協議が進められているという段階でございます。ただ、7町村についてはいろんな温度差がございますので、今後とも、こういう補助金等も使いながら働きかけをしてまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

○武井委員 先週なんですけれども、宮崎市選出の県議、こちらにも福田委員、権藤委員、前屋敷委員がいらっしゃいますけれども、宮崎市との協議というものがあつたんです。そのときに、宮崎市は県の枠組みで西都と一緒になるんですね。3支部体制という中で、そうするとなかなか現実的に難しいみたいな、かなりニュアンス的には否定的な見解を述べておつたんですけれども、そういった意味で、実質的に否定的な見解を持っているところとどのような形でアプローチをしていったのか、どういふふうな形でその状況を打開されようとしたのか、伺います。

○川野消防保安課長 最近では、局長にも宮崎市長のところに行ってもらいまして、具体的な協議もさせてもらったところでございます。また、局長と私でそれぞれの消防管理者、首長になりますが、訪問いたしまして、協議させてもらったところでございます。最近では、10月5日に、消防広域化検討会というのを開きまして、これは消防管理者（首長）と消防長が委員となっている会議ですが、これを開かせていただきまして協議をしたところでございます。その中では、今、武井委員がおっしゃいましたとおり、宮崎市のほうからは、宮崎市としてメリットが見えないというような意見も出されたところでございまして、宮崎市としては3分割のほうを検討余地があるというような意見も出されたところでございます。これに対して、一方、ほかの首長からは、やるのは一本化しかないとか、課題は解決可能であるとか、現実論としては一本化のほうがいいんじゃないか等、そういうような種々な意見が出されたところでございまして、今後、私どもといたしましては、広域化す

るためには、関係機関共通の認識を持つことが大変重要でございますので、こういったような話し合いを継続してやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○武井委員 確認ですが、県としては、あくまでも一消防本部体制を目指していきたいということだということによろしいですか。

○川野消防保安課長 昨年、広域化した場合のメリットであるとかデメリットであるとか、いろんなことを検討してきたところでございます。総体としては、私どもとしては一本化のほうがメリットは大きいというふうに思っておりますが、ただ、広域化するためには、先ほど申しましたとおり、多数決とか、そういうわけにはいきませんので、やはり全消防本部の合意、共通の認識というか、そういうのが必要でございますので、私どもとしては、その合意に向けて、今後とも努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○武井委員 わかりました。

最後にしますが、ということは、県単の消防広域化等体制強化促進事業というのは、大きいところでは資機材に対する補助が多いわけなんですけど、こういう資機材を提供したりするようなことを通じて、県の意図であるところの消防広域化に資するような説得というか、そういった活動をするための事業だと、それとも純粋に資機材が足りないところに対して資機材を提供するということが主たる目的だということなんですか。

○川野消防保安課長 この事業につきましては、新規事業という形になっておりますが、一番上の消防資機材等の整備に対する補助については、従来から行っている部分でございます。それに非常備に対する補助と緊急援助隊の補助、これ

を加えまして、新たに新規事業という形で20年度から起こしたものでございます。ただ、消防資機材の整備等につきましては、通常は3分の1の補助でございますが、広域化に要する費用については2分の1補助しますということで補助率のかさ上げを行って、広域化の推進に役立てようというふうな考えはございます。以上でございます。

○武井委員 わかりました。また継続して取り組みをお願いします。以上です。

○高橋主査 ほかに質疑はございませんか。

○榎藤委員 今の議論の中で、県で一本化という考え方をもう一度説明をしてほしいんですけども。広域化が望ましいという話で。

○川野消防保安課長 消防広域化推進計画というのを去年の3月、年度で言いますと19年度になりますけど、策定をいたしております。この中で一本化と3分割化、この両方を検討しております。その推進計画の結論といたしましては、一本化のほうが望ましいというような表現をしております。ただ、3分割についても一定のメリットがございますので、その両方について協議をしていきたいと思いますという整理の仕方を推進計画ではしておるところでございます。それに基づきまして、20年度1年間かけまして、そのメリット・デメリット等についてどういうものがあるかというような形で協議をしてまいったところでございます。メリットといたしましては、例えば司令センターであるとか、そういうものが一本化できますので、そういう機器が経費的に安くつく。デメリットといたしましては、一本化しますと本部が大きくなりますので、例えば消防庁舎をつくらなくちゃいけないとか、あと初期投資等かかりますので、そういったものがかかるんじゃないかと。そうい

うような意見が出ているところがございます。
以上です。

○権藤委員 機動性とか、そういったことを含めたもの等を考えた実質の運用というのがどうなのかという点。例えば、全然違いますけれども、今度、教育委員会が教育事務所を7つを3つにしようとか、全国では一本化のところもありますよという、そういう説明を受けておるわけですが、私は、形の上で県全体で組織を一本化したとしても、救急体制とかは時間、それから応援体制にしても、極端に言えば、えびのの人が延岡まで行くかという、そういったこと等も含めて、そういう組織をつくったとしても運用面では3分割とか7分割とか、そういうものがあってもいいんじゃないかなと。そういうものをみんなで議論して、理解してやらないと実際にはうまくいかんんじゃないかと。

それからもう一つは、危機管理体制とか、医師会とか、消防とか、そういうものについても既に今までやってきた歴史みたいなものから、そこにうまくいく人脈を含めたもので運用されていると思うんですね。意外とみんな未消化というか、一本化だったら何もかも全部一本化ということには、実際に組織上は一本化したとしても、運用面では3つになったり7つになったりして運用していかないと、逆にうまくいかんんじゃないかというような気もしているので、そこら辺はもっと時間をかけて、合併論じゃないですけども、よくみんなの理解を得ながらやっていったほうがいいんじゃないかと。

この前の市との懇談会で、全然関係ないことですが、教育の中核市としての全国の法律上の扱いは、宮崎市圏域については宮崎市で人事権も持ってやるようなことを全国で進んでいるところもあるんですね。そういう相反するような

ところもあるので、それを県としては、お互いの言い分を出してもらって、そして調整しながら、方向的に一本化がいいのか、私は一本化のほうが県の立場としてはいいんだろうと思うんですが、そういうことにはやっぱり時間がかかるのかなという印象を持っておりますので、決算の直接の中身じゃありませんが、そういうことを今後はうまくやっていただきたいなど。特に宮崎市の場合には、中核市となったので、肩を張って、中核市としてモデル的に進んだ行政をやりたいというのも一方ではあると思うんですね。そういうところをよく見きわめてもらって、意見を聞いたりして、できるだけ順調な結論が出ていくように、時間もかけてほしいし、そういう努力を県にはお願いしたいなということで、それは意見と要望ということでお願いしたいと思います。

○押川委員 市町村課にお願いしたいんですが、西都・児湯の合併は全然今のところ進んでいないんですけども、市民あるいは町民の希望としては、宮崎市との合併というのはよく耳にするんですよ。市町村課あたりでは、そこらあたりの声に対して、各市町村、方向づけとしての可能性を含んだ対策とか、そういうのは議論されたことがあるのかないのか、聞かせていただきたいと思います。

○茂市町村合併支援室長 私も現地に行っているいろいろお話をさせていただくこともあるんですけども、確かに、議論としては西都市の中でも東児湯というよりも宮崎市と一緒にあったほうがいいんじゃないかと、そういう議論が一部にされているという話も聞いております。一方でまた、宮崎市あたりに伺うと、今、かなり広域的に合併をしまして、今度、清武町まで合併をするということで、かなり面積も広くなり

人口も多くなってきたということで、それ以上もっと範囲を広げて人口をふやすことが必要なのだろうか、特に、面積が広くなるという意味について、それがいいのかどうかということはいろいろ検討されていらっしゃるんじゃないかなと思います。それぞれの首長さんの思いもいろいろおありのようでして、これ以上は申し上げにくいところもあるんですけれども、議論はされているけれども、私どもの見通しとしては、短期的にはなかなかそこに行かないんじゃないかなというふうに思っております。

○押川委員 今後、道州制がどういう方向になるのかまだ不透明な部分はあるんですけれども、そうなったときには、皆さん方の考え方としては、国のそういう方向なり指導もあるんでしょうけれども、宮崎をどういう方向で合併ないし区分けをされるのかということあたりの議論は全くないのでしょうか。道州制を見込んだ県の考え方、宮崎県をどういう区割りにするかとか。

○茂市町村合併支援室長 それについては、なかなか難しいことございまして、十分な検討はされておりませんが、基礎的自治体としての体力をつけていかなければいけないだろうというふうには思っております。それとあわせて、合併の問題は自主的・主体的に検討をしていただかなければいけないという中で、強制的な合併については余り好ましくないんじゃないかなというふうに思っております。ただ、任意でやっていきますと、宮崎県の状況でいくと、なかなかこれ以上合併が進むというのは、部分的にはあるかもしれませんが、大きく、例えば10なり10幾つなりの区になるかという、現実的には、そこまでいくのは自然の流れの中では時間がかかるのかなというふうに思っているところでございます。

○押川委員 わかりました。

先ほど、消防の広域化の問題も出ておるんですけれども、そういう中で、消防団の確保というのも今、一生懸命議論されておる中であります。一般質問等々でも出てくるわけでありまして、消防団確保について、今後はどのような取り組みなり、あるいは財政的な、例えば免税とか、そういうものを含む意見もあるんですが、そこらあたりの今後についてお考えがあれば、聞かせていただきたいと思っております。

○川野消防保安課長 消防団、御存じのとおり、残念ながら、毎年少なくなってきております。平成21年度は県内で1万5,128人ということで、10年前と比べますとマイナス4.5%ということで、年々減ってきているというのが状況でございます。県では、そういうこともございましたので、これまで新聞、県庁ホームページを活用した啓発であるとか、いろんな関係団体を通じまして協力要請等もしてまいりました。また、特に、20年度からは、県土整備部とも協議いたしまして、本県が発注します建設工事の入札参加資格審査等において、消防団員を雇用している事業所については加点措置を設けてもらったところでございますし、また、21年1月からは、小規模工事の一部を対象として、総合評価落札方式が施行されておりますが、その項目に消防団員の雇用状況とかで評価するというようなものも盛り込んでいただいたところでございます。

私どもとしましては、こういった形で、ほかにも何か新たな優遇措置はないのかと、例えば今、建設工事だけですので、これについて何かほかのものはないだろうかとか、ほかには、9月初めに、市町村が担当課長会議を開きまして、うちのこういったような建設工事の入札参加資格の内容等も説明をいたしまして、市町村でも

取り入れられないだろうとかいったようなお願いもしたところでございます。ほかにもいろいろあるかと思ひまして、今、いろいろ検討もいたしているところでございます。今後、より一層の努力と申しますか、市町村と一体となった取り組み、こういうものが必要だというふうに考えております。以上です。

○押川委員 そういう中で、我々の地域を見ても、若い人たちはいるんですけども、仕事関係とか、そういう中ではなかなか消防団に入りづらいという意見あたりも聞くわけでありまして。もちろん、皆さん方も各企業の皆さん方にはそういうお願い等もされておられるとは思いますが、まだまだ消防団の活動あたりに理解を示していらっしゃる事業主の方もいらっしゃると思いますので、そこあたりのアプローチ等、県のほうからもそういう業種に対するいろんな補てんの仕方と申しますか、助成と言うと失礼ですけども、何らかの措置ができれば出しやすいのかな、あるいは理解を示していただけるのかなという考え方も実は持っているわけでありまして。今後も、そういったことを各事業所にもお願いをしながら、消防団の確保等々にも取り組んでいただきたいと思いますとともに、広域化することによって常備内容がよくなってくれば、消防団員がそんなに必要なのかという逆な面も出てくるものもあるのかという気はするんですよ。先ほども権藤委員とか武井委員からも出ましたけれども、それぞれ一つにするのがいいのか、あるいは既存の中での常備消防の中で、そういう確保あたりもきちんとやりながらやっていくのかというのをお互いに協議をしていただきながら、団員の確保と広域化の問題も、そこに住む人たちが困らないような形の中でぜひ、お願いをしておきたいと思

います。

○萩原委員 消防保安課長、委員会資料の26ページ、防災総務費の委託料、支出済額2億7,391万3,504円の主なのはどこどこどこですか。3つぐらい、アバウトでいいですが。

○川野消防保安課長 防災総務費の中には、総合情報ネットワーク設備更新と航空消防ヘリ関係、それと先ほどの消防広域化等体制強化促進事業、大きくはこの3つございまして、その中の委託料の一番大きいものはヘリ関係でございます。ヘリコプターの運航管理費に4,200万円、20年度は5年点検という形で3カ月ほどドックというか、点検作業をしましたので、その際の代替ヘリの運航委託、これが2,966万5,000円、それと5年点検の委託費の5,355万円、こういったものが主なものでございます。

○萩原委員 負担金・補助及び交付金、さっきの説明ではヘリ管理費等だったと思うけれども、これは主なのはどんなのですか。

○川野消防保安課長 主なものにつきましては、ヘリの運営協議会に対しまして、県の負担金という形で897万5,000円出してしております。これ以外に、消防協会への運営費補助という形で*408万円、それと……。

○萩原委員 もういいです。

主要施策の成果に関する報告書の51ページ、航空消防防災管理運営、緊急運航が74回、そのうちの44回が救急ということですが、この中で、もし、これがドクターヘリだったら大分助かったらと思う案件が何件ぐらいありますか。

○川野消防保安課長 救急の中身を申しますと、病院間の転院搬送が主になっております。したがって、例えば、交通事故があつて、そこ

※85ページに訂正発言あり

に行って、そこで負傷者を手当てするというのはほとんどございません。ただ、山岳等で遭難をしたり、伐採中に足をけがしたとか、そういった場合は飛んでいきまして、ヘリでつり上げて帰ってまいります。該当するとしたらそういうのが今、考えられるものとしては、ドクターヘリの利用としてはあろうかと思っております。

○萩原委員 部長、ドクターヘリの導入が本格的に決まったような話を聞くけれども、どうなんですか。

○山下総務部長 あれは、現在、たしか福祉保健部のほうで補助金の計画内容を練っている段階というふうに私は聞いております。

○萩原委員 消防保安課長、ドクターヘリが導入されたら、管理運営はあなたのところですか、直接決算には関係ないけれども。

○川野消防保安課長 ドクターヘリにつきましては、医療薬務課のほうで所管をいたしておりますが、私が知っている運営方法としては、どこの県も一緒でございますが、例えば福岡県にありますと、久留米医大が運航をいたしておりますし、千葉であると千葉北総病院ということで、大学の附属病院が運営をいたします。私の聞いている範囲内では、具体的なその運用については、病院ないし請け負ったところ——請け負うというか、普通、大学もしくは大きい病院、そういうところが運用を図るというふうに私は聞いております。

○萩原委員 これは直接決算には関係ないけれども、部長、ドクターヘリの場合、今の話を聞くと、例えば宮大に委託すると。そうすると委託料から何から一切合財、県が賄うことになるわけですね。そうするとヘリの管理から委託、またそこで一般競争入札して、全く違った会社が来てするよりも、随契とまでは言わないけれ

ども、同じヘリを扱う運営会社がやってくる場合とですよ。だから、競争入札というのは何もかにもいいとは限らんのだけれども、その辺は頭に少しは絵を描いたことはありますか。

○山下総務部長 そこまで描いておりません。先ほど消防保安課長が申しあげましたように、恐らく、今のところ宮崎大学に、ドクターヘリというのは必ず医師の体制とセットでないという意味がありませんので、当然、そういう運びになると思います。その中で、委員御指摘のような、あわせてやったほうがというような部分があれば、当然、私どものほうが現在、そういう委託をやっておりますので、必要な情報交換は十分したいと思います。

○萩原委員 最後に、消防保安課長、このヘリを導入していなかったら、あるいは今、ヘリを導入したばかりにいろんな予算を組んでやっておるわけですね。これで総体でどれぐらいかかっておるんですか。ヘリがあるばかりにこれだけの予算を組みましたというお金は。

○川野消防保安課長 51ページの航空消防防災管理運営、これ、全額でございます。事務費とか旅費等も含んでおりますが、先ほど言ったように、運航委託であるとか、点検費、燃料費、20年度につきましては、1億9,304万5,000円、通年ですと1億3,000万円ぐらいかかりますが、この年は5年点検等もございましたので、ふえております。これプラス市町村の負担金ということで5,600万円、人件費につきましては市町村に負担をいただいておりますので、通常で約2億円ほど運航に要しているという状況でございます。

○萩原委員 ということは、ドクターヘリを入れた場合は、おおむねこれの倍以上はかかるということですね。

○川野消防保安課長 ドクターヘリを入れると
なりますと、先ほど部長が言いましたように、
ヘリの運航管理プラス医師、プラス看護師とい
うことも当然運用に入ってまいりますので、そ
ういうことかなというふうに思っております。

○前屋敷委員 市町村合併のことでお伺いをし
たいと思います。一応、市町村合併は収束をす
るという状況に今なっているんですが、宮崎県
でも市町村合併はかなり進んだというふうに
思っています。検証、総括していくのはこれか
らだというふうに思いますので、合併したとこ
ろは以前と比較してどうなったのかとか、いろ
んな声が寄せられていますので、その辺はや
り十分に県としても検証をし、把握しておく必
要があるというふうに思うので、その点は一点、
要望しておきたいと思います。

それと、これまでの合併に関しては、自治体
によっては住民の皆さんの判断を仰ぐ、そうい
う住民投票をされたところや、全くされなかつ
たところとか、一度住民投票で議決しながら、
結果的にはそれが覆されたとか、さまざまな状
況で今日に至っているんですね。ですから、住
民の皆さんの感情も含めて、十分その辺は総括
をしなきゃならないというふうに思っています。
特に、かなりの優遇措置を施しながら合併が進
められてきたということは、財政の結果から見
ても如実にあらわれているところでもありますの
で、そういった意味では県民の皆さんの税金を
織り込みながらのこういう市町村合併になった
わけですから、そういった総括をしっかり進め
ていただいて、やはりその結果を私どもにも伝
えていただきたいというふうに思いますので、
それは要望をしておきたいというふうに思いま
す。

それと、危機管理課にお願いをしたいんです

けれども、外部からの武力攻撃から国民を保護
するための体制整備ということで国民保護法、
計画づくりなども進められてきたという状況に
あるんですが、その中身などについてはほとん
ど県民には知らされていないという状況がある
というふうに思います。そういった中で、政府
と自治体との関係でさまざまな生活とか進めら
れていて、今回、国民保護推進という事業の中
で、生物テロを想定した図上訓練を行ったとい
うふうにあるんですが、どういう中身だったの
か、この訓練を行った結果での感想的なものも
含めて、本当にこういうものを想定し、やらな
ければならないものなのかというところあたり
を具体的にお願います。

○武田危機管理課長 政府との国民保護訓練の
お尋ねだということで理解しておりますけれど
も、昨年11月に、内閣府と生物テロが発生し
たということで訓練を実施しております。参加
機関は全部で21機関でございまして、総計170名
の国あるいは宮崎県側から、あるいは宮崎市、
清武町、こういったところから関係の皆さんに
お集まりいただいて、図上訓練という形で県庁
の大講堂で実施したところであります。当然、
マスメディア等にも広報しておりましたので、
ニュース等で相当流れておりますけれども、そ
の内容につきましては、国内初の生物テロとい
うことございまして、想定は、政府からの情
報で、どうもテロが発生している、それも天然
痘テロ、これは自然界のもですけれども、撲
滅されていないわけでありまして、これを
一部の研究機関が持っているということで、
これを利用してのテロが発生したという想定で
やりました。宮崎市内で患者が発生して、これ
を診察した医師から、症状からこれは昔あった
天然痘の症状だということからスタートしたわ

けであります。これの症状のある人をどのように国のほうに通報して、市と清武町、そして病院の関係、こういったところの関係機関との連携の訓練でございました。そういったことの図上訓練ということで、もちろん、福祉保健部も出てきて、やったところでございます。

この効果といいますのは、当時、新型インフルエンザはメキシコでもまだ発生しておりませんでした。ただ、もう間もなく発生するだろうというWHOの話でございまして、それぞれで幹事会を開いたりして対応しておったわけでありまして、テロに対しての関係機関の連携は当然ある程度確認ができたということで考えておりますし、その結果、天然痘も新型インフルエンザも、感染症対策としての確認もとれたということで、非常にいい効果があったんじゃないかということで考えております。訓練については、そういうようなことで成果を考えているところです。

○前屋敷委員 今、御説明があったんですけれども、新型インフルエンザと生物テロとを同列に置いて進めていくことかというふうに私も率直に今、お話を聞きながら思ったんですけれども、テロを想定する基準は何かというところも含めて、県だけ、自治体だけで判断することは難しく、政府の意向がそこに最大限及んでいくということであるんですけれども、しかし、現実問題として、テロのとらえ方といいますか、そういうところも地方自治体でも判断できないかはちょっと難しいかもしれませんが、県民サイドでいきますと、要するにそういう非常時を想定するとか、本来ならば、やはり外交でもってそういうものを未然に防ぐということをまず第一義的にやらなければならないところじゃないかと私は思うんですね。そう

いう立場で国に対しても、地方からの率直な声というのは、その都度上げていただいて、適切な対応ができるということで、殊さら過大に物事をとらえるということはどうなのかというふうに思います。ですから、そういう立場で県も対応することが必要なというふうに思いますので、その点の指摘だけをしておきたいと思います。

それともう一点は、消防に関するところで、今、消防の広域化の議論がありましたけれども、私も、広域化に関しては、地元の意見といいますか、実際そこで消防活動に当たられているとか、地元消防団の方々とか、そういった方の意見を十分に踏まえた上で結論を出すことが必要なというふうに思いますので、そこはぜひ要請したいと思います。

それともう一つは、主要施策の52ページの④ですけれども、市町村の消防防災施設の整備、今、特に環境がこれだけ異変を起こしますと、やはり日常的に備えておくことが必要かと思えます。それで、耐震性貯水槽ですが、設置するためにはかなり金額も要ろうかと思えますし、年次的に補助もし、整えていると思えますが、20年度ではこの耐震性貯水槽、何基整備するのに補助を出して、現在、県内では何基整備されているのか、わかれば教えてください。

○川野消防保安課長 済みません。すぐに出てまいりませんので、後ほど、また調べまして委員長に報告したいと思います。

○前屋敷委員 後で資料で結構ですので、お願いします。

○押川委員 萩原委員の質疑に関連するんですが、先ほどの防災ヘリの緊急運航でありますけれども、これは使用料か何かは取っていらっしゃるんで

すか。

○川野消防保安課長 無料でございます。

○押川委員 わかりました。

○河野副主査 1点だけ伺いたしますが、合併特例債についてお聞かせください。合併特例債は、箱物、道路拡張工事、すべての事業に適用されるわけなんでしょうか。

○茂市町村合併支援室長 合併特例債につきましては、いわゆる旧合併特例法に基づく、合併に対して起債することができる特例債ということになっているわけですが、新しい市町村の建設計画というのをつくります。その中にいろんな事業を盛り込みまして、それに上げたものについて一定のものが合併特例債として起債が認められるというふうなことになっております。以上でございます。

○河野副主査 新市計画の中に盛り込まなければ使えないわけですね。

○茂市町村合併支援室長 はい、そうでございます。

○河野副主査 もう一点、特例債の返還期間は、市はどのくらいで返還していくわけですか。

○茂市町村合併支援室長 ちょっと調べさせていただきます。

○川野消防保安課長 先ほどの萩原委員に対する回答の中で1点ほど訂正をさせていただきます。委員会資料の26ページでございます。防災総務費の中の負担金・補助及び交付金の中身について、消防協会の運営費補助408万円というような話をしましたが、訂正をさせていただきます。この中身といたしましては、右のほうの消防広域化等体制強化促進事業の補助金4,080万円が主なものでございます。以上です。

○高橋主査 消防保安課長にお尋ねします。先ほどから話題になっています広域化の問題で、

非常備のところの一つ大きな課題としてあるわけですね。成果のところでも取り組みを行いましたということで、正直、本当に7つの町村が常備化に向けて前に進んでいるのかなというのが疑問なんです。広域化することによって、そこをカバーすることにはならないわけですね。広域化して、そこに設備と人を抱えなくちゃいけないわけで、ひょっとしたら町村のところをそこを待っているようなところの姿勢があるんじゃないかと。私は一般的な火災とか、そこは消防団、すごく頼れると思うんですが、救急のところは専門性が問われますから、今現在では、いわゆる私たちみたいなのが運転して、ただ人が人を乗せて運んでいるというような状態じゃないですか。本会議でも質問がありましたね。専門家が診れば助かったのにと。そういうところが大きな形として残っているから、本気で非常備の町村が今、前に転ばしているのか、その辺、いま一度お聞かせください。

○川野消防保安課長 先ほど言ったとおり、私、1年半前、去年の4月に参りましたが、そのときよりはだいぶ進んできたのではないだろうかという印象を持っております。それはどういうことかと申しますと、先ほども申しましたが、高千穂地区では、協議会をつくりまして、何とかやろうという形で、町長さんたちもこの機を逃すといけないんだというような意識でもって取り組んでもらっているところでございます。入郷地区3町村につきましては、日向消防本部の協力も得ながら、私の聞いている範囲内では、こういったような体制ができるのかシミュレーションをやってみたいと。そういったことを協議を始めていらっしゃると思います。ただ、先ほど申しましたとおり、確かに、それぞれの思いというものに温度差はございます。いわゆる山間部

のほうでなかなか厳しい面はございます。そういうことで、私どもとしては、そのしりをたたかなくてはいけないということで、補助金もつけまして、昨年度は同様の状況のところでは常備化をしている町村の視察をいたしました。この視察の中では、行政だけではなくして、近隣の消防本部、それプラス消防団、こういった方たちにも一緒に行っていただきまして、こういった形で広域化ができるのかと。先ほど主査がおっしゃいましたとおり、消火は消防団で何とかなると皆さんおっしゃいます。問題は救急なんです。助かる命が助からない状況では困りますので、これをどうにかしなくてはいけないという形で、私どもはそういったような考えを伝えまして、すべて100%水準を保つ必要はないと私がここで言うとあれなんです、いろんな消防のあり方というのがあろうかと思えます。各県の実況を見ましても、例えば、救急車だけしか置いていないところもあるし、2～3人の消防職員しか置いていないところ、いろんな形でそれぞれ工夫をしながら、経費も必要な中で、そういう形でやっていらっしゃいますので、そういったところも踏まえて、ぜひ協議をしたいという形で今、取り組みをさせていただいているところでございます。以上でございます。

○高橋主査 最後にしますけれども、広域化の論議が、今、非常備の町村の常備化を促しているような、そういう状況ももたらしているのかという気もするんですが、私は広域化は多分進むと思うんです。その広域化が進んだ上で、常備化は同時に行わないかんと思うんですよ。広域化をして常備化が後についてくればいいがということではなくて、少なくとも同時に確立、整備されないと、さっきおっしゃってました救急のところは救えませんね。救急救命士がい

ないわけですから。そこは要望として、ぜひ、今後しっかり指導していただきたいというふうに思います。以上です。

○川野消防保安課長 先ほど、前屋敷委員のほうから耐震性貯水槽についての御質問がございましたが、20年度につきましては、日向市に1基、助成をしたところでございます。それ以外に、耐震性貯水槽ではございませんが、普通の防火水槽ということで5基ほど補助を出させていただいているところでございます。全体については、また後ほど、わかりましたらば御報告したいと思えます。

○茂市町村合併支援室長 先ほど、合併特例債のお尋ねをいただきましたけれども、特例債につきましては、金融機関が貸し出しをすることになっていまして、その金融機関との話し合いで決まるわけでございますが、通常は対応施設の範囲内ということで、20年程度というケースが多いようでございます。そして、上限が30年というふうにされているようでございます。以上でございます。

○高橋主査 ほか、ございませんか。

○権藤委員 非常に危機管理とか防災ということで努力をいただきながら、それが県の場合にはなかなか見えにくいのかなという感じもするんですが、50ページに書いてありますように、県の防災等については行政機関といいますか、モラルを上げていくという責任は県に課せられたというふうにも考えられるわけでありまして、そういう意味では、先ほどからの消防も含めたものというのは、今後、県が市町村に対して教育・研修だとか、あるいは組織の運用等でも体験が大事だというようなことで、自然と一本化が高まるのかどうかと。現場主義で、現場現場できちっと一次対応ができるのかという問題とか、

先ほどのお答えでもあったように、救急の問題、消火の問題、いろいろ性格的にも違うかもしれないというふうに思うわけですが、20年度の県が取り組まれたこと等については、危機管理、消防を含めて非常に見えにくいけれども、我々は評価をしているところなんです。やはり今後において、宮崎市等は特に中核市ということで、ある程度の行政を自分たちでやるんだという部分もあるかと思いますが、実質運用においていろいろ積極的にやってもらう部分はいいことであるわけですから、そういったことを含めて、組織のあり方等についても時間をかけて、実態に即した形で運用がうまくいくように、ぜひ、そういう余裕を持った、将来展望を持って指導や、見守っていただくことが大事かなというふうに思います。

一方では、私たちは地域に戻ると、自治会への加入率が30%とか40%とか、そういう現実があるわけですね。いざ、災害が起きた、救急だといっても、救急車が遠くで鳴っても、火災のサイレンが鳴っても、離れていれば余り関心を示さないような風潮があるんです。そういうもののレベルを上げていくということは、危機管理を含めて今の時代に大変なことだと思うんですが、そういう意味では、前屋敷委員はテロの訓練がどうだという御発言もあったけれども、私は、図上訓練あるいは実際の訓練、この問題についてはやり過ぎることはないんじゃないかと。そういう角度から言えば、総合訓練の中に、ここにも自衛隊がどうだというのがありますが、しかし、災害の救助等を考えれば、全国的な展開を見てみると自衛隊様々なんです。そういう意味では、地域の理解が低くなっているわけですから、私たちはそういうのを常に実戦訓練をやっていかないと。そういう意味

では、皆さん方にその計画とかタイミングとか内容とかで非常に御苦労がかかるんじゃないかなと。そういう意味で逆に期待をしておりますし、運用を充実してもらうことを要望申し上げます。以上です。

○萩原委員 51ページの緊急出動、その他12件他県へと言うことだったですね。隣県から応援をもらった件数は何件ぐらいあるんですか。

○川野消防保安課長 大分、熊本と応援協定を結んでおりまして、12件はいずれも大分、熊本に出たものでございます。来てもらったのが、大分から3件、熊本から2件、5件でございます。

○萩原委員 それと、ほとんどが病院から病院への搬送ということでした。ヘリポートを持った病院は県内には何病院ぐらいあるんですか。

○川野消防保安課長 美郷町の国民健康保険病院、西郷にあるやつですが、ここでございます。ただ、大きさが航空法上の規定を満たしていないということで、もちろん、ヘリコプターの大きさにもよりますが、西郷の病院については15メートル掛ける17メートルでございますので、うちの「あおぞら」も一度おりたことはあるそうなんです。その後おりていないということで、20メートル・20メートルが航空法の規定でございますので、それ以後はおりていないというのが実態でございます。

○萩原委員 そういうことであれば、病院関係に20メートルの20メートル、そういうヘリポートの、普通は駐車場を使ってもいいけれども、何かのときにはヘリポートも使えるように病院関係に働きかけというか、そういうことはないんですか。

○川野消防保安課長 ヘリコプターも、うちの「あおぞら」はかなりの重さがございます。例

えば屋上等にヘリポートをつくりまして、おけるといことになりますと、かなりの改修工事であるとか、そういうものが必要になりますので、実態上は非常に難しいかなと思っております。ただ、近くに空き地があれば、それについてはうちのほうで調査をいたしまして、できるだけ近くということで、グラウンドであるとか、そういったところを今、利用しているところでございます。

○萩原委員 わかりました。

○高橋主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 58 分休憩

午後 2 時 1 分再開

○高橋主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。13日の13時30分に採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後 2 時 2 分散会

平成21年10月13日（火曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 主 | 査 | 高 | 橋 | 透 | | |
| 副 | 主 | 査 | 河 | 野 | 安 | 幸 |
| 委 | 員 | 福 | 田 | 作 | 弥 | |
| 委 | 員 | 井 | 本 | 英 | 雄 | |
| 委 | 員 | 萩 | 原 | 耕 | 三 | |
| 委 | 員 | 押 | 川 | 修 | 一 | 郎 |
| 委 | 員 | 武 | 井 | 俊 | 輔 | |
| 委 | 員 | 権 | 藤 | 梅 | 義 | |
| 委 | 員 | 前 | 屋 | 敷 | 恵 | 美 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総 | 務 | 課 | 主 | 幹 | 黒 | 田 | 渉 | |
| 議 | 事 | 課 | 主 | 幹 | 壺 | 岐 | 哲 | 也 |

○高橋主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 議案第28号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第28号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋主査 挙手多数。よって、議案第28号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の内容として御要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、主査報告につきまして、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 それでは、そのようにいたします。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋主査 以上で分科会を終了いたします。

午後1時32分閉会